

南知多町文化財保存活用地域計画（素案）

令和5年7月

愛知県南知多町

南知多町文化財保存活用地域計画

目次

序章	はじめに	1
	1. 計画作成の背景と目的	
	2. 地域計画の位置づけ	
	3. 作成の体制と経過	
	4. 計画期間	
	5. 計画の進捗管理と自己評価の方法	
	6. 用語の定義	
第1章	南知多町の概況	10
	1. 自然的・地理的環境	
	2. 社会的状況	
	3. 南知多町の歴史の変遷	
第2章	南知多町の文化財の概要と特徴	39
	1. 指定等文化財の概要	
	2. 未指定文化財の概要	
	3. 類型ごとの特徴	
第3章	南知多町の歴史文化の特徴	53
第4章	文化財の把握調査	57
	1. 既存の文化財の把握調査の概要	
	2. 地区ごとの文化財の把握調査の現状	
第5章	文化財の保存と活用に関する方針	68
	1. 文化財の保存と活用に関する現状	
	2. 文化財の保存と活用に関する将来像	
	3. 文化財の保存と活用の基本目標	
	4. 文化財の保存と活用に関する課題	
	5. 文化財の保存と活用の方針	
第6章	文化財の保存と活用に関する措置	81
第7章	文化財の防災・防犯	87
	1. 災害の歴史	
	2. 文化財の防災・防犯に関する現状と想定されるリスク、課題	
	3. 文化財の防災・防犯に関する方針	
	4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	
第8章	文化財の保存・活用の推進体制	93
	1. 文化財の保存・活用の推進体制	
	2. 体制整備の課題・方針	
	3. 進捗管理と評価の方法	
	4. 関係市町との連携	

序 章 はじめに

1. 計画作成の背景と目的

南知多町は、知多半島の先端に位置し三方を海に囲まれた半島先端部と篠島、日間賀島などいくつかの島からなる町です。

本町においては、明治時代以降、明治41年(1908)の『郷土教育資料 内海古事類聚』や大正10年(1921)の『篠島史蹟』などのように当時の教員によって郷土の歴史資料がまとめられました。そして、大正デモクラシーの後を受けた昭和時代初期には、生活の場である郷土をみつめ、郷土に即した教育を推進しようとする思潮が起こり、本町でも考古学をはじめ地理・歴史分野の研究会や講習会が盛んに開催されるようになりました。自らも学び、かつ教える実践活動も行われ、町内における遺跡調査や、史跡の顕彰、保存事業が行われ、これがいま文化財豊かな町と呼ばれる基となりました。この郷土教育を積極的に進めたのは、篠島の出村缺(たまき)・折戸耐次、内海の鈴木健雄、豊浜の山本伝太郎、大井の石黒鐘二らといわれ、戦後、折戸耐次・石黒鐘二らによって、これまでの資料に新しく発掘された成果を加え、昭和40年(1965)に『南知多町誌』が刊行されました。それを機会に結成された南知多郷土研究会は現在も活動を続け、また、昭和52年(1977)には、収集された郷土資料を収蔵、展示する南知多町郷土資料館が整備されました。

その後も、本町においては折戸耐次、内田洋、山本錠之助、山下清、磯部幸男、沢田平太郎ら多くの諸氏によって郷土研究が続けられ、多くの資料が残され、また、それら郷土研究の集大成として昭和62年(1987)度から行われた南知多町誌編さん事業により、本文編1巻、資料編6巻からなる『南知多町誌』が刊行されました。

町誌刊行と時期を同じくして、尾州廻船内海船の有力船主であった内田佐七の現存家屋の町への寄贈の話が持ち上がり、町では日本福祉大学知多半島総合研究所を中心とした内海船研究の成果をもとに町民の内海船への関心も高まりました。そして、町に寄贈された内田佐七の家屋の整備工事と活用事業を住民団体の協力のもとで進めました。また、この時期には文化庁の文化財補助金を活用して住民団体との協働により祭礼調査、祭礼用具の修復などを進めたところ、新たな発見もあり、祭礼に対する意識が向上しました。

一方、人口減少、高齢化などにより祭礼後継者の不足をはじめ、有形文化財の維持管理、盗難防止策、災害予防策、自然環境保全など様々な問題もあり、全国の状況と同様な課題を抱えるようになりました。また、本町の郷土資料を収蔵していた町郷土資料館が、建物老朽化のため平成30年度に解体され、住民や本町を訪れる人たちが本町の歴史文化を学ぶことができる場所の確保という新たな課題が生じてきました。さらに令和2年(2020)からの新型コロナウイルス感染症の影響により、祭礼の実施が見送られることによる住民の祭礼離れが目立ち、技術継承のみならず伝統行事である祭礼そのものの存続などに大きな問題を抱えるようになりました。

「南知多町文化財保存活用地域計画(以下、「本計画」という。)は、上記の状況の中、

祖先から受け継がれてきた住民の大切な財産である文化財を、指定、未指定に関わらず、調査、研究し、それらの成果を住民に発信することにより、その価値を住民に認識してもらい、さらに活用を通して地域活性化につなげるとともに、後世に継承していこうとするものです。

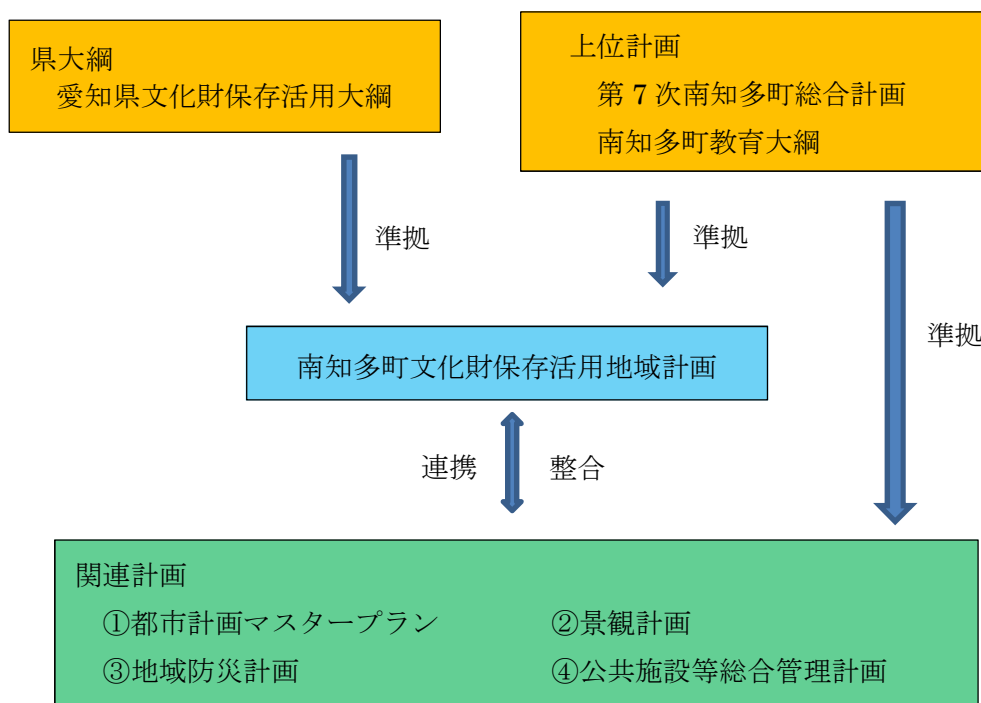
2. 地域計画の位置づけ

(1) 計画の全体的な位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 2 項に基づき作成された本町における文化財の保存と活用に関する総合的な指針・措置を示す計画です。「文化財保護法」など関係法令や「愛知県文化財保存活用大綱」に則り、上位計画である「第 7 次南知多町総合計画」「南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）」等の下に体系づけられています。また、本町の関連計画との整合性を図りつつ、今後における本町の文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担っています。

そして、本計画に基づいた施策を実施することで、町と住民、民間団体など、地域社会総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、地域全体で文化財保護につなげていくことが期待されています。

全体的な位置づけのイメージ図



(2) 町の上位計画、関連計画との関係

南知多町第7次総合計画及び町の関連計画では、文化財について以下のように位置付けています。

1) 上位計画

①「第7次南知多町総合計画」

(令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和14年度)

町の最上位計画である第7次南知多町総合計画（以下、「町総合計画」という。）は、まちの将来イメージとして「絆・選ばれる理由があるまち～Bonding, reason to be chosen～」を掲げ、多様なつながり＝「絆」を大切にし、活かすことで、心豊かで創造的なまちが魅力となつて、住む・働く・訪れるまちとして「選ばれる」、そんな姿を本町の将来イメージとして提案しています。そして、まちづくりにかかわる基本理念を「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」として四つの基本目標を設定しています。町総合計画における基本目標「地域で育むひとづくり」における教育施策として、「郷土愛、つながりを育む文化・スポーツ」が掲げられ、教育関係では、目指すべき将来像として「伝統・文化を保存し次世代へ伝え、情報発信することで、地元へ愛着と誇りをもてる時代の育成や、文化を活かした観光・交流の振興を目指します。また、文化・スポーツ活動が、町民の交流や、健康の維持増進につながることを目指します」としています。

②「南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）」（令和3年3月策定）

町総合計画で設定された四つの基本目標の中で教育分野における教育・文化・スポーツ「地域で育むひとづくり」を掲げ、この目標は、町の教育施策の考え方の基本となるものとしています。

教育大綱においてはこのことを踏まえ、基本目標に「伝統・文化を保存し次世代へ伝え、情報発信することで、地元へ愛着と誇りをもてる時代の育成や、文化を活かした観光・交流の振興を目指します。また、文化・スポーツ活動が、町民の交流や、健康の維持増進につながることを目指します。」を目指すべき将来像として掲げています。

そして、具現化に向け、文化財の保存・活用については以下のことについて取り組むこととしています。

・文化財保護体制の確立、推進

町内各地に残る史跡や歴史的施設、埋蔵文化財包蔵地、文化財、文化的遺産等の保存、活用、継承を図るため、文化財保存活用地域計画の策定を進め、保護体制の確立に努めます（令和5年度認定予定）。

また、策定した地域計画に基づき、文化財等の保存・活用に係る活動を行う文化財保護団体の育成及び活動の支援、町民の文化財に対する保護意識の高揚に努めます。

・文化財の調査、保存、活用

町内各地に残る史跡や歴史的施設、埋蔵文化財包蔵地、文化財、文化的遺産等の調査、保護及び周辺環境の保全に努めます。また、文化財等の調査・研究を通して得た情報をもとに、重要度に応じて文化財指定するなど保存を図るとともに、各文化財に関する情報の提供と活用に努めます。

・無形民俗文化財の継承

保存・伝承すべき無形民俗文化財を把握するため、郷土に古くから残る祭礼や風習、行事、郷土芸能等の無形民俗文化財についての掘り起こしや研究を進めるとともに、その継承を支援します。

2) 関連計画

①「都市計画マスタープラン」

(令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和12年度)

町総合計画の基本理念「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」を実現するために掲げた目標の一つに「地域資源を活かしたまちづくり」を掲げ、「自然、歴史・文化、食を活かした観光まちづくり」と「地域資源を活かしたまちづくり」のため、豊かな自然、歴史、文化の名所などを活かし、インバウンドや国内からの観光客を取り込み、農業、漁業、商工業など他産業との連携を強化、地元の産業振興、新たな産業の創出を促進していくことを方策としています。

②景観計画

(令和5年度策定予定)

町民が誇りをもって住み続けられる心地よいまち、何度も訪れたい魅力ある美しいまちをつくるための計画の策定を予定しています。

③地域防災計画

(令和5年3月修正)

町における文化財保護対策措置として、「防災思想の普及」「管理者に対する指導・助言」「防火・消防施設等の設置」「文化財及び周辺の環境整備」「応急協力体制」を、また、重要文化財対策として、平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重要文化財(建造物)の耐震対策について」に基づき、「耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施」「対処方針の作成・提出」「耐震対策推進の周知徹底」「補助事業における耐震予備診断の必須」「耐震予備診断実施の徹底」「県の指導・助言」の各耐震対策を実施することとしています。

具体的な対策としては、防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、周辺の環境整備などを通じて文化財の保全を図ることとし、平常時からの対策として国指定・県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとしています。また、応急的な対策として、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めることとしています。

④公共施設等総合管理計画

(平成 29 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂 計画期間：平成 29 年度～令和 42 年度)

令和 32 年度までに、施設総量を床面積比で「50%」と設定し、現在南知多町が保有する施設の総延床面積 99,803 m²から約 50,000 m²削減を目標としています。

そのため、指定管理者制度の導入や民間活用などのコスト削減に配慮した適正な維持管理を行い、将来の財政健全化を目指すこととしています。

この計画において、文化財関連施設については本計画等に基づき、適切に維持・運営を図ることとしています。

(3) 愛知県文化財保存活用大綱との整合性

(令和 2 年策定、計画期間：なし)

近年、全国的な傾向としての過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、各地の貴重な文化財の滅失、散逸等の防止が喫緊の課題となっています。このため、従来は価値付けが明確でなかった未指定の文化財を含めた、有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財の継承者を確保し、地域社会全体で保存・活用に取り組んでいくような体制の整備が必要とされ、平成 28 年(2016)に愛知県教育委員会が策定した「愛知県文化財保護指針」(以下「指針」という。)を策定し、この指針を継承、発展させて本県における文化財の保存・活用の取組について共通の基盤を提示することを目的として、令和 2 年(2020)に「愛知県文化財保存活用大綱」が策定され、本県における文化財の保存・活用の基本方針が示されています。

3. 作成の体制と経過

本計画作成にあたっては、南知多町教育委員会教育部社会教育課が事務局となり、文化財保護委員、文化財に関する学識経験者、本町の文化財研究を行う大学教授や研究機関代表者、重要文化財所有者などからなる南知多町文化財保存活用地域計画協議会(以下、「協議会」という。)において計画案の審議検討を行いました。また、協議会の審議内容については文化財保護委員会の場に議題として提案し、意見の聴取を行いました。

協議会メンバー

役職	氏名	所属	専門分野
会長	山本 嘉秀	南知多町文化財保護委員会	歴史一般
副会長	石橋 伊鶴	南知多町文化財保護委員会(副委員長)	考古学 漁業
委員	磯部 和雄	南知多観光ボランティアガイド(会長)	観光学 歴史一般
委員	松本 好平	区長会	無形民俗

委員	間瀬 芳郎	立川流彫刻 6 代目棟梁	彫刻 無形民俗
委員	山崎 瑤	立川流彫刻研究所 (研究員)	彫刻
委員	曲田 浩和	日本福祉大学経済学部 (教授) 日本福祉大学知多半島総合研究所 (所長)	近世史
委員	高部 淑子	日本福祉大学知多半島総合研究所 (教授)	近世史
委員	後藤 真吾	岩屋寺 (住職)	仏教
委員	間瀬 研司	羽豆神社 (宮司)	神道
委員	山下 泉	愛知県文化財保護指導委員	歴史一般
委員	高田 順平	南知多町副町長	まちづくり
委員	高橋 篤	南知多町教育長	無形民俗
委員	鈴木 淳二	南知多町教育部長	文化財保護担当 部長
委員	奥川 広康	南知多町産業振興課長	観光振興担当課

文化財保護委員

役職	氏名	担当地区
委員長	澤田 利久	大井
副委員長	石橋 伊鶴	篠島
委員	内田 卓男	内海
委員	丸山 専治	山海
委員	澤田 健吾	豊浜
委員	山本 嘉秀	師崎
委員	宮地 寿弥	日間賀島

作成の経緯

年月日	内容
令和3年5月13日	文化庁と事前協議
令和3年8月6日	令和3年度第1回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (素案について審議検討)
令和3年11月～12月	住民意識調査実施
令和4年1月27日	令和3年度第2回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (素案について審議検討)

令和4年2月6日	住民説明会、講演会
令和4年6月10日	令和4年度第1回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (素案について審議検討)
令和4年8月31日	文化財保護委員会 (協議会審議内容に係る意見聴取)
令和4年9月13日	文化庁との修正協議
令和4年9月16日	令和4年度第2回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (素案について審議検討)
令和4年11月4日	文化財保護委員会 (協議会審議内容に係る意見聴取)
令和4年11月19日	住民説明会、講演会
令和4年12月21日	文化庁との修正協議
令和5年1月19日	文化財保護委員会 (協議会審議内容に係る意見聴取)
令和5年1月31日	令和4年度第3回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (素案について審議検討)
令和5年3月23日	文化財保護委員会 (協議会審議内容に係る意見聴取)
令和5年4月26日	文化庁との修正協議
令和5年5月25日	令和5年度第1回南知多町文化財保存活用地域計画協議会開催 (最終案について審議検討)
令和5年6月9日	文化庁調査官の現地視察
令和5年6月27日	文化財保護委員会 (最終案について報告、意見聴取)
令和5年7月7日	パブリックコメントによる住民意見の聴取 (~7月25日)
令和5年12月 日	文化庁文化審議会開催、計画認定

庁内連絡体制

区分	課室名
事務局	教育委員会教育部社会教育課
連携担当課	総務部企画財政課
	総務部成長戦略室
	総務部防災危機管理室
	建設経済部建設課
	建設経済部産業振興課
	教育委員会教育部学校教育課

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から、令和14(2032)年度までの9年間とします。これは、町総合計画が令和14(2032)年度までを計画期間としていて、本計画の期

間は町総合計画の満了年度に合わせたことによるものです。

町総合計画は4年ごとに見直すこととしていて、本計画においても事業成果の検証及び点検等を行い、必要に応じて見直しをしていきます。なお、軽微な変更を行う際には、愛知県及び文化庁へ情報提供を行うこととするほか、以下に掲げる軽微でない変更を行う際には再度文化庁長官に申請し変更認定を受けることとします。

【文化庁に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

そして、町総合計画の期間満了となる令和14年(2032)度には本計画も次期となる第8次南知多町総合計画との整合性を図りながら、計画を見直していくこととします。

5. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の実効性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、PDRサイクルマネジメントによる進捗管理および効果等検証を行います。本計画の進捗管理および検証は、本計画の作成後に設置を予定する「南知多町文化財保護委員会」において、それぞれの段階における定期的な点検・評価として年次評価(短期評価)及び最終評価(長期評価)を行うこととします。同委員会は、各地区区長代表から推薦された有識者で組織され、地域の実情、文化財の保存・活用に関わる経験等の視点から、本計画の取り組みや効果を検証していくことで、計画の実効性を確保していきます。

6. 用語の定義

文化財保護法第2条においては、「文化財」とは我が国にとって歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上等の価値が高い文化的所産(人類が形作ってきた結果として生み出されたものや精神)であり、6つの類型(「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」)に定義しているほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術の保護について規定しています。また、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)においては、「指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上等価値が高いあるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産」とされています。これらのうち、国や県、町にとって特に重要と考えられているもので、法に規定するものは、指定、登録の手続きと保存措置が図られています。

一方、本町には、私たちの祖先から受け継がれてきたものがたくさんあります。この中には、法に規定する文化財でありながらも、指定、登録等の手続きや保護措置がなされていない、いわゆる「未指定文化財」「未登録文化財」があります。また、法に規定する文化財ではないのですが、本町に伝わる伝説や昔ばなし、特産品、地名、伝承地など、法が

規定する文化財としての類型化がなされていなくとも人々の暮らしと深く関わってきたものや、自然環境、自然景観など、私たちの毎日の生活や取り巻く環境、歴史、文化等を表すものとして、住民が未来に残していきたい、次世代に受け継いでいきたいと考えるものがたくさんあります。

令和3年（2021）11月から12月にかけて実施した住民アンケート調査結果によれば、本町においては町の歴史や伝統文化などに対する興味は決して高くはないが、祖先から受け継がれてきたものを保存し、次世代に継承していくことは必要と考えている人の割合は高いことがわかりました。そして、住民アンケート調査や本計画説明会、講演会時に実施したアンケート調査の結果からは、自然や景観、伝統的行事などを大切にし、未来へ残していくことが望まれていることがわかりました。

以上のことから、本計画では対象とする範囲を、法で規定しているものだけに限定せず、町民にとって大切に価値があり、次世代に守り伝えていきたいと思うすべてのものとし、「指定等文化財」以外のものを「未指定文化財」と呼ぶこととします。そして、これらを、「本町民にとって未来に残したい大切なもの」「活用を通して本町の価値や魅力を伝えることができるもの」として、南知多町の「文化財」と位置づけ、計画の対象とします。



※町民が次世代に受け継いでいきたいと思うすべてのもの

- ・地域にとって重要で、次世代に継承すべき文化的所産
- ・町民が本町の歴史や文化を語るうえで「大切なもの・価値のあるもの」や守り伝えたいと思うもの
- ・自然環境や人々の活動、伝承等

第1章 南知多町の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 町の位置と面積

本町は、愛知県庁所在地である名古屋市の南約 50 km、愛知県知多半島の南端部に位置しています。北部は美浜町に接し、三方が海で東に三河湾、南西は伊勢湾に面し、面積 38.37 平方キロメートル、南北は最長 12.1km、東西は最長 15.0km、最高地の標高は 128.3m の町です。



南知多町の位置

(2) 地名

現在の町域は9つの区に分かれていて、それは近代以降の村に由来し、現在も地区区分として使われていて、本計画でも必要に応じてこの区分を使います。そして、これらの区は、大きく内海・山海地域、豊浜・豊丘地域、大井・片名・師崎地域の3地域と篠島・日間賀島の二つの島に分けることができます。

「内海」が初めて文献にあらわれるのは、だいじょうかんちようあん 康治2年(1143)8月19日付大政官牒案の「うちうみ 壺処字野間内海庄」(あんらくじゆいん 安楽寿院文書)です。それは荘園名として古代末にまでさかのぼります。中世には武士の知行下におかれ、分割されて「野間庄」と「内海庄」となりました。近世(江戸期)に入っても、中世的な名残で「内海庄」と呼称されましたが、「内海」はこの谷にある吹越村・岡部村・中之郷村・北脇村・馬場村・西端村・東端村・利屋村・名切村・楠村・内福寺村の11か村を指す名となり、明治11年(1878)、この11か村が合併して内海村となり、明治26年町制施行で内海町、昭和36年(1961)の町村合併で南知多町大字内海となりました。内海の地名は内海(うちうみ)、入り海からで、内海谷の地形や歴史がそれを物語っています。縄文時代や弥生時代の遺跡は、すべてこの谷に臨む丘陵のへりに位置していて、古墳時代の須恵器や土師器も採集されていますが、谷底を形成する平地にはそれらに相当する時代の遺跡は今のところ発見されていません。このことは、内海谷がかなり後世まで入り江であったことを示しています。まさに、内海という地名そのものが入江を意味するものであるように、今でも中島や名切(波切り)、高



南知多町の現在の大字

須（高州）などの呼び名が残り、塩田や浜田などの字名ほか地形からくる地名が多く残っています。

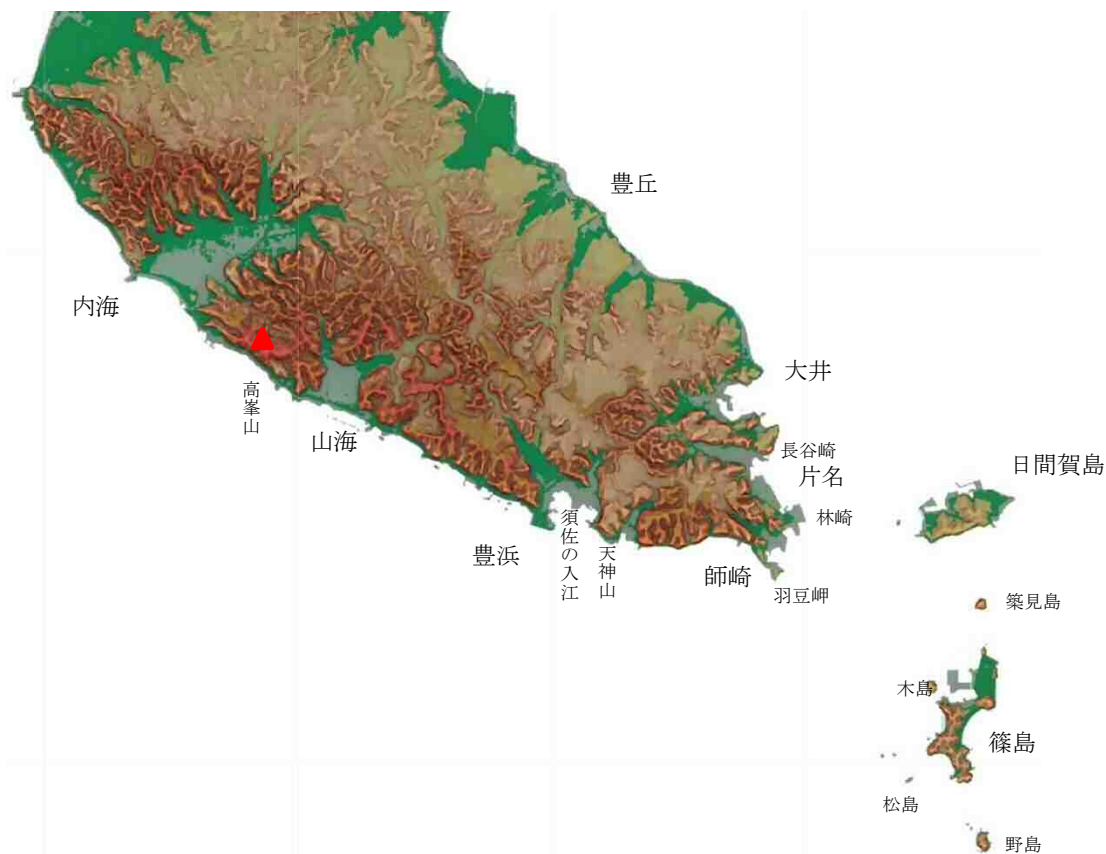
「^{やまみ}山海」は、内海の南、伊勢湾に面して位置する地域で、明治11年（1878）、^{いわやじ}岩屋寺村・^{くむら}久村・^{おおどまり}大泊村が合併し山海村となりました。

「^{とよはま}豊浜」は、『万葉集』巻11、巻14に「須佐の入江」とうたわれた場所であり、東に「天神山」といわれる絶壁があり、南東の風を防ぐため古くから天然の良港となっていました。明治11年（1878）、須佐村およびその西の^{なかず}中須村が合併して豊浜村となりました。

「^{とよおか}豊丘」は、三方を丘陵に囲まれ、北は知多湾に面しています。明治12年（1879）、^{やまだ}山田村・^{おつかた}乙方村・^{やなし}矢梨村・^{きりやま}切山村の4か村が合併して成立、さらに明治22年（1889）古布村が加わり村域が広がりましたが、明治39年（1906）、矢梨・切山・古布は^{こうわ}河和町（現美浜町）へ、乙方・山田は豊浜町と合併しました。

「^{おおい}大井」は、知多半島の先端に、入江をほぼ東に向けて開く3か村（^{かたな}大井村、^{かたな}片名村、^{もろぎき}師崎村）のうち、一番北に位置し、入江が深く自然の良港として古くから知られてきました。明治9年（1876）には片名と合併して^{あさひむら}旭村となりましたが、明治17年（1884）に分村して大井村にもどったものの、明治22年（1889）再び片名と合併し、その後、すでに町制を施行していた師崎と明治39年（1906）に合併し、師崎町となりました。

「片名」は、北は大井、南は師崎に接しています。北の^{はせぎき}長谷崎と南の^{はやしぎき}師崎の^{はやしぎき}林崎との



南知多町の地名（国土地理院ウェブサイト 地理院地図3Dを加工して作成）

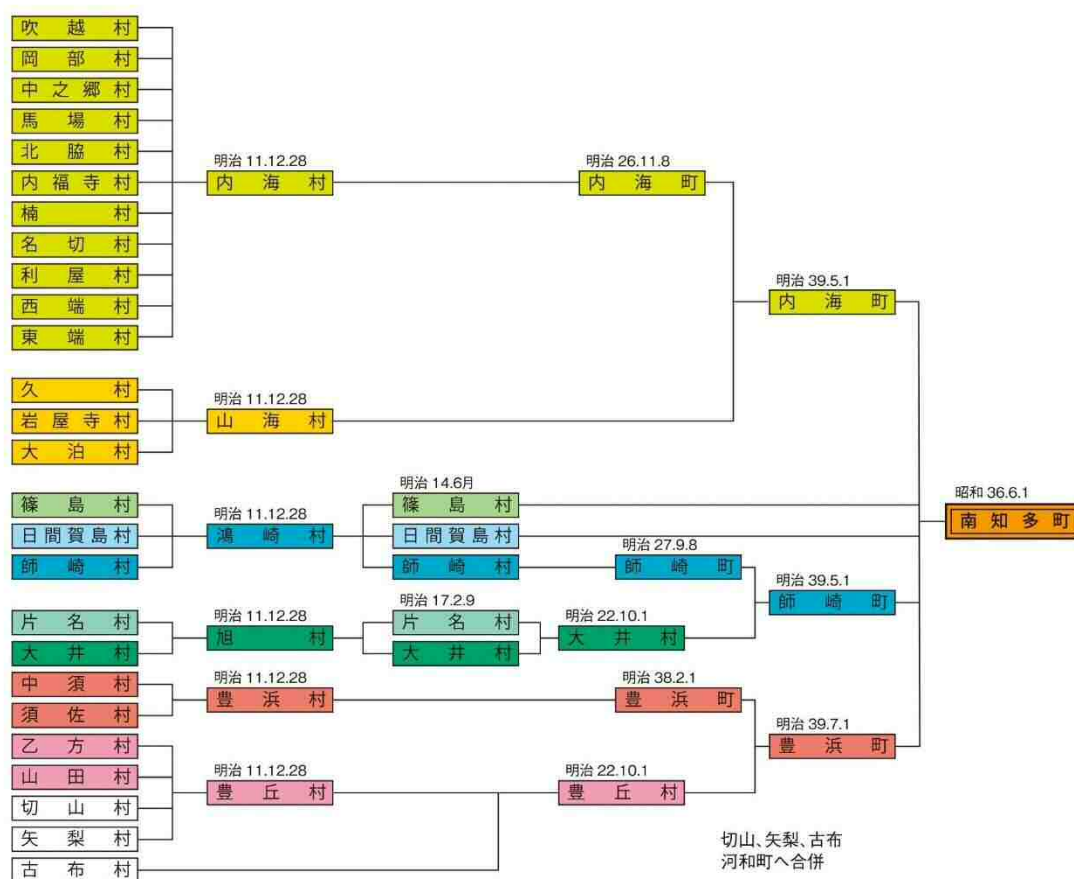
突出部の間に集落があり、南・西・北の三方を山に囲まれ、西の山地から片名川が東流して海に入っています。近世、^{たじまのしょう}但馬庄4か村のうち「片名村」（「寛文村々覚書」）に当たり、明治以降は大井との合併を経て、明治39年（1906）に師崎町となりました。

「師崎」は、知多半島の先端に位置し、東に日間賀島・篠島を望んでいます。60～90m前後の知多丘陵が海辺まで続き海沿いに僅かの低地があります。この低地の南東部の羽豆岬と北東部の林崎とに挟まれた浜辺に集落があります。古くから尾張氏との関係が深く、その一族の師介が支配者となったので、この地名が生まれたとも伝えられます。また、尾張藩9代藩主の命により編さんされた『^{ちようしゅうざつし}張州雑誌』の「師崎村」の項の「古ハ幡豆崎ト号ス或ハ諸崎ト書ス」という記述や、「夫民云」として「元ハ幡豆崎といひしとぞ今ハ師崎といへり両崎なるべし」という記述もあります。「諸崎」とすればいくつかの岬を意識した呼び方であり、すし、「両崎」と考えれば、林崎と羽豆岬といった二つの岬に囲まれた土地ということになります。いずれにしても、土地の人たちは「モロザキ」の呼び方に、海に突き出た岬を意識し、「ハズ」とよばれていた土地の、後の呼び名であると考えてきたようです。なお、この地が「モロザキ」とよばれる以前は「ハズサキ」と呼ばれていて、14世紀中ごろまでは「ハズ」とがこの地を代表する呼び名であったようです。いずれにしても「ハズ」は端に通じ、端にある土地という意味であったかもしれません。師崎村は、明治9年（1876）に^{しのじま}篠島、^{ひまかじま}日間賀島と合併して^{こうざき}鴻崎村になりましたが、明治14年（1881）に分村、その後、明治27年（1894）に町制を敷き、明治39年（1906）に大井村と合併しました。

「篠島」は、藤原宮出土木簡に「^{はずのこおりしのじまのさと}三川国波豆評篠嶋里」とあり、古くからその名が記録されています。「篠」は篠竹を指し、篠竹あるいは篠笹が覆っている島という意味であるとの説が知られています。『万葉集』巻7にある「夢のみに継ぎて見えつつ小竹島の磯越す波のしくしく思ほゆ」の小竹島は篠島であるとの説が有力視されるようになって一層真実味を増しました。また、尾張徳川家初代藩主徳川義直の歌に「篠島や野島に生ふるさより草いつも絶えせぬ浪の音かな」があります。さより草が笹であるならば、まさしく篠島は笹に覆われた島でありました。篠島は古くから伊勢とのつながりが強く、鎌倉時代には志摩国答志郡に、室町時代には^{わたらいぐんやまだのしょうつくはしのごう}伊勢国度会郡山田庄次橋郷に属したことが知られています。篠島が尾張国に属するようになったのは慶長年間といわれていますが、正法禅寺に現存する梵鐘に「伊勢度會郡山田次橋郷篠嶋村龍門山正法寺」「正法二乙酉年」の銘が、また、雲版に「勢州篠嶋龍門山正法寺」「寛永十六己卯年」の銘があり、篠島は正保2年（1645）までは伊勢国に属していたことになっていますので、何か複雑な事情があったのかもしれませんが。篠島村は、明治9年（1876）に師崎、日間賀島と合併して鴻崎村になりましたが明治14年（1881）に分村、その後昭和36年（1961）までは篠島村でした。

「日間賀島」は、平城宮跡出土の木簡に「^{は、ずのこおりひまかじま}参河国芳豆郡比莫嶋」とあり、奈良時代にさかのぼる呼び名である「ヒマカ」がそのまま現在の地名となっているのですが、なぜ

「ヒマカ」とよんだかについては、『尾張国地名考』では「日向島（ひむかじま）」であり、「此島室崎（もろざき）村の直東の海中にありて朝日をはやく拝するをもて日向といふ」と記しています。篠島より早い時期に尾張国に属し、明治9年（1876）に師崎、篠島と合併して鴻崎村になりましたが明治14年（1881）に分村、その後昭和36年（1961）までは日間賀島村でした。



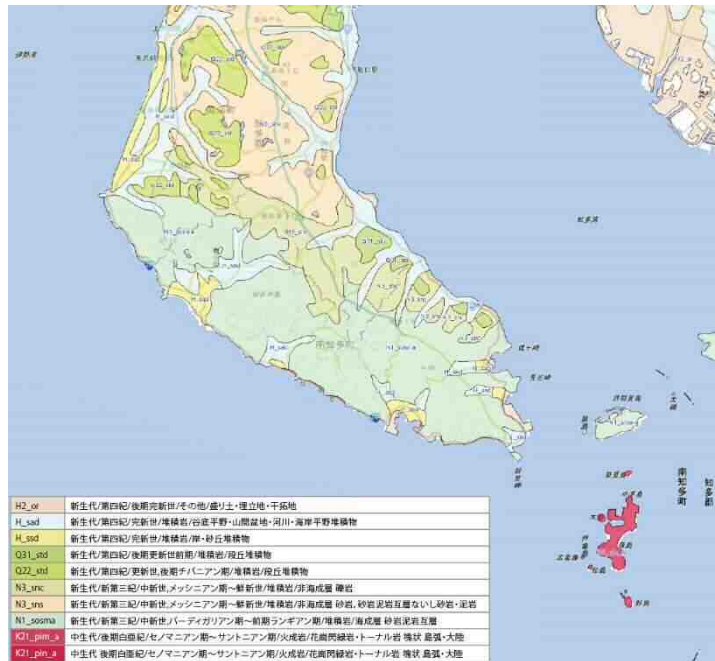
村の変遷

(3) 地形・地質

本町の半島部には丘陵が連なっています。北西部の伊勢湾側には知多半島最高峰である高峰山（標高 128.3m）があり、^{たかみねさん}全体的には伊勢湾側が高く、丘陵斜面が急なのに対し、三河湾側は低くなだらかになっています。そして、三河湾側が陥没による湾入地形が発達し、天然の良港として利用されているのに対し、伊勢湾側は断層によって海に落ち込み、小さな海蝕棚と高い海蝕崖が連なり、古くは陸上交通上の障害ともなっていました。また、海岸部は岩がちの礫が分布し、伊勢湾側の海岸部には、海流によって木曾川などから運ばれた砂が強い季節風で吹き上げられ積もった砂丘列が見られます。そして、丘陵地を水源として流れる河川は長さが5kmほどのものが多く水量に恵まれず、丘陵と丘陵の間の谷底平野は谷幅の狭いものが多いため、台地のような中間面があまりな

く直接低地が分布しています。島しょ部は有人の篠島、日間賀島と、無人の木島、築見島、野島、松島などの島があり、篠島は海拔 48.1m が最も高い地点で、海岸は海水浴場のある砂浜の周辺を除いてほとんどが海蝕崖です。一方、日間賀島はなだらかな丘陵でできていて、南側は海水の浸食作用が大きく、ほぼ一直線に海蝕崖があります。

本町でみられる地質は、基盤をなす領家帯花崗岩類、新第三紀中新世の師崎層群、第四紀洪積世の段丘堆積層と沖積層から構成されています。基盤をなす花崗岩類は、本町東南部の海上に点在する島々にみられます。篠島をはじめとする付近の小島は、白亜紀古期に形成された領家帯の角閃石黒雲母トータル岩でつくられています。師崎層群は、美浜町野間から本町大井を結ぶ線より南の丘陵地を形成しています。東方海上の日間賀島と西尾市の佐久島も同じ層で形成されています。この層は海成層で、主に砂泥互層からなり、層厚が 1,000m 以上と考えられていて、下位から（堆積年代の古い順）日間賀層、豊浜層、山海層、内海層に区分されています。常滑層群は湖成層で、師崎層群を不整合に覆い、東北部の知多湾側に分布しています。この層は、当地域から半島北方へ連続して堆積し、知多半島の大部分を形成しているもので、下位は砂礫が優勢で、上位は半固結の粘土、シルト、砂の互層からなっています。段丘堆積層は、三河湾側の丘陵頂付近に分布する高位段丘堆積層と知多湾岸沿いに段丘をつくる中位段丘堆積層がみられ、沖積層は、低地の谷底平野・沖積地を形成し、未固結の砂、シルト、礫で構成されています。



南知多町の地質図
(国土地理院シームレス地質図を加工して作成)

(4) 集落の立地

本町における各地区の集落の立地はいくつかの形に分けられます。

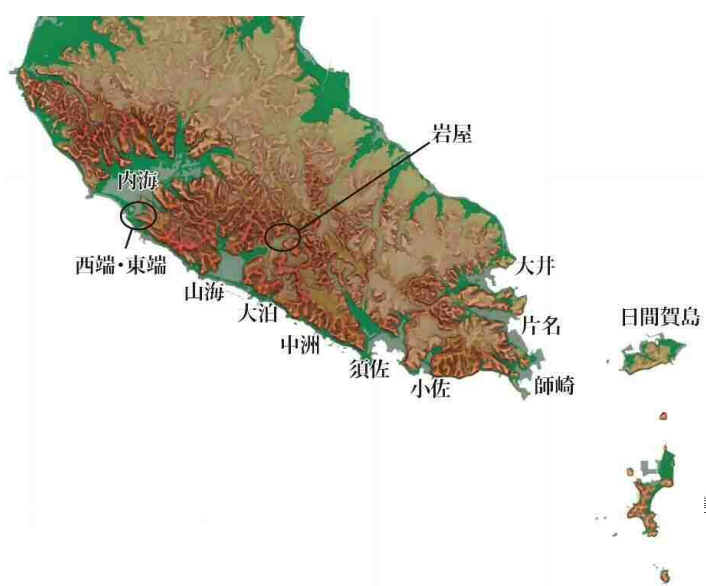
まず、伊勢湾の海蝕崖の裾に帯状に細長く形成され、背後に耕地をもたないもので、山海の大泊と豊浜の中洲の集落があてはまります。

次に、浸食谷の小河川河口に当たる湾入地形の砂堆平地上に形成されたもので、豊浜の須佐や小佐、大井、片名、師崎の集落が当てはまります、このうち師崎を除いては、集落の背後に耕地があります。

3つ目は丘陵から開けた平地に立地するもので、集落の前には砂浜があります。内海や山海の神戸、松原の集落が当てはまります。内海のうち、丘陵の裾部から海岸まで4列の砂堆があつて、この砂堆の上に集落が形成されています。このうち東端、西端、吹越の集落は最も海岸よりの砂堆上にあつて、東端と西端の集落は内海川河口を挟んで形成されています。なお、砂堆の間の低地は水田として利用されていましたが、現在は谷の北東部を除いて、砂堆の間の水田跡にも家並みが広がっています。

4つ目は島しょ部である篠島と日間賀島の集落です。いずれも平地に恵まれず、小規模な入り江を前に集落が立地しています。篠島は島の南西部にある標高40m前後の比較的急峻な丘陵地帯と、島の北東端にある東山と呼ばれる独立丘との間に砂が堆積して陸化した砂洲状の低地に古くからの集落が形成されています。また、日間賀島は、比較的なだらかな丘陵の東西の海辺にある低地を中心に集落が形成されています。

以上の形に当てはまらない集落のうち、山海の岩屋の集落は、谷間のわずかな平地を利用し、集落は岩屋寺の東西に街村状に分布しています。また、豊丘の乙方と山田の集落は谷頭部に形成されています。



南知多町の集落の位置
(国土地理院ウェブサイト 地理院地図3Dを加工して作成)

(5) 気 候

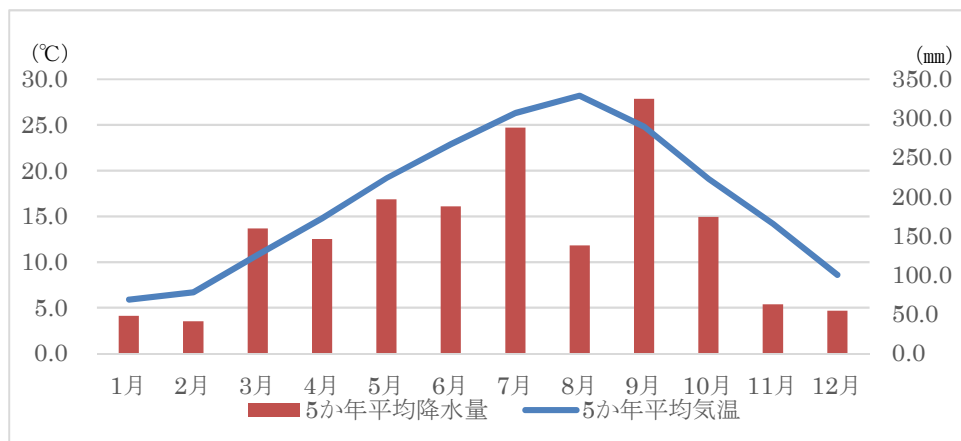
本町は、渥美半島と同じように、熊野灘、遠州灘を流れる黒潮の影響を受け、温暖で、農業や漁業などの産業や人々の暮らしに適した気候の土地だといえます。栽培されている農作物や捕獲される魚の種類、そして、住民の生活様式はこの穏やかな気候と深い関係を持っています。

本町の令和3年の年平均気温は16.8℃で、温暖で過ごしやすい気候といえます。冬季には鈴鹿山脈から伊勢湾を横断した北西寄りの風が吹きすさぶ日もあり、このような強風の日には寒く感じることもあります。一方、夏季の季節風は豊浜や師崎の海岸を中心に南東よりの風が、内海の山間では南西寄りの風がよく吹きます。風速は年平均2.0m程度でありそれほど強い風は吹かないようです。

令和3年の年間降水量は2,064mmと多めでしたが、令和元年は1,625mmで、温暖多雨な東海式気候区に属する地域の中では比較的少ないほうです。これは丘陵性の地形に原

因があるといわれ、過去に本町で生活する人々が飲料水の確保に共同井戸を掘ったり、農業用水の確保にたくさんのため池を造ったのもうなずけます。

また、湿度の年間平均は70%程度で、以上のような要素が本町の温かさに影響を及ぼしていると考えられています。

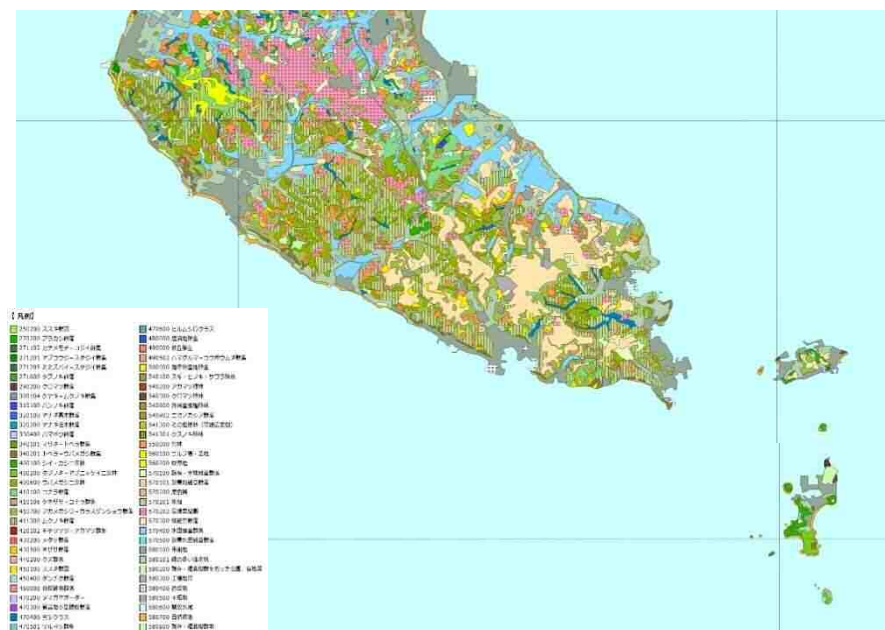


南知多町の5か年平均気温・降水量 (平成30年～令和4年)
(気象庁ホームページのデータを利用して作成)

(6) 生態系

①植物

本町域は気候の温暖な地域で、自然植生はシイ、カシ、タブノキ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林でおおわれるはずですが、内海から師崎にいたる西部海岸線や内陸の丘陵地は急傾斜をなし、土地的極相としてウバメガシがよく生育した林が続いています。特に、知多半島先頭の羽豆岬一帯はウバメガシを中心にイブキ、トベラなどが共生する暖地性常緑樹林帯が広がっていて、国指定天然記念物に指定されています。一方、豊丘、大井、片名など東部の穏やかな傾斜の台地や平野部におい



南知多町の植生
(環境省生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS
植生調査第6-7回調査 植生図を加工して作成)

ては、太古より人為的影響を受けたことから自然の植生は全く破壊され、アカマツ、コナラ、クロマツなどの二次林に置き換えられています。内陸の丘陵地の下方や谷間ではエノキ、ムクノキ、ケヤキ、ヤブニッケイ、シロダモ、カゴノキ、タブノキなどの広葉樹林やスギ林、竹林が広くみられます。そして、日吉神社、熊野神社（乙方）、初神神社、岩屋寺などの各地の社寺にはシイ、カシ、タブノキなどの林がみられ、これらの社寺林に自然植生の面影を残しています。本町は海に囲まれ風光明媚ですが、砂浜の発達が悪く、かつ人為的破壊も大きいので、海浜植物はそれほど多くはありませんが、内海北部の海岸や豊丘、大井の海岸にはハマゴウ、ツルナ、ハマエンドウなどが群生しています。

②動物

自然が多く残される本町域においても開発による自然の減少は避けられず、鳥類を始め多くの生物に影響を及ぼしていることは否めません。

本町で確認できる鳥類は、平成2年度の調査では170種近くが確認されています。その後詳しい調査は行われていませんが、トビ、コサギ、カワウ、キジ、カモメ、ウミネコ、キジバト、ヒバリ、セキレイ、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、カラスなどよく知られているもののほか、冬季になるとまれにコウノトリの姿も確認されています。

昭和の初期までいたイノシシ、キツネ、タヌキなどの大形の獣類は、平成になると一時確認できなくなったものの近年再び確認されるようになりました。そのほかではノウサギ、イタチ、ドブネズミ、ノネズミ、モグラ、コウモリが生息していますが、ハクビシンのような外来種も増えてきました。ヘビのなかまでは、シマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、マムシの四種が確認されています。トカゲのなかまでは、トカゲ、カナヘビが生息しています。

魚類では、本町には大きな河川や池がなく、淡水魚の相としては豊富ではありません。愛知用水の完成によって、外から侵入してきた魚もいると思われ、知多半島でかつて多く生息していたヤリタナゴ、タモロコ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、スジシマドジョウ、カマツカなどは確認できなくなり、カダヤシ、モツゴ、フナ、ススキ、ハゼ、オオクチバス（ブラックバス）、カムルチーなどの外来種が多くなっています。また、周辺を海で囲まれているために、ハゼ、ボラ、セイゴが川の中流の汽水域に生息しています。

昆虫では、知多半島に高い山がなく、丘陵性の台地がその大部分を占めていることから、県内の三河西部の山地帯と比較してみても昆虫相は極めて貧弱です。しかし、知多半島の中では本町は比較的自然の緑に恵まれ、100m前後の山がいくつかあり、温暖な気候と併せて昆虫相は豊かであり、山地性、南方系の種類も、ほかの市町より多くみられます。町内の主な生息地は、内海から師崎に至る丘陵地と、町内に散在する社寺林及びその周辺のため池付近です。高峰山を中心とした山地一帯、岩屋寺周辺の樹林地帯、豊丘地区の丘陵地、羽豆岬周辺、木島などは比較的豊かであるといえます。

(7) 景観

本町の景勝地としては、千鳥ヶ浜、礫浦（以上内海）や須佐の入り江（豊浜）、羽豆岬（師崎）、松島、万葉歌碑公園（以上篠島）などがあります。千鳥ヶ浜は日本の渚 100 選に、松島は夕陽 100 選に選定されていて、海から昇る朝日、海に沈む夕陽、海岸線や砂浜の景色など、自然豊かで美しい景観は古くから人々の心を惹きつけ、須佐の入り江や篠島は万葉集にも詠まれた和歌が撰定されています。また、丘陵部には縞模様の師崎層群の地層が山肌に露出し独特な景観となっていて、小佐の砂岩脈や初神断層（以上豊浜）など、地殻変動により作りだされた景観もあります。そのほか、聖崎の上陸大師像（大井）や清正の枕石（篠島）など、伝説とのつながりが深い景観もあります。

以上のように、自然豊かな本町には住民の心を惹きつける自然景観が至る所に残されています。



千鳥ヶ浜（内海）



松島と夕日（篠島）



南知多町の景観位置

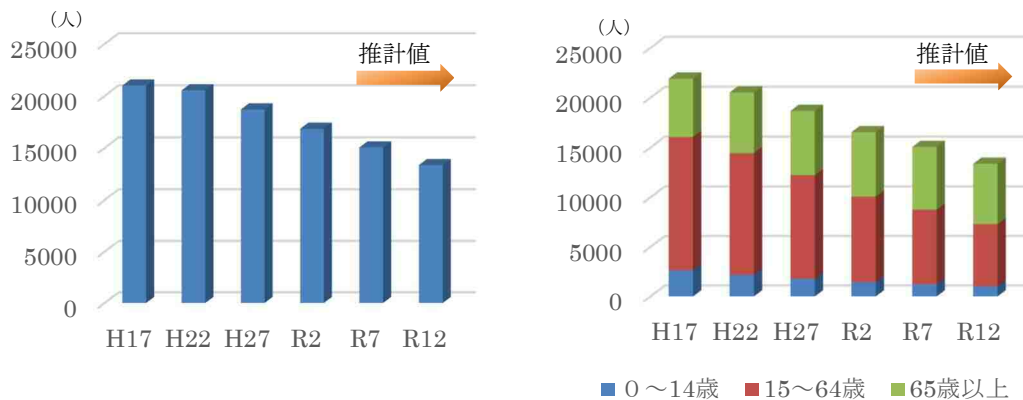
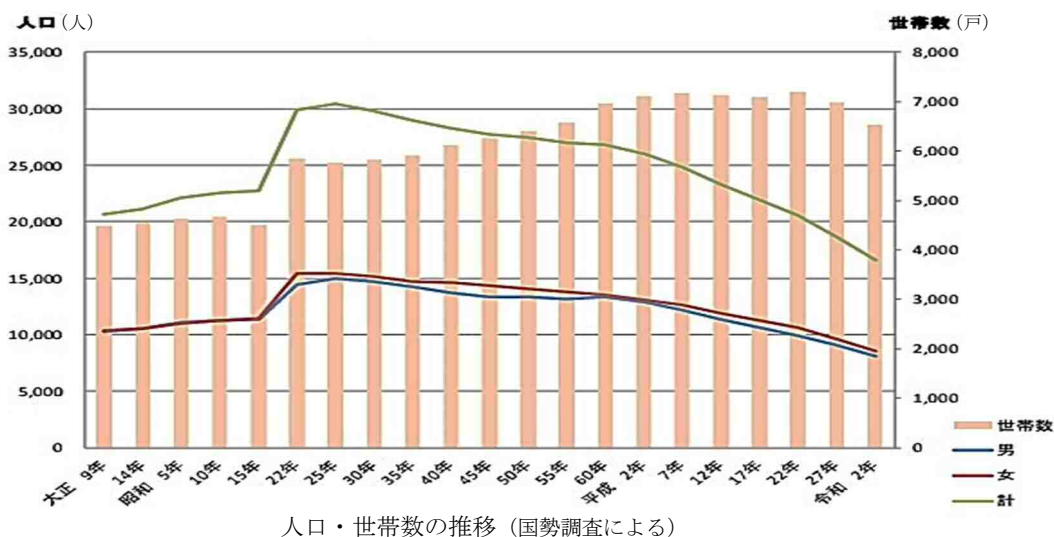
(国土地理院ウェブサイト 地理院地図 Vector を加工して作成)

2. 社会的状況

(1) 人口動態

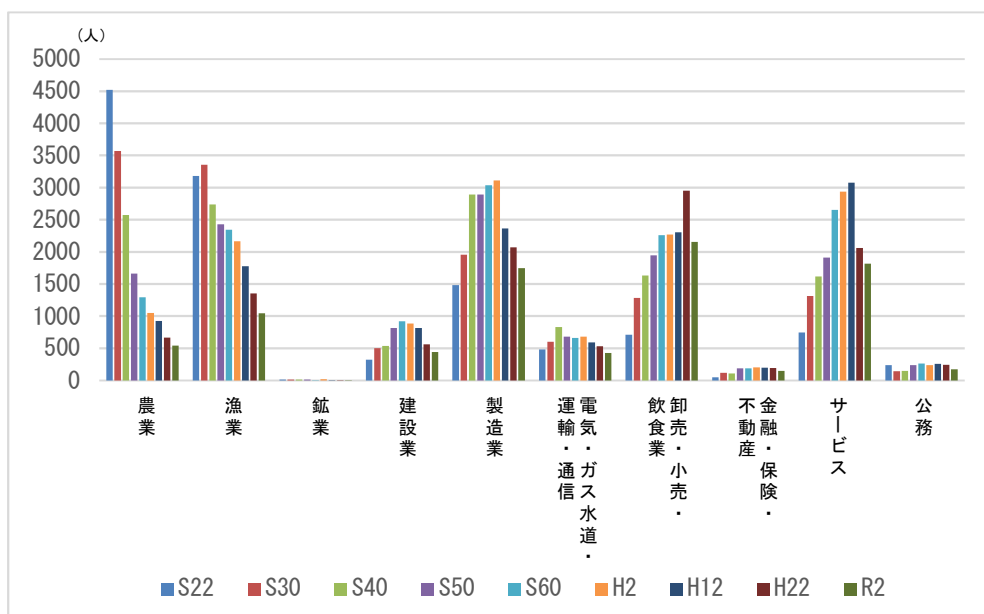
令和3年現在、人口は16,992人、世帯数は7,064世帯、1世帯当たり2.41人です。本町の人口は合併時の昭和36年の29,654人を最大に、現在に至るまで減少しています。

令和2年と、その前後30年の年齢5歳階級別人口動向は下図のとおりです。令和2年の64歳以下の人口は30年前の平成2年と比べ減少しています。特に、14歳以下の人口は、30年間で約半数に減少しています。一方で、65歳以上の人口は増加しています。特に、80歳以上ではすべての年代区分において30年間で2倍以上増加しています。令和2年から30年後の令和32年には、人口は16,621人から7,488人へと45.1%まで減少し、年代別人口は、89歳以下のすべての年代区分において減少すると推計されています。特に54歳以下の人口減少が著しいと予想されています。人口減少・少子高齢化が堅調になり、高齢化率が35%まで上昇しています。また、15～64歳の生産年齢人口も減少し、今後の動向を考慮すると産業振興、雇用の創出が課題になります。



(2) 産業

国勢調査の結果による本町の産業別就業人口から、全人口に対する就業者の割合が昭和 60 年（1985）以降 50%を超え、令和 2 年には 53.31%になりました。産業別就業人口の推移をみても、かつて最も多かったのは第 1 次産業の就業者でしたが、昭和 45 年に第 3 次産業の就業者の方が多くなったことがわかります。これは、農・漁業の分野における機械化が進んだことにより余剰労働力が生み出され、若年労働者の多くが都会に流出するとともに、その一部が第 3 次産業であるサービス業や卸売・小売業・飲食店に流れていったことと理解されていて、全国的な傾向に本町の動向もあてはまります。また、第 2 次産業の就業者も増えています。これは、従来からある食品工業に加えて、プラスチック工業団地ができたことによる製造業の就業者が増えたことも一つの原因と考えられています。



産業別人口の推移（国勢調査）

かつて本町の主産業だった農業、漁業と、戦後成長してきた観光業についての現在の状況は次のとおりです。

① 農業

本町の恵まれた気象条件、自然条件を生かし、古くから水稲作と温州みかんの栽培を主体とした農業が発展してきました。特に農業発展の上で大きな障害であった水不足を解消するため、昭和 36 年 10 月に愛知用水が通水したことにより、本町の農業は飛躍的に進展しました。本町では昭和 50 年度以降、県営圃場整備や国営農地開発事業を通して農地拡大を進めてきましたが、平成 27 年には、農家戸数 310 戸、うち専業農家は 102 戸（専業農家率 32.9%）にまで減少しました。これは農業就業者の高齢化と農業所得の低迷から他産業への転職等と考えられています。

野菜類は、国営農地開発事業により農地が増大し、キャベツ、ふき、たまねぎ、レタス類、ブロッコリー、ばれいしょ、スイートコーン、びわなどが栽培されています。酪農では、乳用牛は平成30年2月1日現在の飼養戸数3戸、飼養頭数241頭、一戸当たりの平均飼養頭数は80頭になっています。肉用牛は平成30年2月1日現在の飼養戸数5戸、飼養頭数566頭、一戸当たりの平均飼養頭数は113頭になっていて、その大部分は知多牛(あいち知多牛)として出荷されています。養豚は、平成30年2月1日現在の飼養戸数4戸(南知多町内に、豚舎が所在する養豚農家数)、飼養頭数12,550頭です。収益性の向上を目指し大規模飼養者を中心に規模拡大が図られています。

②漁業

漁場は、伊勢湾、三河湾、渥美外海などの沿岸付近で、多くの好漁場に恵まれ古くから漁業が行われてきました。本町の海面漁業は知事許可の小型底びき網漁業、船びき網漁業(イワシ船びき網(ぱっち網)、シラス、イカナゴ船びき網)、さし網漁業等があり、漁業権漁業として潜水器漁業、素もぐり漁業、自由漁業としては一本釣り、延縄漁業等さまざまな漁業が行われています。

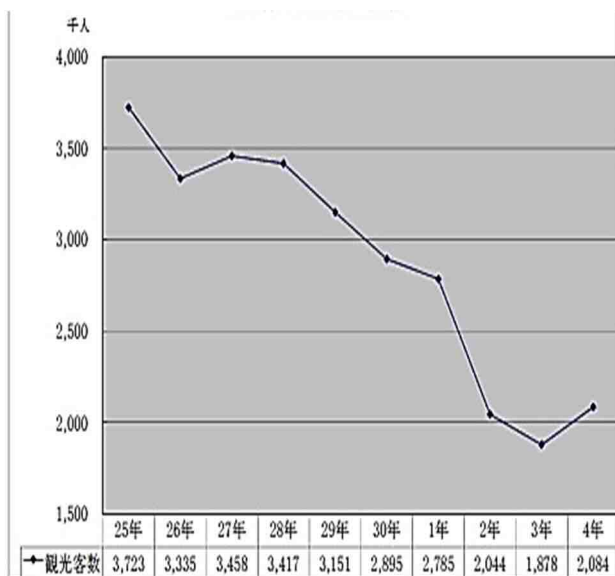
海面漁業の水揚げは、平成10年までは約2万t前後でしたが、平成11年にはカタクチイワシの豊漁から3万tを超えました。そして、平成12年には再び減少しましたが、13年以降は多少の増減はあるものの、概ね年間3万t前後で推移し、平成26・28年には、4万tを超える漁獲量がありました。これは、多獲性魚であるマイワシ、カタクチイワシの資源動向に大きく左右された結果です。イカナゴについては資源(親魚)の減少により、平成28年漁期以降、禁漁措置がとられています。本町で行われている海面養殖業は、のり養殖とわかめ類養殖です。のり養殖は平成15年までは概ね6,000t~8,000tで推移していましたが、平成16年以降は、経営体数の減少や海況の変化などにより5,000t前後に減少し、平成30年は約4,000tに減少しました。一方、わかめ類養殖は平成13・18年に減少しましたが、その他の年は200t~300tで安定しており、概ね順調に生産が行われています。

③観光

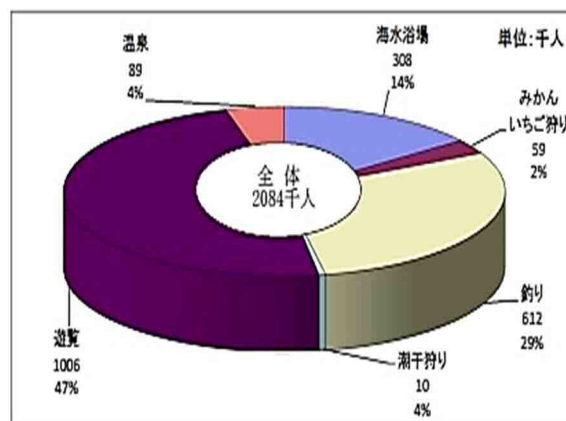
本町は、知多半島の南部に位置する半島部と篠島と日間賀島という2つの有人離島を有する歴史、文化、自然が豊かなまちで、自然を利用したレクリエーションが楽しめる四季型の観光地として、名古屋市から比較的近い位置にあることから古くから多くの観光客に親しまれています。伊勢湾と三河湾に抱かれた本町は風光明媚な自然環境に恵まれており、年間平均気温は16度前後、年間降水量は1,500mm前後、雨期以外は晴天の日が多く、冬季の積雪はほとんどありません。昭和26年に南知多県立公園(昭和43年には県立自然公園に名称変更)に、昭和33年には三河湾国定公園にそれぞれ指定され、観光地として大きな地位を占めるようになりました。明治時代の潮湯治に始まった内海、師崎、篠島の海水浴、戦後始められた内海のみかん狩り、近年盛んになってきた魚釣り・潮干狩り・いちご狩り・活魚料理・温泉、年中行事が観光と結びついた豊浜の鯛まつり、

師崎の左義長などの観光資源は多種多様で、毎年多くの観光客を集めています。さらにより多くの観光客を誘致するために、観光施設の活用や農水産物等を活かした特産品の開発などによる観光資源の整備とともに、地域ぐるみのおもてなし強化や観光PRの充実などによる受け入れ体制の強化を図っています。最近では、春は潮干狩り、夏は海水浴、秋はみかん狩り、冬はいちご狩り、10月から3月までのふぐ料理といった四季折々の魅力と、平成29年7月に国の重要文化財に指定された旧内田家住宅（内田佐七家）など歴史ある地域として観光まちづくりを図るとともに、近隣市町と連携した広域観光ルートの確立を目指しています。また、日本への外国人観光客の増加に伴い、海外への誘客活動のほか受け入れの整備を進めるなど、中部国際空港からの立地を活かしたインバウンド事業を進めておりますが、観光客のニーズの変化や多様化が顕著にみられることから、農業・漁業との連携強化による体験型観光の確立を進めており、関係人口の拡大・創出にも取り組んでいます。昨今のコロナ禍の影響は大きく、外国人観光客を始め、国内の釣り客、遊覧客、温泉客、みかん・いちご狩り客等は著しく減少し、令和3年度には1,878千人まで落ち込んだものの、令和4年には2,084千人まで回復しました。令和4年度における観光客の主な観光地での行動をみると、遊覧客が約1,006千人と最も多くなっています。

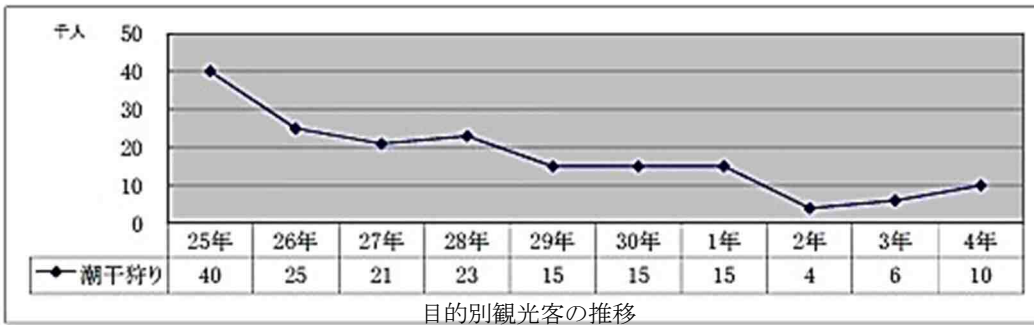
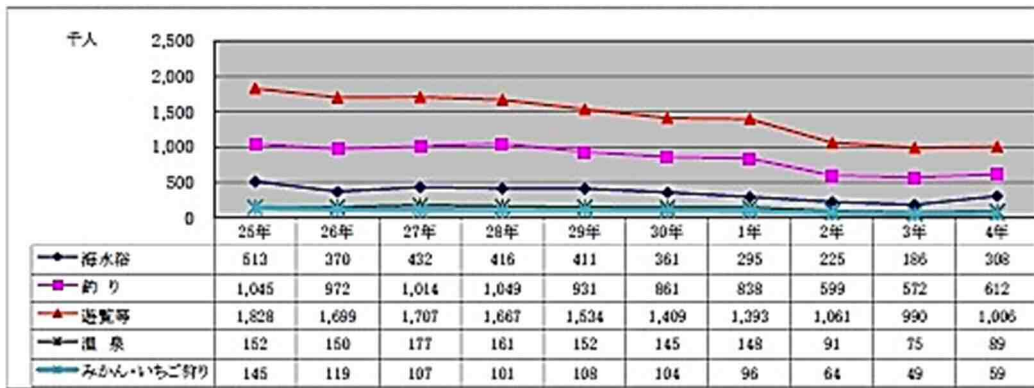
【観光客の推移と現状（『令和5年度版 南知多の観光』より）】



町全体の観光客の推移



目的別観光客の割合（令和4年度）



(4) 交通網

本町における交通網には、町内外を結ぶ広域的ネットワークを形成する道路、町内の各地域を結ぶ地域間ネットワークを形成する道路、町唯一の鉄道駅をもつ名鉄知多新線、島しょ部を結ぶ海上交通があります。

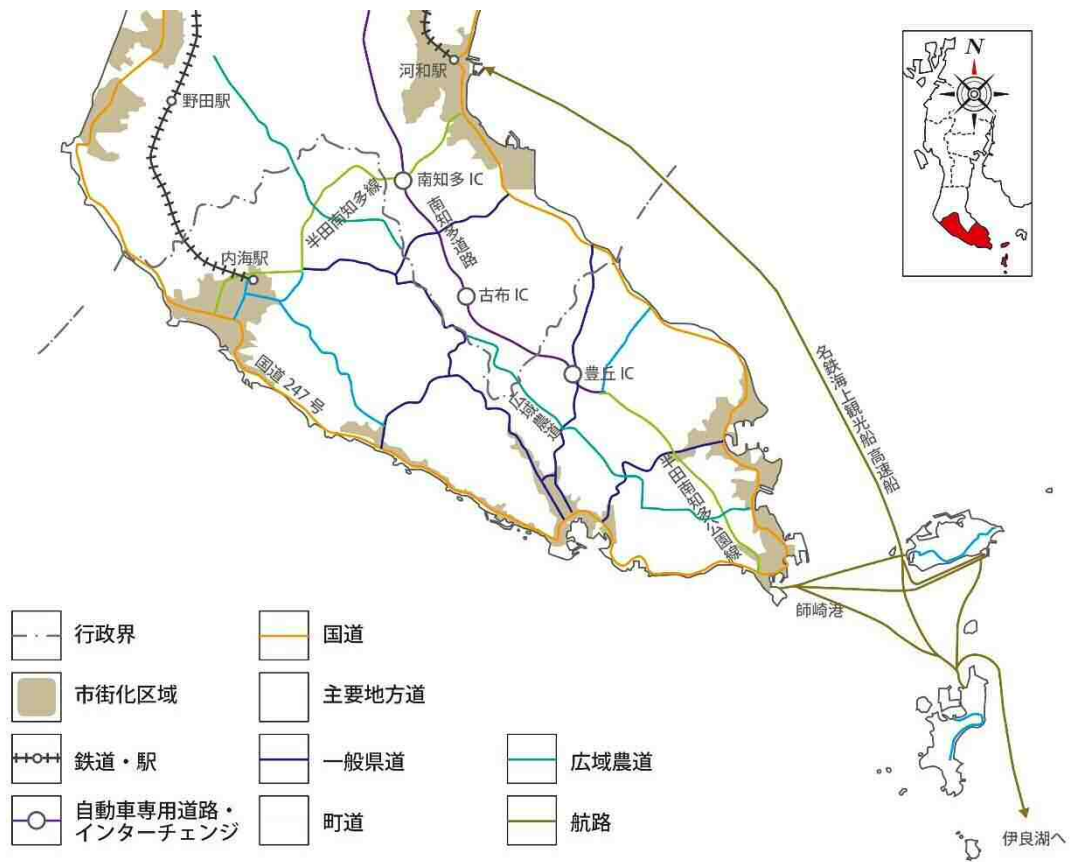
①主要道路網

本町の主要道路は、下図に示すとおりです。半島外周には、国道 247 号があり、主要地方道および県道とのネットワークが形成されています。また、南知多道路と県道半田南知多公園線が師崎まで延伸されており、それと並行する広域農道により広域交通の利便性は向上しています。

②陸上・海上交通機関

鉄道については、町の北西部に名鉄知多新線の内海駅が設置され、住民の通勤・通学や観光レジャー客に利用され、主要な公共交通としての役割を担っています。主なバス路線は、地方公共バスである「海っ子バス」の豊浜線と西海岸線、知多バスの師崎線の3路線あります。運行便数は、豊浜線、西海岸線が 32 便/日、師崎線が 27～31 便/日となっています。海上交通機関は、篠島・日間賀島と半島を結ぶ定期便として高速船が 23～24 便/日、フェリーが篠島へ 6 便/日、日間賀島へ 5 便/日、河和港から高速船が 10 便/日運行されています。また、不定期便として海上タクシーがあります。

主要道路について、バイパス等の未整備区間の整備促進や、歩道・路肩拡幅等の整備によるネットワークの強化が課題です。内海駅・師崎港・河和駅を結ぶバス路線や、篠島・日間賀島の生活を守る海上交通は非常に重要な交通機関です。地域の活力向上、持続可能なまちづくりのためにも公共交通の維持・継続が課題です。



南知多町の交通体系図

3. 南知多町の歴史の変遷

(1) 先史

【縄文時代～古墳時代の遺跡】

本町においては、今から約8,400年前の縄文時代早期中頃には人が住んでいたことがわかっています。これは、名鉄知多新線の内海駅高架下にある先苺貝塚から、現地表面下約15mの地点で、押型文土器を始め、獣魚骨、貝がらなどが出土したことからわかりました。この遺跡は、その当時世界的規模で進んでいた縄文海進を証明する遺跡としても注目されています。



先苺貝塚出土器（内海）

縄文時代早期末の遺跡は、半島先端部に近い片名地区の集落がある谷やその北の大井地区の丘陵地で確認されています。これらの遺跡は現地表面より高い位置にあり、縄文時代早期中頃以降海進が著しい速さで進んだものと思われる。

内海地区の利屋谷にある清水ノ上貝塚は縄文時代早期後半頃から前期、中期、後期の縄文式土器のほか弥生式土器も出土していて、長期間にわたり人が住んでいた場所でした。清水ノ上遺跡で注目したいのは、縄文時代前期の遺物包含層と縄文時代早期の遺物包含層との間にアカホヤ火山灰層が堆積していることです。今から約6,300年前に九州南部の鬼界カルデラから噴出した大量の火山灰で、当時の自然環境及び人々の生活に大きな影響を与えました。清水ノ上貝塚の地層の堆積状況からも火山灰の降下の影響によって人々が住めない期間があったことがわかります。



清水ノ上貝塚のアカホヤ火山灰層（内海）

このような自然環境の影響を受けながらも本町域には人が住み続け、多くの縄文遺跡を残しています。片名の咲畑貝塚からは縄文時代中期の土器とともに獣骨や魚骨、貝類が出土しています。魚骨は、マダイ、スズキ、マグロ、サメなどがあり、特にマグロの脊椎骨は大きく、この当時に外洋性の大型魚を捕獲する技術を持っていたことがうかがえます。

本町域における弥生時代前期遺跡は、内海、大井、片名、師崎、篠島、日間賀島で確認されていて、多くは小さい谷の浜堤上にあり、後背湿地を水田として利用していたようです。また、離島の遺跡には水田の痕跡は見られないものの、縄文時代から長期間にわたって営まれてきた漁労生活のなかに弥生文化が伝播した姿を見ることができます。また、篠島の神明社貝塚では縄文時代から近世にかけての厚い遺物包含層が確認されて

いる遺跡ですが、多数の土器のほかに、イノシシ、シカ、イルカ、サル、ウシなどの獣骨やマダイ、クロダイ、ハタ、サメ、マグロなどの魚骨、貝類などが豊富に出土しました。そのほか、ヤス、釣針、アワビおこし、斧、銚などの骨角製の漁具や獣骨や貝がらで作った装身具なども認められます。

釣針や回^{かいてんしきりとうもりがしら}転式離頭銚頭等の銚、外洋性の魚骨が豊富に認められたことは、当時の篠島に外洋性の漁業形態が確立していたことを物語っています。外洋性の漁業形態の技術は、恐らく東北地方の沿岸地域からの影響のもとに海上のルートを経てもたらされ、好適な水域を有するこの地に定着したものとされています。

知多半島では古墳時代前期・中期の古墳数は少ないのですが、後期に入ると飛躍的に増え、70 数基を数えます。その約 70%にあたる 50 基が当町に分布し、そのうち 35 基が離島である日間賀島に分布しています。なかでも 5,000 m²ほどの日間賀神社境内地には 14 基に及ぶ古墳が密集し北^{きたち}地古墳群と呼ばれています。副葬品として豊富な須恵器のほか、鉄製品・玉類なども出土し、被葬者として古代海部集団が想定されています。この中で注目されているのが、北地 4 号墳、5 号墳、6 号墳、9 号墳から出土した鉄製釣針とだるま形の石錘で、いずれもサメを釣るためのものです。日間賀島では、イイダコを餌にして同様の道具を使うサメ延^{はえなわ}縄漁が昭和 30 年代頃まで行われていたことが知られていて、古代において篠島、日間賀島など三河湾三島からサメなどの海産物が平城宮に貢納していたことと合わせ、現代まで続く漁法が古墳時代に確立されていたことが推定されます。また、半島沿岸部や篠島、日間賀島ではたくさんの製塩土器が確認されています。人々の生活にとって塩は欠かせないものであり、また食物を保存するためにも使われていました。この生産址は、5 世紀末から 11 世紀初めまでの幅があり、土器製塩はおよそ 500 年という長い間続いたものと考えられています。



神明社貝塚出土の骨角器（篠島）



北地 1 号墳の墳丘（日間賀島）



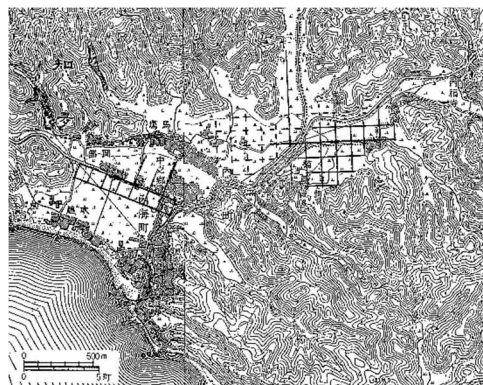
北地古墳群出土の漁具（日間賀島）

(2) 古代（奈良、平安時代）

【律令制化の南知多】

本町のうち、半島部は知多郡に属していたと推定され、平安時代初めに成立した「和名類聚抄」に見える富具郷、但馬郷が当町域に比定されています。富具郷は、半島西海岸の美浜町野間を中心に本町の内海までが含まれていて、また、但馬郷は半島東海岸の美浜町古布から矢梨、本町豊丘の乙方、山田、大井、片名、師崎までが当てはまると推定されています。

このうち、内海には奈良時代の条里制遺構と推定される区域があります。内海谷の北東奥の水田部や、岡部、中之郷の集落がある砂堆の南側に接する水田部に方一町の方格式地割を認めることができます。



内海谷の条里復元図（作図：水野時二氏）

【平城京、平安京への海産物貢納】

奈良時代には、篠島と日間賀島は、佐久島（現西尾市）とともに三河国幡豆郡に属していました。藤原宮跡出土木簡には「三河国波豆評篠嶋里」、平城宮跡出土木簡には「参河国播豆郡篠嶋海部」あるいは「参河国播豆郡比莫嶋海部」と見えます。篠島や日間賀島、佐久島では海部が漁労活動に従事し、海産物を贄として貢納していました。また、延喜式



平城宮出土木簡

（複製、原資料：奈良文化財研究所所蔵）

主計式上には調として三河国から、「雑魚楚割（＝魚肉を割いて干したもの）」2,551斤（1斤＝約3.6kg）、「鯛楚割」90斤、「鯛脯（＝乾肉）」100斤が納められることになっていたことが記述されています。仮にこれだけの量の海産物が参河国から1年間に貢納されたとすると、単純に12か月の平均を取ったとしても、1か月当たり「雑魚楚割」約213斤、「鯛楚割」「鯛脯」それぞれ7斤～8斤で、合計220斤ほどとなり、かなりの量です。もちろん参河国全体の貢納量を篠島をはじめ三河湾3島の海部が負担したわけではないと思われますので、海部が貢納した量はもっと少なくなると思われますが、それでも両島の海部が負担した量はある程度あったことと思われます。

【尾張氏の支配】

本町のみならず知多郡全域は、古代において年魚市潟を本拠とする尾張氏が国造として治めていたと伝えられています。尾張氏は、本地域への仏教流入以前において宗教勢

力の中核をなしていた熱田社の大宮司職を勤め、本町師崎には白鳳年中（672～685）に、熱田社の祭神の一柱である^{たけいのだのおのみこと}建稻種命を祀る羽豆神社が創建されました。尾張氏の出自は海部族に関係があるとも伝えられており、篠島、日間賀島における海産物の奉納や本町域の至る場所で確認されている製塩遺跡の様子を見ても、尾張氏による支配が本町域に及んでいたことが推定されています。



羽豆神社本殿（師崎）

【古代に創建された寺社】

内海の入見神社は、現在は^{いりみ}五男三女神を祀っていますが、旧名を八王子社といい、船の守護神であったと伝えられています。元は内海を見渡す^{いざわさん}井際山（「祭八山」とも呼ばれる）にあったのを、何度かの遷座を経て鎌倉時代ごろに現在地へ遷したといわれています。羽豆神社とともに『延喜式神名帳』（907）に記録された式内社です。



神明神社（篠島）

篠島の神明神社は、宝亀2年（771）伊勢神宮より土宮を篠島に勧請されたもので、以前は^{いせつちのみや}伊勢土宮と尊称されました。伊勢神宮の遷宮の際には同様に建替えが行われていたといいますが、次第に伊勢神宮遷宮の翌年、^{とうほうでん}東方殿あるいは^{さいほうでん}西方殿の旧社殿を下賜され、地元で造営遷宮する慣わしとなりました。伊勢神宮遷宮の翌年に、古材で本殿を建替える伝統は現在まで受け継がれています。



岩屋寺（山海）

古代に創建されたと伝わる寺院は、岩屋寺（山海）と医王寺（大井）があります。岩屋寺は、霊亀元年（715）に創建され、元は天台宗の寺院です。『岩屋寺略縁起』には元正天皇の命により行基が岩屋に7堂12坊の大伽藍を造り、ここに仏像を安置したということが記されています。また、医王寺は、真言宗の寺院で、神亀2年（725）、行基が現在地の西方にある仏山に薬師如来を安置したことが始まりで、かつては12坊あったと伝えられています。平安時代には、いずれの寺院にも弘法大師が来訪し修行をしたという話が伝えられています。

(3) 中世（鎌倉、室町時代）

【荘園と知多古窯】

中世における本町域には野間内海荘、但馬保などの荘園や公領が成立し、篠島は志摩国答志郡に属し伊勢神宮領でした。

保延3年（1137）鳥羽上皇は藤原家成に命じて京都の鳥羽離宮内に持仏堂として安楽寿院を建立しました。そして、保延6年（1140）に野間内海荘が立券（荘園に不輸租の特権を与える手続き）されたことが安楽寿院文書の「庄々所済日記」に見られます。この頃の荘官は伊勢平氏の流れをくむ長田氏で、長田忠致は、平治の乱に敗れ、東国へ落ち延びる途中の源義朝を野間（現美浜町）の屋敷において暗殺したことがよく知られています。建久2年（1191）に野間内海荘は天皇領である長講堂領となっており、鎌倉時代初期には梶原景高の妻が地頭に任じられていました。



義朝の大岩（内海）
※野間に逃げる途中で義朝が休憩したと伝えられている。

この人は源頼朝の信任が厚かった尾張守護小野成綱の娘で、正治2年（1200）に夫景高が父の景時とともに失脚し討ち取られた後も野間内海荘を始めとする諸荘園の地頭を安堵されました。この後、野間内海荘は労役、年貢の取得が衰えがちになり、野間荘と内海荘に分割され、応永20年（1413）には天皇領としての実を失い武士の知行下におかれしました。なお、15世紀中頃には内海荘は相国寺塔頭（本寺の境内にある末寺院）の大智院領となっています。

但馬保は古代の但馬郷を継ぐものと考えられています。但馬保が文献にはじめて現れるのは、建久3年（1192）の「伊勢神宮神領注文写」です。文治元年（1185）、勅願によって伊勢神宮に寄進されたようですが、詳しいことはわからず、建武3年（1336）、但馬保内五郷のうち「阿和（河和か）」「大井」両郷の地頭識は九条道家領になっていました。道家は摂政九条師教の子で、建武4年（1337）に右大臣にあった人です。そして、南北朝期以降には尾張国衙領となり、保の中に「大井郷」「山田郷」「須佐郷」「方名郷」「諸崎郷」などの名が知られていました。応永14年（1407）に一色満範の被官の二人が但馬保五郷の代官識を年50貫文で請け負うことについて尾張国主醍醐寺三寶院と契約した記録があり、満範も仲介と保証する書状を遺しています。なお、但馬保は、天正13年（1585）の「九条家当知行并不知行所々指出目録案」に不知行分として記され、この文書を最後に関わる史料は見いだされていません。

このような状況の下、12世紀後半以降、内海と大井地区には古窯が築かれ、生産された山茶碗、山皿、甕、鉢などの製品は船などにより他地域に運ばれていました。知多半島では、天皇領、社寺領、国衙領として領主の支配下で陶器生産が盛んに行われていま

したが、荘園制が解体されていくに伴い古窯生産も衰退していき、一色氏による知多郡の支配化におかれる 14 世紀末頃にはほとんど行われなくなりました。この理由ははっきりとはわかっていませんが、窯を造るために地形が変えられたり、焼成するために多量の薪が必要となることから、過剰な開発が問題になったことが理由の一つとして考えられています。



鈴ヶ谷第 1 号窯（内海）

【伊勢神宮と篠島】

当時伊勢神宮領であった篠島から伊勢神宮に御幣干鯛を奉納する行事（御幣鯛）は、建久年間（1190～1199）に編纂された「皇太神宮年中行事」に記されていて、遅くとも中世初めには行われていたことがわかります。

この行事は、延徳年中（1489～1491）に一時中断しましたが、内容を変えながらも古例に従って今日まで受け継がれ、現在では伊勢神宮の三節祭用のため、6月、10月、12月の3回に分けて合計 508 尾の干鯛を伊勢神宮に奉納しています。そして篠島では、伊勢神宮との関わりのな



御幣鯛 伊勢へ向かう奉納船

かで、正応元年（1288）に伊勢国度合郡箕曲大社より神宮を勧請し八王子社とし、翌正応 2 年（1289）に伊勢神宮内御塩殿を移して塩味神社を汐味に造りました。塩味神社は現存しませんが、その名を残す汐味の浜は、伊勢湾を隔てて伊勢神宮を望見する美しい景観を持つ浜です。島民から「オジンジキサマ」と崇め奉られている八王子社の獅子頭が神明神社に渡御する正月の祭礼は、いつから始められたかは定かではありませんが、これも伊勢神宮との関係が深いものです。

【海上交通の要衝、羽豆岬をめぐる戦い】

11 世紀末に熱田大宮司尾張員職は、自分の娘と尾張国目代であった藤原季兼との間に生まれた季範に大宮司職を譲り、それ以後、季範の子孫である藤原氏が継承するようになりました。熱田大宮司家は、季範が鳥羽上皇に接近し在京貴族に転身する一方で、季範の娘が源義朝に嫁ぎ頼朝を生んだことから、鎌倉幕府成立後は幕府とのつながりも強くなり、次第に武士化していき



幡豆崎城跡の石碑（師崎）

きました。『太平記』によれば、南北朝動乱期に、季範の子孫である南朝寄りの熱田大

宮司^{せんしゅうまさよし}千秋昌能は、師崎の羽豆岬に幡豆崎城を設けました。羽豆岬は、伊勢、吉野方面と東国方面との南朝方の連絡上重要な位置にあり、足利尊氏の勢力によって交通の要所を押さえられた南朝方にとって海上交通路の重要な中継点でありました。『太平記』には、暦応3年（1340）に土岐頼遠^{よりとお}と頼康^{よりやす}によって攻め落とされた美濃国根尾城から「波豆ヶ崎」に落ち延びてきた脇屋義助^{わきやぎすけ}が一時滞留し、集まってきた敗軍の兵とともに伊勢、伊賀を経て吉野に向かったことが記されています。こうしたことから、羽豆岬一帯は南朝方と幕府方が衝突する舞台の一つとなり、興国7年（1346）幕府方が幡豆崎城を制圧したものの、その後南朝方に奪い返されました。このように長年続いた交戦も、観応3年（1352）に発布された半済令により昌能が幕府方に屈服したことから終結に向かいました。『太平記』には延文5年（1360）に尾張守護土岐頼康の弟直氏^{なおし}が敵対した者たちのうち土岐の一族を幡豆崎城に護送したことが記されています。そして、頼康が幡豆崎城を押さえ、頼康に服属した土岐一族の蜂屋貞経^{はちやさだつね}の息子光経^{みつね}が幡頭崎城主になりました。

【守護、国人たちによる支配】

足利尊氏の一族である一色詮範^{あきのり}は、明德2年（1391）知多郡守護職を得、次第に知多半島西海岸、羽豆岬を含め但馬保や内海荘を掌握することにより、伊勢湾の海運支配を進めていきました。海上交通が盛んで多くの人や物資が移動していたこの地を押さえることにより、海上、船舶に関わる様々な利益を狙ったものと考えられています。そして、詮範の後を継いだ満範^{みつね}は、応永14年（1407）に被官の二人が但馬保五郷の代官職を請け負うことについて尾張国主醍醐寺三宝院と契約し、翌年の応永15年（1408）には羽豆神社に武運長久、子孫繁昌を願って紺紙金字妙法蓮華経8巻及び心阿弥陀経1巻（県指定文化財）を奉納しました。国衙領を請け負ったり、人々の精神的なよりどころであり海の世界と深いかわりを持っていた神社との関係を強固にしたりすることなどにより、地域における権威創出を行っていかうとしたものと考えられています。本町域における一色氏の資料は断片的ですが、本町内海の東端地区には「一色」の地名と一色城跡と伝えられる場所が残っています。また、長禄4年（1460）、知多郡守護一色義遠^{よし}の被官が、相国寺大智院領内海荘の伊勢湾における海上交通税を押妨した記録も残されていて、この頃の一色の様子がうかがえます。

知多郡における一色氏の支配が衰え始めた15世紀後半以降、一色氏の家臣であった佐治



紺紙金字妙法蓮華経（師崎 羽豆神社）



大蔵経（山海 岩屋寺）

氏は大野谷を本拠に 15 世紀後半以降西海岸沿いに勢力を拡大し伊勢との海上交通路を押しやめました。佐治氏は代々岩屋寺を祈願所とし、大野城主佐治右衛門尉盛光は宝徳3年(1451)に大蔵経(重要文化財)を岩屋寺に寄進しました。寺院の持つ力が武士勢力にとって魅力があったものと考えられています。佐治氏には内海佐治といわれる系統もありました。内海の佐治氏は岡部城を築き、幡頭崎まで勢力下におさめました。佐治氏から派遣されたのが師崎の千賀氏で、陣代であった千賀氏を幡豆崎城主にし、半島南部の西海岸を佐治氏が、東海岸を戸田氏が二分して治め、「幡豆崎両陣」と言われました。文明8年(1476)、伊勢内宮が羽豆岬で差し押さえられた神船の荷物返還を求める書状が「幡頭崎両陣城主」宛てに出されています。また、天文3年(1534)の『経講現在張并古記之写』に「幡豆崎惣陣佐治八郎殿 同貳之段塔田孫十郎殿」と記されていて、幡豆崎に佐治氏が、その北の二之段に戸田氏が經典を設けていたことがわかります。さらに、羽豆神社の棟札には天文8年(1539)の修造に際し、佐治為安と戸田為光が連名で行ったことが記されています。



羽豆神社神輿(師崎)

※文亀年中(1501~1504)に幡豆崎両陣の佐治氏と戸田氏から寄進されたと伝えられる。

佐治氏、戸田氏、千賀氏はいずれも水軍を重視し、内海、須佐、師崎、篠島などがその拠点となっていたことと思われます。佐治氏、戸田氏による幡豆崎両陣は長い間機能していたようですが、次第に半島北部の水野氏が南部に勢力を拡大しはじめ、佐治氏、戸田氏ともに水野氏の勢力に押され、勢力を減じていったといわれています。千賀氏は、佐治氏衰退後徳川家康に仕え、天正18年(1590)には家康の関東移封に付き従って関東に移りましたが、慶長5年(1600)関ヶ原の役に半島西岸に来襲した西軍の九鬼嘉隆・毛利水軍に対し千賀重親は奇策を用いて撃退したことを機に師崎に戻ってきました。

【海で活動する人々】

神明社貝塚や正法禅寺境内、前浜海岸から発見された大量の渡来銭などと合わせて、篠島の人たちが商人として活動していたことが推定されています。当時知多半島の湊と伊勢諸国の湊の間で渡船が航行していて、旅行者を始め広く利用されていました。また、尾張、三河、伊勢、志摩各国の湊の船が大湊に参集し、集積された商品が商船や兵糧輸送船などによって関東へ運ばれていき、伊勢湾は大湊を核とした交易機能を有していました。天文21年(1552)に、織田信長は篠島の商人に守山への通行権を認めていて、商船の往来が領主から認められていました。また、永禄8年(1565)11月から約1か月間の伊勢・大湊への入船を記録した「^{ふねぶねしゅうせんちょう}船々聚銭帳」に記された尾張の船の中には内海、師崎、篠島の船があり、3人乗りほどの櫓走を主とする小型船を駆使して海上活動を展

開していたことが知られていて、本町域における海運活動のようすがうかがえます。こうしたことから、篠島は伊勢湾、三河湾における海運業の拠点として栄え、島民の大きな経済力が存在していたことが想像されます。

(4) 近世（江戸時代）

【尾張藩の支配】

近世になると、徳川家康が知多郡各地を直轄地とし、尾張藩領となつてからも藩の直轄地である蔵入地の割合が他地域と比べて高かったことが知られています。尾張藩が編さんした『張州府志』には、知多郡のことが、孤絶の一島に似ていると記されていて、藩主による知多巡見や藩士、藩医らによる知多来訪時は移動の一部に船が使われていました。

近世の本町域は江戸期を通じて尾張藩領に属し、吹越村・岡部村・中之郷村・馬場村・北脇村・内福寺村・楠村・名切村・利屋村・東端村・西端村・岩屋寺村・大泊村・久村・中須村・須佐村・乙方村・山田村・大井村・片名村・師崎村・篠島村・日間賀島村がありました。篠島の正法禅寺の梵鐘や雲版によれば、近世前期には依然として伊勢国に属していたこととなりますが、正保2年（1645）まで尾張藩船奉行千賀家の給知であったり、尾張藩の流刑地になっていたことなどみても、慶長年間以降は尾張藩に属していたと思われま



千賀屋敷の石碑（師崎）

尾張藩では大高（名古屋市緑区）に初代藩主徳川義直の伯父にあたる志水忠宗を置いて知多郡の総取り締めりとし、師崎に千賀氏、大井に高木氏、河和（美浜町）に水野氏を置き知多半島南部を固めました。千賀・高木両氏とも知行は1,500石で、千賀氏は代々尾張藩の船奉行を勤め、藩船のほか師崎に私船をもって水主の養成に当たりました。また、千賀氏は師崎に遠見番所を設け、尾張・三河・伊勢・志摩4国の通船の取締りや御肴御用なども勤めたほか、当時篠島が尾張藩の政治犯等の流罪地になっていたこともあり、流人裁許も仕事の一つでした。なお、江戸時代初期には須佐・乙方・片名・師崎・篠島・日間賀島の6か村には千賀氏の給知、大井村には高木氏の給知、吹越村には尾張藩付家老成瀬氏の給知がありました。

【農業と漁業】

漁業と農業は本町域の産業の双璧でした。本町は海岸線が長く漁港に適した入江が多いのですが、一方海岸沿いにできた平地は狭小で、人々が生活を漁業や海運業などに求めたのは当然のことといえます。漁業の歴史は古く、伊勢神宮へ献上する御幣鯛や、将

軍と尾張藩主への御用鯛、幕府の要人や諸大名へ贈り物として珍重された^{このわた}海鼠腸、良好な漁場をもつ鰯網漁、特殊な漁業として注目された鯨漁と、南知多の漁業は他地域とは異なる形態をもっていました。これらの漁業はその重要さから、藩や千賀家の手厚い保護や指導を受けており、千賀家の家臣で漁業の指導管理の任に当たった川合家には、漁法・漁獲物や漁民への報酬・漁民からの願書などの文書が多数残されていて、近世漁業の実態を知ることのできる好史料となっています。本町域では揚繰網（あぐりあみ）や地引網も発展し、これら漁業の発展につれて、千賀家により湊も整備されました。本町で獲れた魚介類は地元で消費されたほか、船で熱田や亀崎（現半田市）に送られたといえます。なお、近世において漁業を主な生業とした地域は、豊浜の中須、師崎、篠島、日間賀島で、大井は半農半漁でした。



海鼠腸（大井）

農業では、農民たちはわずかな耕地を谷間や山間に求めて新田開発にも取り組み、また、水田耕作の用水としてため池が多く築かれました。本町の基盤をなす師崎層群の岩盤も農業には適さず、山畑が多かったことなど、苦勞の多かった本町の農業ではありましたが、土地に合った作物を育て食料とするばかりか、商品として他地域へ販売してもしました。そのような状況の中、幕末期に紀州での成功を手本に利屋村（内海）の庄屋大岩金十郎が苦心の末に温州ミカンの栽培に成功し、現在のミカン栽培の基礎が築かれました。なお、近世において農業を主な生業としていたのは、東端と西端を除く内海、山海の久村、岩屋寺、豊浜の須佐、豊丘の乙方、山田、片名などでした。



大岩ミカン園（内海 大正3年）

【廻船業】

伊勢・三河両湾は天然の良港で、その中央に位置する当地には古くから船を用いた活動が発達していました。江戸時代になると世の中が安定し、商工業の発達などによって物資の流通が拡大したことから海上輸送機関の重要性がますます高まり、本地域を含めた知多



弁財船「宝久丸」の模型（10分の1）

地域の海運業が脚光を浴びることになりました。尾張藩では船奉行千賀家の下に廻船総庄屋を置いて、藩内の運送船の世話方として特権を与えました。「寛文村々覚書」によると、寛文11年（1671）における本町域の運送船数は121艘あり、内海の東端村と西端村に小船53艘、山海の大泊村に小船12艘、師崎村に廻船27艘、小船17艘と多くありました（篠島の状況は不明）。小船といっても、遠く熊野や大坂、遠江までも航行する船で、海運活動は活発に行われていたことがうかがえます。

尾張藩によって育成が図られた廻船業も、江戸時代中期以降状況が変わりました。この頃になると、国内で商品作物や商品生産が増加したことから流通量が増加し、従来の流通業者だけではさばききれない状況だったことから新しい廻船が出現しやすい状況がありました。そして、このような状況の中で東端村の前野小平治を中心に新たな廻船集団が結成されていったと考えられています。

江戸時代後期には、東端村、西端村のある内海を中心に本町全域に廻船主がいて、地域が育てた廻船を中心に本町域の経済が動いていました。廻船主たちは、東端村の大船主・前野小平治を中心に「^{えびすこう}戎講」という同業者組合的な組織を天明元年（1781）頃にして結束し、瀬戸内海から江戸にかけての諸湊で活動し、西の拠点である兵庫では北前船と、東の江戸や浦賀では奥筋廻船とつながりました。この廻船集団は「内海船」と呼ばれ、米を中心に大豆や肥料（干鰯・麦粕）などを買積み方式（各寄港地で産物の買い入れと積み荷の販売を行う）で運送し利益を上げていました。また、船持ちの社会的地位は高く、その経済力を背景として地域文化の担い手でもありました。戎講には、最大で100艘ほどの廻船が加入し、明治10年代まで存続していたことが確認されています。



戎講文書（内海）

【文化の流入】

幕府公認の吉原遊郭が浅草寺裏の日本堤に移転した後、揚屋の尾張屋清十郎、俵屋四郎兵衛、泉屋権助をはじめ主要な店はみな須佐村出身者で占められていた時期があり、「尾張町」の地名を生んだといわれています。当時の吉原遊郭は文化の発信地でもあり、清十郎たちの他にも本町から江戸に進出し事業を起こした人が一定数いたことが知られています。そして、彼らによって様々な文



歌舞伎図（豊浜）

物が本町にもたらされ伝えられていて、町指定文化財「歌舞伎囃」を始め、本町内には吉原遊郭との関係を示す史資料が残されています。

また、近世にはおかげ参りに見られるように、人々の動きが活発化し行楽にもしばしば出かけるようになりました。「孤絶の一島に似ている」といわれた知多半島ではありましたが、名古屋からは近い距離にあり訪れる人が多くありました。本町域にも尾張藩主が知多巡見で訪れたほか、尾張藩士や津島神社神主等が訪れ『知多遊記』（延享5年(1748)）、『島めぐり』（宝暦14年(1764)）、『師崎日記』（安永4年(1775)）などの紀行文を残しているほか、十返舎一九が内海に来たという記録もあります。文化6年（1806）には知多四国八十八ヶ所霊場が創設され、次第に行楽性が加わって参拝客が増えていきました。近世後期から末期の『張州雑志』『尾張名所図会』なども本町の当時の名所などのようすを伝え、近代以降の観光開発の基礎となったとも考えられます。

（5）近現代（明治時代～）

【市町村制の施行】

明治初年に、本町域は23の村々に分かれていましたが、その後、国や県の奨めにより隣接する村同士の合併が何度も繰り返され、わが国の近代的地方自治制度が確立した明治22年（1889）の市制町村制施行により、内海・山海・豊浜・豊丘（一部現美浜町域）・大井・師崎・篠島・日間賀島の8か村となりました。この新制度により町制施行の機運が高まり、同26年（1893）に内海村が、同27年（1894）に師崎村が、同38年（1905）に豊浜村が相次いで町制を敷き、同39年（1906）には内海町に山海村が、師崎町に大井村が、豊浜町に豊丘村の一部がそれぞれ合併し、5か町村となりました。そして、昭和36年（1961）に内海、豊浜、師崎の3か町と篠島・日間賀島の2か村が合併して南知多町が成立しました。

【産業】

明治時代以降の交通の近代化により海運業が次第に衰退していく一方で、漁業は鰯網漁や打瀬網漁が盛んに行われるようになりました。そして、本町の漁業は、明治41年（1908）、篠島に設置されていた県立水産試験場が石油発動機付きの漁業試験船「愛知丸」を建造したことがきっかけで大きな変化を見せることとなりました。大正末期以降は漁船の動力化がすすみ、漁法や漁具の改良とあわせて



篠島の水産試験場

技術が大きく向上し、漁場も沿岸から近海に拡大されていきました。また、近世まで農

業を主要な生業としていた豊浜の須佐は、明治後期から大正期にかけて魚村として急成長していき豊浜港の整備工事も進められました。明治時代後期以降、豊浜や師崎、篠島を中心として新たな漁場を求めて朝鮮半島やインド洋、南太平洋へでかけていた遠洋漁業も昭和30年代後半になると次第に衰退し、今では伊勢湾、三河湾、遠州灘などを主な漁場とする沿岸漁業の形をとっています。また、昭和25年(1950)の漁業法の成立に伴い、本町の各地区の港も国の方針の下で整備が進められていきました。獲る漁業から育てる漁業への転換がおこなわれ、ノリ・ワカメの養殖などが行われています。

漁業の進展に連動するかのようになり、江戸時代末期から農家の副業として行われていた製網業を中心に各種の工業が興りましたが、工場の立地に恵まれていない本地域においては大企業が生まれるまでには至りませんでした。農業では耕地が比較的狭い本地域においては米作が中心で、副業として行われていた棉作が外国産の輸入に押されるようになった明治時代中期以降には養蚕が行われるようになり、また、果樹栽培も内海を中心に盛んに行われました。中でも内海のミカンの栽培は、二代大岩金右衛門のときに大きく発展し、昭和8年(1933)には県立園芸試験場が設立され、ミカンのほかにも多種の果樹の試験研究が行われました。また、岡部(内海)の榎本誠は明治末に養鶏を始め鶏種改良に取り組み、約50年間の努力の末、昭和31年(1956)、世界で初めて1年365日1日も休まず卵を産み続ける鶏を作ることに成功しました。

昭和36年(1961)に愛知用水が完成し、半島部のみならず篠島・日間賀島へも上水道が開通しました。愛知用水は、江戸期から続いているミカン栽培を飛躍的に発展させ、内海ミカンの名を高めたほか、ハウスを用いた野菜などの園芸作物も普及し、狭い土地で多くの乳牛を飼育する近郊酪農も発展しました。昭和51年(1976)から18年の歳月を経て行われた国営農地開発事業では、かつて農業従事者を悩ませてきた師崎層群の固い土壌で形成された山々を切り崩し、392haの農地が造成されました。現在では自然景観に溶け込んだ畑の景観が広がり、キャベツなどの作物が栽培されています。また、小規模ながら戦前戦後を通じて栽培されていたビワ栽培が、この農地造成計画の中に取り入れられ再興されました。なお、この農地造成においては、思わぬ発見がありました。それは、切り崩した師崎層群の岩石の中から約1600万年前の深海生物化石が次々と発見されたことです。現在「愛知の石(化石)」に選定され学術研究の発展に貢献しています。

【観光開発】

漁業とミカン栽培など第1次産業中心のこれらの産業は、昭和初年の恐慌の影響を受け、代わって第3次産業の観光開発が積極的に行われるようになりました。本地域に潮湯治と称して海水浴客が訪れはじめたのは明治時代初期のことです。その後、海水浴が健康増進に向くと宣伝されるようになると海水浴客が年々増加していきました。そして、明治時代後半になると、前野小平治の番頭であった前野三九郎による弁財船2艘を使っ

た料亭や観光旅館が内海に建てられ、千賀家家臣であった野口所左衛門らによる師崎の「養春館」、地元有志による篠島の「愛衆館」なども建設されました。また、知多四国八十八ヶ所霊場などもあり、訪れる客を相手にした「弘法宿」などの旅館業等のサービス業が早くから芽生えていました。

明治時代中期には巡航船による知多半島の海上交通が開けたことを始め、武豊まで来ていた国鉄の来訪者を南知多まで運ぶ乗合自動車が大正時代に開業したり、昭和7年（1932）の知多鉄道の河和口までの延線、昭和9年（1934）の半島南部の海岸沿い新道の開通など交通面での整備が行われ、多くの観光客が本町を訪れるようになりました。そして、「白砂青松の南知多」という地元の宣伝も功を奏し、リゾート地域の素地が昭和時代前期までにできあがりました。この観光宣伝は、主に四代目内田佐七が中心となる知多自動車株式会社（現知多乗合株式会社）により積極的に行われました。佐七らは、「大正の広重」といわれた吉田初三郎に依頼して、描いてもらった様々な鳥瞰図を使って幾種類ものパンフレットやポスターなどを製作し観光宣伝に努めるとともに、サンドスキー場の開発や内海鉱泉の掘削などにも積極的に取り組みました。サンドスキー場は、木曾三川でもたらされた細かい砂が、強い北西風で内海周辺の山に吹き上げられ堆積しているのを利用したもので、7本のスロープとジャンプ台、ナイター営業用の照明も備えられた本格的なものでした。



観光ポスター



サンドスキー場（内海）

戦前に形が整えられた観光業においては、昭和33年（1958）に本町域が三河湾国定公園に指定され、愛知用水が通水したことから、特に篠島、日間賀島ではより多くの観光客の受け入れが可能になりました。そして、海水浴のほか活魚料理、魚釣り（釣り船含む）、ミカン狩り、潮干狩りなどを中心に名鉄知多新線の敷設（昭和55年（1980））、南知多道路の開通（昭和45年（1970））や二車線化（平成11年（1999））などといった交通機関の発達により、名古屋市から1時間以内で行ける手軽な観光地として脚光を浴びるようになりました。

第2章 南知多町の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財の概要

令和5（2023）年8月現在、本町の指定等文化財は、国指定4件、県指定4件、町指定32件、国登録5件の合計45件で、下表のとおりです。

これら指定等文化財の地区別の所在状況をみると、内海地区が17件と最も多く、山海地区が4件、豊浜地区が7件、豊丘地区が1件、大井地区が2件、片名地区が1件、師崎地区が6件、篠島地区が5件、日間賀島地区が1件、町全域に及ぶもの1件ですべての地区に指定等文化財が所在しています。時代区分でみると、近世の文化財が23件と最も多く、古代以前の文化財が4件、中世の文化財と近代以降の文化財がそれぞれ9件です。

文化財の類型別に見ると、指定・登録文化財の種類はあまり多くなく、有形文化財として建造物6件と美術工芸品23件、有形の民俗文化財12件、無形の民俗文化財2件、記念物として遺跡1件と植物1件です。

(1) 指定等文化財

指定等文化財件数（令和5年8月1日現在）

種別		国指定等	県指定	町指定	国登録	計	
有形文化財	建造物	1	0	0	5	6	
	美術工芸品	絵画	0	0	4	0	4
		彫刻	0	1	7	0	8
		工芸品	1	0	2	0	3
		書跡・典籍	1	1	1	0	3
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	0	0	2	0	2
		歴史資料	0	0	2	0	2
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	10	0	12	
	無形の民俗文化財	0	0	2	0	2	
記念物	遺跡	0	0	1	0	1	
	名勝地	0	0	0	0	0	
	動物、植物、地質鉱物	1	0	0	0	1	
文化的景観		0	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	0	
合計		4	4	32	5	45	

※「—」は該当なし。

2. 未指定文化財の概要

指定等を受けていない文化財に関しても、昭和30年以降、大学等学術研究機関等による独自の調査や、愛知県史編さん事業、本町の町誌編さん事業など数々の調査により一定の状況把握調査が行われています。

令和5年8月現在で把握されている未指定文化財は2,517件です。

種類別では、有形文化財は1,599件（うち、建造物670件、美術工芸品929件）で、民俗文化財390件、記念物316件、文化的景観12件、その他の大切なもの126件（うち、昔ばなし・伝説118件など）です。

未指定等文化財件数（令和5年8月1日現在）

種別		計	
有形文化財	建造物	建造物	405
		石造物	265
	美術工芸品	絵画	59
		彫刻	325
		工芸品	70
		書跡・典籍	33
		古文書	82
		考古資料	101
		歴史資料	258
		無形文化財	0

種別		計
民俗文化財	有形の民俗文化財	277
	無形の民俗文化財	113
記念物	遺跡	208
	名勝地	69
	動物・植物・地質鉱物	39
伝統的建造物群		0
文化的景観		12
その他の大切なもの		126
合計		2,443

3. 類型ごとの特徴

(1) 指定等文化財

1) 有形文化財

①建造物

重要文化財の「旧内田家住宅」、国の登録有形文化財の「旧内田佐平二家住宅」があります。いずれも近世末期から明治期かけて活躍した尾州廻船内海船の廻船主の家屋で、隣接して建てられているので良好な歴史景観をつくっています。

②美術工芸品

ア. 絵画

町指定文化財4件があり、「洛中洛外図屏風」は江戸時代初期の作で、大坂の陣のとき千賀家の家臣、稲生猪右衛門が捕縛した豊臣方の御座船に乗せられていたものと伝えられ



旧内田家住宅（内海）

ています。「絹本着色仏涅槃図」は江戸時代前期の作で、大野村（現常滑市）などに所在する仏涅槃図の影響を受けて描かれたものです。「歌舞伎図」と医王寺の「絵馬」は江戸時代中後期の作で、鳥居派の絵師によって描かれた芝居絵です。多くの本町域出身者が江戸で活躍したことを証明する文化財です。



洛中洛外図屏風（師崎 延命寺）

イ. 彫刻

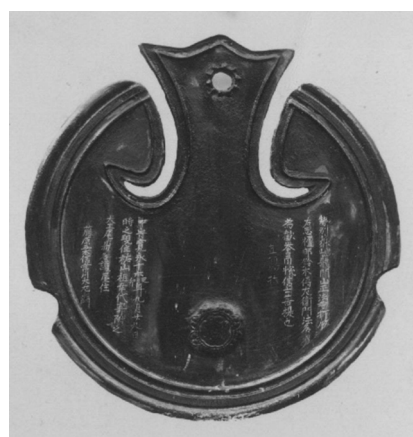
県指定文化財 1 件、町指定文化財 7 件の計 8 件の指定文化財があり、仏像 7 件、山車彫刻 1 件です。指定された仏像は平安時代末期から室町時代に制作されたものです。極楽寺には県指定の「木造阿弥陀如来立像」（平安時代末期）とその脇侍で町指定の「観音菩薩立像・勢至菩薩立像」（室町時代）があります。全久寺の「鑄鉄地藏菩薩立像」は鎌倉時代から室町時代に制作されたもので、作者として大野鍛冶または尾張地方の鑄物師が推定されていますが、海上交通を通してもたらされた可能性もあります。町指定の「西村区山車彫刻」は、江戸時代末期に名古屋の彫物師・瀬川治助重光によって制作されたものです。25 種の彫刻主題のうち、特に「手長足長」は、前柱として立体的に用いられていて、全国的に見ても珍しいものです。



阿弥陀如来立像
（豊浜 極楽寺）

ウ. 工芸品

重要文化財 1 件、町指定文化財 2 件の計 3 件の指定文化財があります。重要文化財である岩屋寺の「金銅法具類」は鎌倉時代前期に制作されたものですが、寺伝には弘法大師が入唐のおり願って持ち帰った法具で、大同 3 年 (808) 奥之院を開いた際の仏事に用いられたものとされていて、岩屋寺を中心に本町域に伝わる弘法大師伝説に関わる重要なものです。町指定文化財の「梵鐘」「雲版」（正法禅寺所蔵）は、江戸時代前期の年号と篠島が伊勢国に属していたことを表す銘文があり、篠島と伊勢との関係を表す貴重な文化財です。



雲版（篠島 正法禅寺）

エ. 書跡・典籍

重要文化財、県指定文化財、町指定文化財各 1 件の計 3 件があります。重要文化財の「大藏経」は、鎌倉時代中期に大野城主佐治盛光が岩屋寺へ寄進したもので、もっともよく完備した宋版一切経と評価されていることに加え、^{つけたり}附 指定の「千賀重親筆書状」には、徳川家康によ

る閲覧希望の旨が書かれています。また、県指定文化財の「紺紙金字妙法蓮花経及び心阿弥陀経」は、鎌倉時代中期に三河守護一色満範（道範）が、幡頭崎大明神（羽豆神社）に寄進したものです。いずれも、当時の上流武士層の信仰を知ることができる貴重な資料です。町指定文化財の「大般若経」は、室町時代に6人の僧侶によって写経されたもので、歴代住職が神明神社の大般若で使用したものです。



大般若経（豊丘 正法寺）

オ. 古文書

町指定文化財「東端戎講文書」が1件あります。尾州廻船内海船の同業者組合的組織である戎講組合に関する文書で、古文書1,495点、古文書を保管した帳箱1点です。戎講の運営に伴い作成されたものと各地の商人から戎講に宛てられた書状類に大別できます。近世後期から明治期にかけての活動の実態がよくわかり、内海船を研究するうえで欠かせない貴重な史料です。

カ. 考古資料

町指定文化財が2件あります。「神明社貝塚出土骨角器・装身具」は縄文時代から古墳時代にかけての骨角製の漁具、占い道具、装身具です。「北地古墳出土漁具」は、サメ漁に用いたものと推定される鉄製釣針、石錘です。奈良時代には日間賀島をはじめ三河湾の3島の海部集団がサメ等の海産物を天皇家へ献上していたことが平城宮址出土木簡から判っていて、日間賀島では昭和30年頃までサメ漁が行われていました。いずれも当時の漁業形態や生活風習を知るうえで貴重なものです。



神明社貝塚出土の装身具（篠島）

キ. 歴史資料

町指定文化財が2件あります。「内海船および船道具資料」は尾州廻船内海船及び明治期の和船に関わるもので当時の和船と携わる人々の姿を具体的に知ることができる資料群です。



寛政村絵図（師崎 延命寺）

「寛政村絵図」（延命寺所蔵）は江戸時代後期に描かれた篠島、日間賀島の絵図で、地図の要素に人口（男女別）や人家数、島間距離、漁獲される魚や海草などの種類も文字で書き込まれています。当時の両島の様子を知ることができる貴重な絵図です。

③民俗文化財

ア. 有形の民俗文化財

県指定文化財 2 件、町指定文化財 10 件の計 12 件あります。県指定のものは、いずれも江戸時代中期の算額で、光明寺に奉納されたものは愛知県最古の算額です。いずれも当時の和算について知ることができる貴重な資料です。町指定のものは、絵馬 2 件、漁具 1 件、山車及びからくり人形 7 件です。光明寺の「絵馬群」は、江戸時代前期から明治時代に奉納された絵馬群で、各時代の特徴がよくわかり、美術的・民俗学的な価値が高いものです。「龍江寺の廻船絵馬」は江戸時代末期に奉納され、保存状態がよく当時の内海船の様子がよくわかります。



光明寺の絵馬群（豊浜）

各山車は本町域における山車建造に係る経緯がわかるものであり、近隣市町に比べて豊富なからくり人形とともに、本町域の祭礼の様子がわかる貴重な資料です。

イ. 無形の民俗文化財

町指定文化財 2 件のうち「篠島の御贄干鯛調製」は、伊勢神宮の三節祭のため篠島から奉納される御幣鯛（おんべだい）の奉納技術で、古例に従って現在まで執り行われており、篠島と伊勢神宮のつながりを示す貴重なものです。「豊浜須佐おどり」は江戸時代前期ころから踊り継がれてきたといわれ、豊浜地区の歴史に関わることが歌詞に盛り込まれていることも特徴です。



須佐おどり（豊浜 昭和 29 年撮影）

④ 記念物

ア. 遺跡

町指定史跡の「帝井」（篠島）は、延元 3 年（1338）後醍醐天皇の皇子、義良親王（後の後村上天皇）が東征のとき、暴風雨に遭って篠島に漂着し、滞留されたおりの飲料水として使用した井泉です。篠島に水道が引かれる昭和 37 年（1962）頃まで島民の飲料水としても使用されてきました。篠島が海上交通の中間点にあったことがわかる遺跡です。



帝井（篠島）

イ. 植物

国指定天然記念物である「羽豆神社の社叢」は、知多半島の最先端羽豆岬に鎮座する式内社羽豆神社の社叢です。社叢は岬一帯に広がっていて、ウバメガシを主とした暖地性常緑樹林からなり、付近の山地の植物群落とは著しく景観を異にしています。

南知多町の指定文化財一覧

令和5年8月1日現在

名 称	区分	種別	員数	時代	所有者 (所在)	指定/登録 年月日
旧内田家住宅	国指定	建造物	1	明治2年	南知多町 (内海)	H29. 7. 31
旧内田佐平二家住宅 主屋	国登録	建造物	1	明治初期	南知多町 (内海)	H30. 11. 2
旧内田佐平二家住宅 土蔵	国登録	建造物	1	明治初期	南知多町 (内海)	H30. 11. 2
旧内田佐平二家住宅 隠居屋	国登録	建造物	1	明治初期	南知多町 (内海)	H30. 11. 2
旧内田佐平二家住宅 表門及び納屋	国登録	建造物	1	明治初期	南知多町 (内海)	H30. 11. 2
旧内田佐平二家住宅 透塀	国登録	建造物	1	明治初期	南知多町 (内海)	H30. 11. 2
洛中洛外図屏風	町指定	絵 画	1	慶長年間	延命寺 (師崎)	S56. 3. 25
歌舞伎図(芝居絵)	町指定	絵 画	1	寛政2年	南知多町 (豊浜)	S56. 3. 25
絵 馬	町指定	絵 画	1	享保2年	医王寺 (大井)	S56. 3. 25
絹本着色仏涅槃図	町指定	絵 画	1	正保4年	延命寺 (師崎)	R 1. 11. 1
木造阿弥陀如来立像	県指定	彫 刻	1	平安時代	極楽寺 (豊浜)	S32. 9. 6
地藏菩薩立像	町指定	彫 刻	1	鎌倉時代	光明寺 (豊浜)	S63. 9. 1
鑄鉄地藏菩薩立像	町指定	彫 刻	1	鎌倉～ 室町時代	全久寺 (内海)	S63. 9. 1
木造地藏菩薩立像	町指定	彫 刻	1	鎌倉時代	全久寺 (内海)	S63. 9. 1
円空仏・善女竜王像	町指定	彫 刻	1	延宝年間	成願寺 (片名)	H11. 12. 1
円空仏・薬師如来像	町指定	彫 刻	1	貞享年間～ 元禄初期頃	如意輪寺 (内海)	H13. 12. 1
観音菩薩立像・勢至菩薩立像	町指定	彫 刻	1	室町時代	極楽寺 (豊浜)	H17. 8. 1
西村区山車彫刻	町指定	彫 刻	1	江戸末期	西村区 (山海)	H18. 3. 29
金銅法具類	国指定	工 芸	1	大同3年	岩屋寺 (山海)	S14. 9. 8
梵 鐘	町指定	工 芸	1	正保2年	正法禅寺 (篠島)	H10. 12. 1
雲 版	町指定	工 芸	1	寛永16年	正法禅寺 (篠島)	H10. 12. 1
大蔵経〈宋版五千百五 十七帖/和版百十一帖 /写本百九十五帖〉	国指定	書 跡	1	建長2年	岩屋寺 (山海)	S14. 5. 27
紺紙金字妙法蓮花経 及び心阿弥陀経	県指定	書 跡	1	応永15年	羽豆神社 (師崎)	S51. 8. 2

大般若経（写経）	町指定	書 跡	1	永徳 2 年	正法寺 （豊丘）	S60. 7. 1
北地古墳群出土漁具	町指定	考古資料	1	古墳時代	南知多町 （日間賀島）	H16. 7. 1
神明社貝塚出土の骨 角器・装身具	町指定	考古資料	1	縄文～古墳	南知多町 （篠島）	H16. 7. 1
寛政村絵図	町指定	歴史資料	1	寛政 4 年	延命寺 （師崎）	H10.12. 1
東端戎講文書	町指定	歴史資料	1	江戸末期～ 明治初期	南知多町 （内海）	H16. 7. 1
内海船および船道具資料	町指定	歴史資料	1	江戸末期～ 明治初期	南知多町 （町全域）	H16. 7. 1
算 額	県指定	有形民俗	1	宝暦 2 年	光明寺 （豊浜）	S50. 1.31
算 額	県指定	有形民俗	1	宝暦 4 年	泉蔵院 （内海）	S53.10.16
絵 馬 群	町指定	有形民俗	1	江戸～明治	光明寺 （豊浜）	H13.12. 1
山車からくり人形	町指定	有形民俗	1	寛政年間	吹越区 （内海）	S59. 1.27
コウナゴすくい漁のたも	町指定	有形民俗	1	明治 27 年	南知多町 （師崎）	H16. 7. 1
岡部区山車	町指定	有形民俗	1	江戸末期	岡部区 （内海）	H22. 7.21
からくり人形	町指定	有形民俗	1	江戸末期か	岡部区 （内海）	H22. 7.21
龍江寺の廻船絵馬	町指定	有形民俗	1	安政 6 年	西村区 （山海）	H26. 8. 1
馬場区の山車	町指定	有形民俗	1	江戸末期	馬場区 （内海）	H30. 6. 1
大井区の山車	町指定	有形民俗	1	江戸末期	大井区 （大井）	H30. 6. 1
東端区のかからくり人 形	町指定	有形民俗	1	明治時代	東端区 （内海）	H30. 6. 1
神楽船	町指定	有形民俗	1	昭和 12 年	西端区 （内海）	R1.11. 1
豊浜須佐おどり	町指定	無形民俗	1	元 禄 ～	（豊浜）	S58. 6. 1
篠島の御贄干鯛調製	町指定	無形民俗	1	中世～	篠島漁協 （篠島）	H25. 3.21
帝 井	町指定	史 跡	1	延元 3 年	南知多町 （篠島）	H 1.10. 1
羽豆神社の社叢	国指定	植 物	1		羽豆神社 （師崎）	S9. 1.22

(2) 未指定文化財

① 建造物

ア. 建造物

寺院建築では、慈光寺本堂(内海、寛文9年(1669))、泉蔵院本堂(内海、延宝5年(1677))、持宝院本堂(内海、17世紀後半)、光明寺薬師堂(豊浜、延宝9年(1681))、円増寺本堂(豊浜、元禄9年(1696))、神護寺本堂(師崎、元禄10年(1697))、持宝院本堂(内海、17世紀後半)、西方寺本堂(篠島、17世紀代か)など江戸時代中期頃のものが残されています。また、性海寺(内海)の本堂は18世紀代に、岩屋寺(山海)の鐘楼は宝暦3年(1753)、経蔵は寛政13年(1801)に、泉蔵院の金毘羅堂は文政7年(1824)に建築されました。そのほか、江戸時代末期に知多立川流一門が関わった建築物が一定数残されていて、影向寺(豊浜)の本堂、厨子、水屋をはじめ、如意輪寺(内海)山門、豊泉寺(師崎)本堂、遍照寺(師崎)本堂などに見られます。神社建築では、現存する棟札の年代では17世紀以前のものがある程度残されていますので本町の神社の歴史は比較的古いと思われませんが、神社建築の傾向として古い社殿はたびたび建替えられていて、近世末期以降のものが多い状況です。その中であって、羽豆神社本殿は宝暦年間(1751~1764)に改修されたことが棟札からわかり、建築はそれ以前のものといわれています。



神護寺 本堂(師崎)



泉蔵院 金毘羅堂拝殿(内海)

民家建築では、内海の東端区、西端区を中心に18世紀末の建築とされる内田恒助家住宅をはじめ、近世後期から明治時代前期にかけて廻船業や醸造業を営んだ家が現存しています。また、内海の馬場区には、明治前半建築の旧梅原半兵衛家住宅(内海)などがあります。漁家の多い師崎や篠島、日間賀島などでは、狭い路地に家屋が密集して建っています。このような町並みは珍しく、特に篠島は敷地が狭く、主屋と道路の間が半間しかない家もあり、主屋は四つ間取りでも敷地が不定形で広



旧梅原半兵衛家(内海)

さもいろいろでした。漁家が多く主屋だけでなく、納屋などが必要となるので、土地を有効に利用するため建物の配置に苦心が見られ、島ならではの特征になっています。

そのほか、農村舞台建築として熊野神社（豊丘）に接して設けられた豊楽座があります。回り舞台が付き、歌舞伎が上演できる舞台で明治10年(1877)の建築です。

イ. 石造物

社寺の石灯籠、常夜灯、鳥居、水盤、宝篋印塔、板碑などがあります。内海には廻船主が奉納した石灯籠などの石造物が多く残されていて、当時の繁栄ぶりを偲ばせています。また、板碑は近世初期のものが多く、この時代に、舟形光背の身部に五輪塔を薄肉彫りした陽刻板碑が本町域でよく作られていて、その石材の多くが緑泥片岩であることが特徴です。

②美術工芸品

ア. 絵画

羽豆神社（師崎）の三十六歌仙扁額、神護寺（師崎）の六歌仙扁額、岩屋寺（山海）の数々の仏画、絵伝などを始め社寺等の団体が所有する絵画が多く残されています。また、個人蔵では、吉田初三郎が描いた内海の風景画など、大正時代から昭和時代にかけて活躍した画家の絵画が旧内田家住宅に残されています。

イ. 彫刻

各寺院に仏像のほか、寺院を中心に近世末期から明治期にかけての知多立川流一門等が制作した彫刻が残されています。内海の馬場区、岡部区、内福寺区や師崎の山車彫刻や、影向寺（豊浜）の本堂や如意輪寺（内海）の山門などに立川流の彫刻作品が残されていて、本町域における活動のようすがわかる作品群です。

ウ. 工芸品

各寺院を中心に鱧口^{わにぐち}、梵鐘、吊灯籠、香炉などが残されています。これらのうち鱧口は比較的多く残されているほか、岩屋寺の香炉は明和2年（1765）に江戸吉原関係者が寄進したもので、この当時、岩屋寺と江戸吉原の関係をうかがい知ることができる資料です。



石灯籠（内海 泉蔵院）



吉田初三郎画
「礪浦七勝其ノ六」（内海）



香炉（山海 岩屋寺）

エ. 書跡・典籍

文禄5年(1596年)に円増寺(豊浜)に奉納された紺紙金泥法華経をはじめ、法華経、大般若経などが社寺に残されています。また、近世末期に尾張藩主の病氣治癒のために九州から尾張藩に赴き、しばらくの間住職として岩屋寺復興に尽力した豪潮律師の書などがあります。

オ. 古文書

近世前中期以前の古文書は少ないのですが、各區有文書、家文書などが残っています。これらのうち、千賀氏の家臣で、漁業の指導管理の任に当たった川合家には、近世における漁法・漁獲物や漁民への報酬・漁民からの願書、それに海鼠腸や鯨・鯛などの贈り物に対する諸侯の礼状などの顧問が多数残されていて、近世漁業の実態を知ることのできる好史料です。また、内田佐七を始め内海船の船主であった各家文書は、当時の内海船の経営などを知ることができる貴重な史料です。



内田佐七家文書(内海)

カ. 考古資料

町内に所在する各遺跡の発掘調査や表面採集で得られた縄文時代から近代にかけての資料が多量にあります。広範囲での調査が行われた遺跡が少なく、遺跡の性格を把握することは難しいのですが、当時の生活や生業のようすを考えるうえで良好な資料となっています。現地表面下13mのところから出土した先苺貝塚



林ノ峰貝塚出土土器(内海)

(内海)出土土器は、当時の海面と縄文海進を証明する資料として貴重であり、また、塩屋遺跡(大井)や林ノ峰貝塚(内海)などから出土した縄文土器の中には土器編年の標式資料となっているものもあり、研究上重要な資料が多く残されています。

キ. 歴史資料

近世の村絵図を始め和船の船内で使われた道具、句碑、記念碑、路傍や屋外に残されている石造物などがあります。「内海の四天王」は江戸時代末期に妙音寺(内海)の住職が村の繁栄と幸せを願って四方の山に立てた仏神像です。また、『万葉集』に歌われた須佐(豊浜)や篠島の歌碑のほか、江戸時代から昭和時代に本町域を訪れ



内海の四天王 左:多聞天 右:持国天(内海)

た人が読んだ句碑や歌碑などがあります。いずれも本町の歴史を知るうえで貴重な資料です。

③民俗文化財

ア. 有形の民俗文化財

本町には江戸時代、明治時代に社寺に奉納された絵馬が200点以上残されています。これらは近世文化の主要な担い手となった住民の文化・信仰など当時の様相を知るうえで貴重なものです。

また、祭礼で曳き廻される山車や演じられるからくり人形が他市町と比較しても数多く残されています。豊浜の鯛まつりで太鼓打ちが着用する明治以降の着物は約180枚が残されていて、着物の製作技術とともに、描かれた図柄から当時の世相を知ることができる貴重な資料です。

そのほか、住民から寄贈された民具や各家に收藏されている資料もあり、本町民の生活や生業を知るための貴重な資料になっています。特に、旧内田家住宅の所蔵資料は、明治時代から昭和時代にかけての生活道具が、その種類を欠くことなく残されていることから、当時の生活文化を知るための好資料として高く評価されています。また、旧郷土資料館に收藏されていた資料には、衣食住に係る生活道具類や漁撈活動関係資料が多数あり、本町の人々の生活や生業を知るための貴重な資料です。

イ. 無形の民俗文化財

各地区の祭礼や民間信仰行事があり、様々な形のものが受け継がれています。

伊勢湾の海の安全を守った千賀家に関する師崎の羽豆神社の祭礼や、伊勢神宮との関係の中で行われる篠島の神社の御遷宮と祭礼、津島神社の天王祭りとの関係のある大井や日間賀島の祭礼、海運業や廻船主との関係のある内海の東端区と西端区の祭礼、大漁を祈願する豊浜や師崎、篠島、日間賀島の祭礼、五穀豊穰や村内安全を祈願する内海をはじめ各地の祭礼、年占的性格を強く持った豊丘の熊野神社で行われる歩射（「弓まつり」）と粥占など様々な形の行事があります。そのほかにも、豊丘の神明社や日間賀島の日間賀神社で行われるお神楽、山海の岩屋寺で行われる初午や左義長などの伝統行事があります。

祭礼など伝統行事以外のものとしては、古老たちから聞き取り調査によって把握した童



太鼓打ち着物(豊浜 明治38年)



熊野神社の歩射(豊丘)

謡や民謡、狂言のほか、昔ばなしや伝説も数多く残されています。本町で使われる言葉は尾張地方や三河地方の方言を中心としながらも、各地区によって使い方の違いがみられます。これは各地区の成り立ちや生活様式、生業などが異なるためといわれ、本町の特徴です。また、漁網にかかった海ガメを龍神様として手厚く介護したり葬ったりする信仰があり、寺院や共同墓地などに埋葬されている習俗も本町ならではのものです。



須佐の鯛まつり（豊浜）



左義長（師崎）



正月祭礼 大名行列（篠島）



春の祭礼（内海 東端）

④記念物

ア. 遺跡

平治の乱で敗れた源義朝にまつわる史跡（義朝の大岩、姥はり石等、いずれも内海）や式内社入見神社がかつて鎮座していたという井際山（内海）、幕末動乱期に外国船の襲来に備えて配備されたという大井烽火台跡（大井）、古代に弘法大師が上陸したと伝えられる伝説地（大井）、南北朝期に羽豆岬に立ち寄った宗良親王の御詠歌碑（師崎）、近世に師崎などを治めた千賀家の屋敷跡（師崎）、名古屋城築城の石を切り出すために篠島を訪れた加藤清正にまつわる史跡（清正の枕石、篠島）、赤穂四十七士の一人、大



清正の枕石（篠島）

高源吾のへその緒塚（日間賀島）などのほか、原始から近代にかけての埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

埋蔵文化財包蔵地では、本町においては旧石器時代に属するものは確認されていません。縄文時代の遺跡は、東海地方最古の貝塚といわれる先苺貝塚のほか、早期末から前期初頭にかけての遺跡や中期以降の遺跡が確認されています。古墳は、日間賀島（35基）、豊浜

（6基）など50余基の古墳が認められ、知多半島で認められる古墳総数の約3分の2の古墳が本町に存在しています。本町で確認される古墳は後期の横穴式石室を内部主体とするものであり、小規模な円墳ばかりです。古墳時代から古代にかけては、内海、豊浜、大井、片名、師崎の沿岸部や篠島、日間賀島において製塩遺跡が確認され、土器製塩が盛んに行われていたことがわかります。中世においては内海と大井には



北地8号墳の石室（日間賀島）

古窯が築かれ、山茶碗、山皿、甕、鉢などが生産されていました。中世の城館跡は、一色城跡や岡部城跡（いずれも内海）、幡豆崎城跡（師崎）があります。そのほか、近世末期において海防のために造られた大井烽火台跡などが確認されています。

イ. 名勝地

『尾張名所図会』に描かれた幡豆崎、須佐の入江、持宝院を始め、内海十二景や内海八景に入れられた祭八山、千鳥ヶ浜、つぶてヶ浦のほか、東海の松島といわれる篠島、松島などがあります。つぶてヶ浦は、水成岩の上に変成岩である片麻岩が乗る珍しい地形をしています。1,600万年ほど前の大地震の際の津波による堆積物と考えられていて、地質学上大変貴重なものです。伊勢神宮の遥拝所として鳥居が立っています。



つぶてヶ浦（内海）

ウ. 動物・植物・地質鉱物

羽豆神社や岩屋寺を始めとした社寺林など、各地域の古樹、大木などがあります。社寺林は、シイ・カシ・タブノキなどの林がみられ、自然植生の面影を残しています。地質鉱物には、本町域において大部分の地域の基盤をなす師崎層群に関わるもので、新生代新第三紀中新世における約1,800万～1,500万年前の海に堆積した



ナマハゲフクロウニの化石（豊浜）

地層です。この地層からは当時の深海生物の化石が大量に含まれており、世界的に珍しい化石群として知られています。平成 28 年（2016 年）、日本地質学会より「師崎層群の中期中新世海生化石群」として「愛知県の石（化石）」に選定されました。

⑤文化的景観

本町各地区の集落の景観があります。師崎や篠島、日間賀島など、わずかな平坦地しかなく、狭い路地に家屋が密集する漁村特有の集落景観や、中洲（豊浜）など背後に絶壁を控えた海岸沿いに住居が密集する景観などは、本町の特徴を表しているといえます。一方、尾州廻船内海船主の家屋が集まっている内海の東端区は良好な歴史的景観を残しています。このほか、大きな川に恵まれず、降水量が比較的少ない知多半島に点在するため池の景観が本町域に残っています。



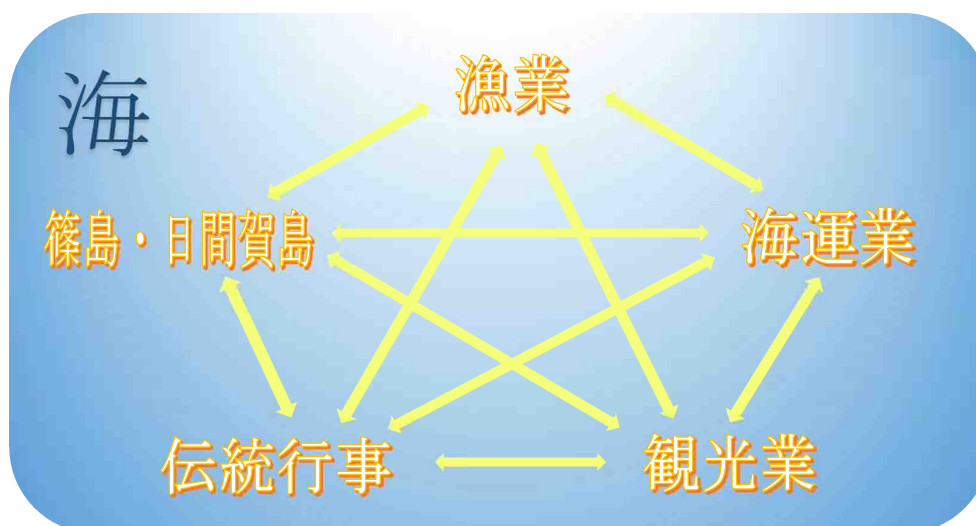
中洲の集落（豊浜）

⑥その他大切なもの

昔ばなし・伝説が主です。知多地方には、総体的に伝説は多くあっても、昔ばなしに類するものはあまり伝えられていないのに対し、海に囲まれ、自然に恵まれた本町には昔ばなしも比較的多く残っています。これらの中には笑い話が数多く残されていて、人間性豊かな地域性によるもの理解されています。

第3章 南知多町の歴史文化の特徴

第1章、第2章でみてきた自然的・地理的環境、歴史的背景、社会的状況などの諸要素が、どのように本町の人々の生活に影響し、人々の生活や生業、文化を創り出し、今に伝えられているか。そして、それらを感じられる場所や資料がどのくらい残されているか。以上のような観点から、本町の歴史文化について考えてみますと、多くの要素が浮かび上がってきます。悪条件の中苦心の末に品種改良に成功した内海ミカンをはじめとした農業や、1年365日、1日もかかさず卵を産み続ける鶏を出すことに世界で初めて成功した養鶏業など特色のある産業もありますが、本町において中心となるのはやはり「海」と考えられます。そこで、海に因んだ特徴を下図のように考えてみました。



海に因んだ要素を並べ、その関係性を考えるとすべての要素が何らかの形で関わり合っています。内海の海水浴や尾州廻船内海船の歴史、山海の岩屋寺、豊浜の鯛まつり、大井の聖崎、師崎の羽豆神社や千賀家、篠島の伊勢神宮とのつながり、日間賀島のたこ阿弥陀など、各地区で守っていききたいといわれるものは海に繋がっているものが多いことがわかります。このことから本町の歴史文化の特徴として以下の項目が挙げられます。

1. 昔から漁業が盛んで今も愛知県一の漁獲高があるまち

本町域は海に囲まれた知多半島の先端にあって、住民は古くから漁労活動や塩づくりを生業としていました。南知多沿岸の海は、砂地の場所だけでなく磯や水深の深い場所があり、また、外海の魚類も見られるため様々な漁法が展開されました。タコ漁の釣具やタコ壺、コウナゴ漁で使われた巨大なタモ網、イカやフグの釣具、サメ漁の釣針や銚頭など、地域色のある漁具が残されています。

歴史的にみても、古代には篠島、日間賀島から平城宮に魚類を贄として貢納したことが出土した木簡から分かっていて、篠島から伊勢神宮に干鯛を奉納する行事は現在も受け継がれています。また、尾張藩で船奉行や御肴御用などの役職を勤めた千賀家は、港の整備や漁場の開発、漁法の改良、特殊な鯨突き漁などを行い、様々な魚介類や加工品が将軍家や藩主に、ときには朝廷へも献上されました。鰯網漁で捕れた鰯は大衆魚として、また、田畑特に綿花栽培の肥料となり需要が多い魚でありました。千賀家により大きく発展した漁業は、近代以降も漁港整備や愛知県水産試験場の移転などによりさらに盛んになり、海産物の加工業とともに本町域の主産業として現在に受け継がれています。

2. 海運業の繁栄ぶりを感ずることができるまち

本町域は地理的に伊勢湾、三河湾海上交通の要衝にあり、住民は船を使って対岸の三河や渥美半島、伊勢地方と盛んに交流をもっていました。また、須佐（豊浜）や師崎、大井は深い入り江で天然の良港として伊勢湾、三河湾を行き交う船の風待ち湊となっていたことから本町域には多くの人や物資が入ってきて栄えていました。

このような地理的利点を活かして、本町においては海運業が盛んで、当初は伊勢湾内での物資輸送を主に行っていましたが、千賀家の管理下でさらに発展し、近世後期には江戸から瀬戸内東部まで航海範囲を広げるようになりました。この廻船集団を尾州廻船内海船といい、本町内海を中心に船主が町内各地にいて戎講組合という同業者組合的な組織をつくり結束しました。そして内海船は、兵庫や大坂を結節点にして、蝦夷地など日本海側の各地の荷物を積んで来る北前船ともつながり、幕府公認の菱垣廻船、樽廻船の経営を脅かすほど栄え、本町域も豊かになっていきました。

本町の内海地区を中心に内海船主の家屋をはじめ関係する寺社や石造物など、当時の繁栄ぶりを偲ばせる文化財が多く残っています。

3. 海で遊べる名古屋近郊の観光地として発展したまち

近世の本町域には尾張藩主や藩士が何度も訪れ、藩士らによる紀行文や尾張藩が作成した地誌等により風景や海産物等の名産が紹介されるなど、景勝地として知られていました。

近代に入り本町の内海や師崎、篠島などに海水浴場ができると、知多半島東岸と西岸に整備された鉄道の駅と本町域とを結ぶ海上交通やバス路線が整備されました。バス路線を整備したのは内海船の有力船主だった内田佐七家を中心となった知多自動車株式会社でした。知多自動車株式会社は、交通網の整備だけでなく、観光宣伝やサンドスキー場などを開設するなど、様々な観光振興策を展開し、名古屋から容易に訪れることができる観光地として知られるようになりました。

戦後、交通網の発達や愛知用水の通水のほか、三河湾国定公園に指定されたことにより、本町域は名古屋近郊の観光地としてさらに発展し、主要産業の一つになっています。海水浴をはじめ、海釣り、潮干狩り、景色や史跡を訪れる遊覧、魚介類をふんだんに使った食事な

ど、海がもたらす恵みの中で、日常を忘れて心を癒せる風光明媚な観光地として多くの人が訪れています。

4. 独自の歴史文化がある篠島、日間賀島

本町にある篠島、日間賀島には耕地がほとんどなく、島民は漁業や海運業など海の生業を主に行いました。二つの島の歴史は本町の中でも独特で、古代、両島とも三河国に属していたことが平城宮出土木簡から分かっています。その後、日間賀島は尾張国に属したようですが、篠島は中世初めに志摩国、その後伊勢国に属し、伊勢神宮の御贄所として神宮領であったと伝えられ、島内には寺社や伝統行事、史跡など伊勢神宮や伊勢の国と深いつながりのある文化財が多く残されています。

近世に篠島は日間賀島とともに尾張藩領となり千賀家の蔵入地支配を受け、篠島は尾張藩の流刑地でもありました。日間賀島は、徳川家康と尾張藩主の師崎来遊の際にぶり網で魚を取って献上したのが契機となって、将軍家や尾張藩主に御用鯛を献上しました。また、千賀家は御着御用の役職を担い、鯛や鯛腸塩辛、海鼠腸といった藩主や家臣の需要に応えるために両島の海産物は欠かせず、時には急な御用もありました。このため、両島からは「押送（おしょくり）船」という、生け簀がついた四挺櫓の手漕ぎ船を使って熱田まで御用鯛や御用肴を運び、近代になってからも押送船による魚類の搬送は大正時代頃まで続けられました。

篠島の人にとっては伊勢神宮と深くつながった歴史文化があることが、また、日間賀島の人にとっては将軍家や藩主に御用鯛を献上したという歴史があることが誇りとして今に受け継がれています。

5. 海に関係のある信仰、多彩な伝統行事が今なお受け継がれているまち

本町は近隣他市町に比べ社寺の数が多く、海や自然と関わって生きる人々の信仰心の篤さがわかります。

本町には、式内社の羽豆神社（師崎）、入見神社（内海）や土御前社（豊浜）などをはじめ、ほとんど神社が海とつながっています。中でも羽豆神社は、尾張氏の祖先である建稲種命を祀る神社です。海浜部の生業や海上交通を掌握する海部氏は、尾張氏の別性であるといわれ、羽豆神社は、今も人々の心のよりどころになっています。また、本町には聖崎（大井）への弘法大師上陸伝説があり、知多四国八十八か所めぐりの札所が両島も含めて町内の各地区にあります。中でも近世末期に尾張藩の祈願所になった岩屋寺には須佐の漁師が海中から引き上げたといわれる仏像が本尊として祀られ、弘法大師が二度に渡り訪れ修行したという伝説もあり、多くの人が訪れています。岩屋寺の本尊にみられる海中出現仏の言い伝えは、篠島・医徳院の薬師如来像（本尊）や日間賀島・安楽寺の阿弥陀如来像などにもみられ、大切に守られています。

本町の伝統行事には地区ごとに様々な形がありますが、やはり海に関わる行事が多いこ

とが挙げられます。海上安全を守った千賀家に関わるもの、航海安全や大漁を祈願したもの、海を介して伊勢神宮とつながっていたり、津島神社の天王祭りで流された御葦に関係しているものなど海に関係した多彩な伝統行事が各地で現在も受け継がれています。

第4章 文化財の把握調査

1. 既存の文化財の把握調査の概要

(1) 南知多町誌編さんに伴う調査

本町においては、古くから町内の郷土研究家により文化財に関する調査研究がすすめられ、その成果がまとめられてきました。本町域の総合的な把握調査は、戦前の旧町村単位における郷土資料調査に始まり、その成果は『郷土教育資料 内海古事類聚』（明治41年（1908））、『篠島史蹟』（大正10年（1921））、『郷土調査 師崎第一尋常高等小学校』（昭和7年（1932））、『南知多師崎誌』（昭和9年（1934））などにまとめられています。

戦後、以上の資料に新たに加えられた資料を基に昭和40年（1965）に『南知多町誌』が発刊され、本町の歴史文化が1冊にまとめられました。そして、昭和56年（1981）には中学生にも理解できるようにと、わかりやすい内容にまとめ直した『南知多町誌』が刊行されました。その後、昭和62年（1987）度から新しい『南知多町誌』編さんのために建造物調査を始め、仏像、工芸品等の有形文化財、山車や絵馬、祭礼などの民俗文化財、埋蔵文化財等の確認調査が実施されたほか、現在まで随時に民俗、祭礼調査、埋蔵文化財調査、古文書調査等を実施してきました。

そのほか、昭和40年に南知多町誌を発刊したときのメンバーを中心に南知多郷土研究会が結成され、本町の歴史、文化などの調査、研究が進められ、その成果が郷土研究誌『みなみ』で報告されています。『みなみ』は令和5年（2023）5月現在で第115号が刊行されています。

(2) 個別（類型別）調査

1) 建造物調査

建造物については、昭和47年（1972）度に愛知県による民家緊急調査で内海船の船主であった内田恒助家住宅の調査が行われ、昭和54年（1979）度には10か寺1社の建造物緊急調査が行われました。本町で行った建造物調査は前述の南知多町誌編さん事業に伴うもので、平成5年（1995）度に神社1件、寺院13件、古民家4件、踊り舞台1件の計19件の詳細調査が行われました。また、尾州廻船内海船の船主である旧内田家住宅（重要文化財）と旧内田佐平二家住宅（登録有形文化財）については、平成9年（1997）度及び10年（1998）度に現況調査を行った後、平成17年（2005）度から26年（2014）度にかけて修理工事を実施し、その結果を修理工事報告書にまとめています。なお、旧内田家住宅と旧内田佐平二家住宅については、愛知県が平成17年（2005）度から18年（2006）度にかけて行った愛知県近代和風建築総合調査報告書にも掲載されています。

石造物調査は、前述の南知多町誌編さん事業に伴う調査のほか、日本福祉大学により内海の中の郷区・東端区・西端区に所在する四つの神社において調査が行われました。

2) 美術工芸品調査

本町では、昭和60年（1985）度から61年（1986）度にかけて神社寺院調査を実施し、9か所において仏像や神像、絵画の把握調査を行いました。その後、愛知県が平成元年度に実

施した県内美術工芸品調査において、本町では彫刻 66 件（仏像 65 件、神像 1 件）、書跡 1 件、絵画 6 件を調査し報告しています。また、平成元年（1989）度から 3 年（1991）度にかけては、町誌編さん事業の中で仏像詳細調査を実施し、43 か寺、69 件の仏像の詳細調査を実施しました。書跡・典籍については、愛知県による愛知県史編さん事業の中で、岩屋寺所蔵大蔵経（重要文化財）、正法寺所蔵大般若経（町指定文化財）などの詳細調査が行われています。古文書では、南知多古文書研究会が中心になり、本町内海地区に残された古文書のうち、近世末期から明治期の尾州廻船内海船に関する古文書調査を長年継続して行い、内海船の「戎講文書」のうち重要なものについて『南知多の廻船文書』2 冊が発刊されています。その後、内海船に関わる古文書は、有力船主だった内田佐七家の膨大な資料や戎講文書の詳細調査・研究が日本福祉大学知多半島総合研究所により行われ、報告書も刊行されています。また、本町教育委員会では多くの廻船主が残した数多くの古文書の収集を行い、知多半島総合研究所に調査・研究を依頼しています。廻船文書のほかでは、教育委員会が保存する古文書のうち、近世に尾張藩船奉行を勤めた千賀家の家臣・川合家による知行地管轄に関する文書（「川合家文書」）を始め諸家の文書、区有文書等が、愛知県史編さん事業の中で調査され、文書目録も作成されました。

歴史資料では、路傍や屋外に残されている石造物があり、平成時代初めに行われた町誌編さん事業に伴う調査では、91 地点で石仏、石塔、道しるべなどを確認し、同時に文学碑や記念碑についても確認しています。

3) 民俗文化財調査

本町の民俗財調査の先駆けとなったのは、明治 12 年（1879）の明治政府による漁業慣例調査です。政府にとって漁業生産の振興が課題であり、全国的な水産状況を把握し、国内の優良技術の情報収集を進めていたことが調査の背景にあったといわれています。この調査では、師崎や日間賀島などで使われていた漁具の図面が提出され、『漁具絵図下調』（明治 12 年、知多郡役所編）にまとめられています。その後、昭和 13 年（1938）に瀬川清子氏による日間賀島、篠島の民俗調査が行われ、ました。

戦後になると、昭和 38 年（1963）に文化財保護委員会が全国的に実施した民俗資料緊急調査や昭和 42 年（1967）度、43 年（1968）度にかけて愛知県により三河湾、伊勢湾沿岸の漁撈習俗緊急調査が行われ、報告書が刊行されています。その後も愛知県教育委員会は民俗文化財緊急分布調査（昭和 53 年（1978）度）、民謡緊急調査（昭和 54（1979）～55 年（1980）度）、方言緊急調査（昭和 56（1981）～58 年（1983）度）、民俗芸能総合調査（昭和 61（1986）～63 年（1988）度）などを始め把握調査を随時実施し報告しています。昭和 62 年（1987）から行った町誌編さん事業の中でも風習や民俗芸能、伝統行事などについて住民の聞き取り調査を実施したほか、平成元年（1989）度に町内 16 か所において 194 件の絵馬調査を実施し、平成 6 年（1994）度に 13 か所の山車調査を実施しました。その他、愛知県史編さん事業に伴う民俗調査や各大学、研究所等による民俗調査が行われ、調査結果が報告されています。なお、食文化についても、昭和 60 年（1985）以降、漁村の食生活を中心にした調査が行われ、論文等で報告されています。

平成 22 年（2010）度以降は、文化庁の文化遺産を生かした地域活性化事業（現地域文化財総合活用推進事業）の補助金を活用して、各区や各地区まちづくり会、南知多町文化遺産保存活用実行委員会等が各地区祭礼の調査、記録保存や祭礼用具修復事業を実施しました。この事業の成果品として祭礼や伝統行事の記録映像やガイドブックなどが作成されています。また、南知多町制 55 周年記念事業として町内の祭礼、伝統行事をまとめた映像「祭礼歳時記」を平成 29 年（2017）度に作成しました。

そのほか、本町所蔵の有形の民俗資料は主に山海ふれあい会館、旧内田家住宅、梅原邸を中心に収蔵されていて、旧内田家住宅の収蔵資料を平成 11 年（1999）度、12 年（2000）度に、梅原邸の収蔵資料を平成 23 年（2011）度、24 年（2012）度に、山海ふれあい会館の収蔵資料を平成 27 年（2015）度から 29 年（2017）度にかけて詳細調査し、調査台帳を作成しました。

4) 記念物調査

遺跡については、昭和 8 年（1933）の県道工事に伴い実施された高岩古墳（師崎）の発掘調査をはじめ戦前からいくつかの遺跡で簡易的な発掘調査が行われていました。本格的な発掘調査は、昭和 31 年（1956）に名古屋大学により行われた天神山遺跡（大井）が最初のもので、それ以降、天神山遺跡調査に参加した磯部幸男氏、師崎中学校郷土史クラブにより師崎地区を中心に、縄文時代遺跡の発掘調査が行われました。また、日間賀中学校などの学校においても郷土史クラブが結成され、磯部幸男氏や宮川芳照氏、山下勝年氏等の教員の指導下で、各地区の遺跡で発掘調査が行われました。そして昭和 63 年（1988）度に、それまでの発掘調査や分布調査の結果をまとめた遺跡調査票を作成しました。平成時代以降は町誌編さん事業に伴う清水ノ上貝塚（内海）、北地 9 号墳（日間賀島）の発掘調査が行われました。平成 8 年（1996）度から 10 年（1998）度には、愛知県教育委員会と合同で遺跡詳細分布調査や城館址予備調査が実施され、その成果報告書が刊行されました。本町での発掘調査は学術研究によるものが比較的多くある一方で、昭和 53 年（1978）度の先苺貝塚（内海）、昭和 60 年（1985）度の神明社貝塚（篠島）、平成 7 年（1995）度の口田面遺跡（師崎）及び南風ヶ崎遺跡（篠島）、平成 9 年（1999）度の新井浜貝塚（日間賀島）の発掘調査のように開発に伴う発掘調査もあります。これまでに調査結果については、調査報告書や南知多町誌、各論文等で発表されています。そのほか、名古屋城石垣採石地の伝承があった篠島において、平成 20 年（2008）から矢穴のある石の把握調査が石橋伊鶴氏を中心に進められ、平成 29 年（2017）までに慶長期の石が 19 か所で 301 個あることが確認されました。また、島内に庭石などに転用され残っている慶長期の石が 18 か所に 40 個あることも確認されました。これらの調査結果は郷土研究誌『みなみ』に掲載されています。

植物は、平成 3 年（1991）度に町内の古樹、大木調査を実施し 22 か所において 50 件の古樹、大木を把握しました。その後も、平成 12 年（2000）度に農業水産課（現産業振興課）による追跡調査が 14 か所で行われました。

地質鉱物では、本町の基盤をなす師崎層群から深海生物化石が多数産出するという情報はありましたが、具体的な場所について把握していなかったため、本計画作成の中で令和 3 年

(2021) 度から 4 年 (2022) 度にかけて確認調査を実施し、主な産出場所を 27 か所確認しました。

5) その他の調査記録

町内の昔ばなしについては、吉田弘氏を中心に把握調査が進められ昔話集の形で 118 話が収録されています。

南知多町誌

書名	主な内容	発行年月
南知多町誌 (昭和 40 年版)	自然・通史・民俗等	昭 40. 3
南知多町誌 (昭和 56 年版)	自然・通史・民俗等 ※中学生向け	昭 56. 6
南知多町誌本文編	自然・通史・民俗・文化財等	平 2. 28
南知多町誌資料編 1 (近世村絵図集)	近世後期の村絵図の集成	平 3. 3
南知多町誌資料編 2 (自然)	地形、鳥、昆虫、植物、水生生物等	平 5. 3
南知多町誌資料編 3 (近現代)	近・現代の産業・教育等、写真集、年表	平 6. 3
南知多町誌資料編 4 (近世)	近世古文書等の史料集	平 7. 3
南知多町誌資料編 5 (民俗)	民具、民謡、祭り、山車、民謡、方言等	平 8. 3
南知多町誌資料編 6 (文化財)	考古資料、文化財 (仏像・絵馬・金石文・建造物・石造物・絵画等)、文芸作品等	平 9. 3
南知多町誌補遺版 1	近代史料	平 10. 35
南知多町誌補遺版 2	近世・近代史料	平 11. 3
南知多町誌補遺版 3	自然・民俗・考古資料・近世廻船史料	平 12. 3

行政が発行した図書等

種別	書名	対象文化財	発行者、編者	発行年月
建造物	愛知の民家	内田恒助家住宅	愛知県教育委員会	昭 50. 3
建造物	愛知県の近世社寺建築	岩屋寺始め 10 か寺、羽豆神社	愛知県教育委員会	昭 55. 3
建造物	尾州内海廻船館保存整備基本構想策定業務報告書	内田佐七家の整備事業基本構想	南知多町	平 10. 3
建造物	尾州内海廻船館保存整備基本計画策定業務報告書	内田佐七家の整備事業基本計画書	南知多町	平 11. 3
建造物	愛知県近代和風建築総合調査報告書	旧内田佐七家住宅、旧内田佐平二家住宅	愛知県教育委員会	平 19. 3
建造物	尾州廻船内海船船主内田佐七家保存修理工事報告書	内田佐七家	南知多町教育委員会	平 25. 3

建造物	尾州廻船内海船船主 内田佐平二家住宅保 存修理工事報告書	内田佐平二家	南知多町教育委員 会	平 29. 3
美術工 芸品	愛知県指定文化財調 査報告第1集(彫刻・ 刀剣・陶芸)	極楽寺仏像	愛知県教育委員会	昭 45. 3
美術工 芸品	南知多の廻船文書1	戎講文書	南知多町教育委員 会	昭 57. 3
美術工 芸品	南知多の廻船文書2	戎講文書	南知多町教育委員 会	昭 61. 3
美術工 芸品	愛知県陶磁資料館研 究紀要5	篠島出土蓄銭	愛知県陶磁資料館	昭 61. 3
美術工 芸品	愛知県の文化財	延命寺洛中洛外図屏風、正 法寺大般若経ほか	愛知県教育委員会	平 7. 3
美術工 芸品	中野甚右衛門重富の 彫刻下絵	岡部区、馬場区(内海)の 山車彫刻下絵	美浜町教育委員会	平 17. 3
民俗文 化財	三河湾・伊勢湾漁撈習 俗緊急調査報告第I 集	町内の漁撈習俗	愛知県教育委員会	昭 43. 3
民俗文 化財	三河湾・伊勢湾漁撈習 俗緊急調査報告第II 集	町内の漁撈習俗	愛知県教育委員会	昭 44. 3
民俗文 化財	愛知の民俗	日間賀島の民俗調査	愛知県教育委員会	昭 48. 3
民俗文 化財	愛知県民俗地図	町内の民俗調査	愛知県教育委員会	昭 54. 3
民俗文 化財	愛知の民謡	町内の民謡調査	愛知県教育委員会	昭 56. 3
民俗文 化財	愛知の民俗芸能	町内の民俗芸能調査	愛知県教育委員会	平 元. 3
民俗文 化財	愛知県の方言	町内の方言調査	愛知県教育委員会	平 元. 3
民俗文 化財	愛知県沿岸地域海域 の主要海藻の植生と その利用	三河湾海域における春~夏の 主要な海藻の分布と利用状況	愛知県教育委員会	平 元. 3
民俗文 化財	あいちの民俗芸能	神楽船(内海)、鯛まつり(豊 浜)、豊浜・師崎・日間賀島の 盆踊り	愛知県教育委員会	平 3. 1
民俗文 化財	愛知県史民俗調査報 告書1 篠島	篠島の民俗調査	愛知県	平 10. 7
民俗文 化財	尾州内海廻船館所蔵 品等調査業務報告書	内田佐七家所蔵品	南知多町	平 12. 3
民俗文 化財	尾州内海廻船館所蔵 品等調査業務報告書	内田佐七家所蔵品	南知多町	平 13. 3
民俗文 化財	あいちの祭り行事	町内の祭礼	愛知県教育委員会	平 13. 3

民俗文化財	知多の絵馬調査報告書	町内の絵馬	半田市博物館	平 22. 2
民俗文化財	祭礼歳時記	町内の祭礼の映像記録	南知多町	平 29. 3
民俗文化財	愛知県の民俗芸能	内海の棒の手	愛知県教育委員会	平 26. 3
遺跡	愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告第 7	篠島の遺跡	愛知県	昭 4. 3
遺跡	愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告第 10	篠島の遺跡	愛知県	昭 7. 3
遺跡	愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告第 11	日間賀島の遺跡、礪浦（内海）	愛知県	昭 8. 3
植物	愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告第 12	羽豆神社の社叢（師崎）	愛知県	昭 9. 3
遺跡	愛知県遺跡分布図	町内 100 か所の遺跡、天然記念物	愛知県教育委員会	昭 47. 3
遺跡	内海鈴ヶ谷古窯調査報告	鈴ヶ谷古窯址群（内海）	愛知県教育委員会	昭 49. 3
遺跡	清水ノ上貝塚	清水ノ上貝塚（内海）	南知多町教育委員会	昭 51. 3
遺跡	日間賀島の古墳	北地 5 号墳・8 号墳（日間賀島）	南知多町教育委員会	昭 52. 3
遺跡	日間賀島の古墳	北地第 11 号墳・14 号墳、上海第 2 号墳、新井浜貝塚（日間賀島）	南知多町教育委員会	昭 54. 3
遺跡	先苺貝塚	先苺貝塚、乙福谷遺跡（内海）	南知多町教育委員会	昭 55. 12
遺跡	林ノ峰貝塚 I	林ノ峰貝塚（内海）	南知多町教育委員会	昭 58. 3
遺跡	大井釜山古窯址群	釜山古窯址群（大井）	南知多町教育委員会	昭 61. 3
遺跡	愛知県古窯跡群分布調査報告（VI）（常滑古窯跡群）	町内 7 か所の古窯	愛知県教育委員会	昭 63. 3
遺跡	林ノ峰貝塚 II	林ノ峰貝塚（内海）出土の人骨	南知多町教育委員会	平 1. 3
遺跡	神明社貝塚	神明社貝塚（篠島）	南知多町教育委員会	平 1. 3
遺跡	愛知県歴史の道調査報告 VII-常滑街道・師崎街道-	両街道沿いの文化財	愛知県教育委員会	平 4. 3
遺跡	愛知県遺跡地図（II）知多・西三河地区	町内 117 か所の遺跡、2 か所の記念物	愛知県教育委員会	平 7. 3
遺跡	口田面遺跡・南風ヶ崎遺跡	口田面遺跡（師崎）、南風ヶ崎遺跡（篠島）	南知多町教育委員会	平 8. 3
遺跡	愛知県中世城館跡調査報告 IV（知多地区）	町内 28 か所の中世城館跡等	愛知県教育委員会	平 10. 3

遺跡	愛知県知多半島遺跡 詳細分布調査報告書	町内 163 か所の遺跡	愛知県教育委員会	平 11. 3
動物	愛知の野鳥	町内の野鳥	愛知県	昭 58. 3
植物	天然記念物(植物) 緊急調査報告	羽豆神社の社叢(師崎)、木島の常緑広葉樹林(篠島)	愛知県教育委員会	昭 43. 6
地質鉱物	日間賀島の化石	日間賀島の化石	南知多町教育委員会	昭 47. 3
地質鉱物	知多クジラの化石	豊浜で発見された原始クジラ化石	南知多町教育委員会	平 11. 3
その他	南知多の昔ばなし	町内に伝わる昔ばなし集	南知多町教育委員会	平 3. 6
その他	企画展「内海船と内田佐七家」	尾州廻船内海船と、その有力船主の一人である内田佐七家に関する企画展パンフレット	南知多町教育委員会	平 13. 10
その他	ガイドマップー南知多町の文化財ー	南知多町文化財地図(改訂版)	南知多町教育委員会	平 19. 3
その他	ガイドマップ(英語版)ー南知多町の文化財ー	南知多町文化財地図(英語版)	南知多町教育委員会	平 21. 3
その他	哲学のみち 梅原猛先生記念誌	名誉町民 梅原猛	南知多町	令 3. 3

民間団体、個人が発行した図書等

種別	書名	対象文化財	発行者、編者	発行年月
総合	郷土研究誌 みなみ	知多半島南部地域を中心とした郷土史研究	南知多郷土研究会	昭 41. 3~
建造物	愛知の民家ー建築と生活ー	内田恒助家住宅	愛知建築士会	昭 59. 4
建造物	内海の石造物調査	入見神社、高宮神社、山神社、熊野社の石造物	日本福祉大学現代GP	平 18. 3
美術工芸	愛知県の円空仏	如意輪寺、慈光寺、成願寺の円空仏	長谷川公茂	平 2. 12
美術工芸	尾張国知多郡内海えびす講文書目録	戎講文書	日本福祉大学知多半島総合研究所	平 3. 3
美術工芸	尾張国知多郡内海内田佐七家文書目録	内田佐七家文書	日本福祉大学知多半島総合研究所	平 5. 3
美術工芸	古文書類台帳	東端区(内海)の古文書	内海 東端区	平 11. 3
美術工芸	人文社会科学論叢	羽豆神社蔵紺紙金字法華経	弘前大学人文社会科学部	平 30. 8
民俗文化財	ひまかのうた	日間賀島の民謡、童謡等調査	斉田茂夫	昭 48. 3
民俗文化財	日間賀島・見島民俗誌	日間賀島の民俗調査	瀬川清子	昭 50. 1

民俗文化財	愛知県南知多方言集	町内の方言調査	鈴木規夫	昭 51. 5
民俗文化財	三河湾をめぐる海村地域の生活文化	町内の民俗調査	名古屋女子大学生生活科学研究所	昭 62. 7
民俗文化財	豊浜の鯛まつり	鯛まつりの記録	豊浜小学校	昭 63. 5
民俗文化財	なつかしい内海言葉	内海の方言	内田軌一、内田欣吾	平 2. 11
民俗文化財	愛知県南知多町日間賀島	日間賀島の民俗調査	筑波大学民俗学研究所	平 8. 3
民俗文化財	海と島の暮らし	日間賀島の民俗調査	小島孝夫、田中宣一	平 13. 3
民俗文化財	半島の暮らし	町内の民俗調査	小島孝夫、田中宣一	平 21. 3
民俗文化財	篠島 海こそすべて	篠島の民俗	山里文化研究所	平 21. 12
民俗文化財	師崎の民俗	師崎の民俗調査	成城大学文芸学部文化史学科	平 22. 3
民俗文化財	日本における漁業・漁民・漁村の総合的研究	町内各地区の民俗調査記録	研究代表者岩田みゆき	平 22. 3
民俗文化財	篠島の正月祭礼 大名行列祭	篠島の正月祭礼の記録映像	篠島まちづくり会	平 23. 3
民俗文化財	太一御用 御幣鯛奉納祭	篠島の御幣鯛奉納祭の記録映像	篠島まちづくり会	平 23. 3
民俗文化財	篠島の夏祭り 祇園祭・野島祭	篠島の祇園祭の記録映像	篠島まちづくり会	平 24. 1
民俗文化財	漁師町に伝わる秋の祭礼～愛知県南知多町師崎の大名行列～	羽豆神社の祭礼に関する映像記録	師崎まちづくり協議会	平 25. 3
民俗文化財	漁師町に伝わる伝統の盆踊り～愛知県南知多町師崎～	師崎の盆踊りの記録映像	師崎まちづくり協議会	平 25. 3
民俗文化財	師崎歴史めぐり～千賀様の足跡と文化財をたずねて～	師崎の史跡と文化財の紹介映像	師崎まちづくり協議会	平 26. 3
民俗文化財	江戸時代の栄華を今に伝える内海の祭礼	内海の祭礼の映像記録	内海文化遺産保存活用実行委員会	平 26. 3
民俗文化財	大漁を祈り、春を呼ぶ師崎 左義長まつり	師崎の左義長の記録映像	師崎まちづくり協議会	平 26. 3
民俗文化財	ハレの日々 南知多町十七の祭礼	町内の祭礼のガイドブック	南知多町文化遺産保存活用実行委員会	平 27. 3
民俗文化財	篠島千年以上続く歴史、伝統技術の伝承	篠島の伝統行事の記録映像	篠島まちづくり会	平 27. 10
民俗文化財	ぎおん祭り	日間賀島のぎおん祭りの記録映像	日間賀島西区	平 27. 11
民俗文化財	日間賀島東区お神楽	日間賀島東区の神楽の記録映像	日間賀島東区	平 29. 1

遺跡	知多古文化研究、伊勢 灣考古	町内の遺跡	知多古文化研究会	昭59.12～
遺跡	内海谷の古道と史跡 を巡る	内海の史跡の紹介映像	内海文化遺産保存 活用実行委員会	平25.3
植物	あいちの名木	八幡社（内海）のスギ	愛知県緑化推進委 員会	平3.6
地質鉱 物	師崎層群の化石	師崎層群深海生物化石	東海化石師崎層群 刊行会	平5.4
地質鉱 物	師崎層群深海生物化 石発掘調査報告書	師崎層群深海生物化石	師崎層群深海生物 化石発掘調査団	令4.3
その他	岩屋寺誌	岩屋寺の歴史、文化財他	岩屋寺	昭55.10
その他	煮干し物語・豊浜の志 おり	豊浜の歴史に関する映像	内田敏夫	昭29
その他	岩屋寺	岩屋寺に関する映像	内田敏夫	昭32
その他	あいちの伝説	豊浜、篠島の伝説	田中玄次郎	昭37.9
その他	内海今昔	内海の歴史に関する映像	内田敏夫	昭49
その他	愛知の文学散歩	町内の文学資料	社団法人愛知県観 光協会	昭54.3
その他	知多のむかし話	町内の昔ばなし10話	河和中学校	昭54.3
その他	続 知多のむかし話	町内の昔ばなし13話	河和中学校	昭55.6
その他	続々 知多のむかし話	町内の昔ばなし11話	河和中学校	平元.3
その他	聞き書 愛知の食事	大井、師崎の郷土食	社団法人農村漁村 文化協会	平元.8
その他	内海船と幕藩制市場 の解体	尾州廻船内海船の廻船経 営に関する論文集	斎藤善之	平6.6
その他	知多半島文学散歩	町内の文学資料	吉田弘	平17.12
その他	東端区誌	東端区（内海）の歴史	東端区誌編纂委員 会	平22.3
その他	内海大航海・文化をめ ぐる	尾州廻船内海船、関連史跡	内海文化遺産保存 活用実行委員会	平24.3
その他	尾張藩御船奉行千賀 様の話	千賀家の記録	師崎まちづくり協 議会	平25.3
その他	南知多～海とともに 生きる～	南知多と海の関わりの歴 史に関する映像	南知多町文化遺産保 存活用実行委員会	平27.3
その他	神明神社 八王子社 社誌	神明神社、八王子社（篠島）	神明神社、八王子 社	平29.1
その他	南知多に薫る江戸文 化 吉原の面影	南知多と江戸・吉原の関係 に関する映像	南知多町文化遺産保 存活用実行委員会	平30.3

その他	篠島・日間賀島文化財紀行	両島の文化財の紹介映像	南知多町文化遺産保存活用実行委員会	平 30. 3
その他	南知多の礎を築いた4人の内田佐七	内田家4代にわたる歴史の紹介映像	知多半島ケーブルネットワーク株式会社	平 18. 11

2. 地区ごとの文化財の把握調査の現状

本町はこれまで、町域全体を対象とした文化財に関する把握調査として、町誌編さんに伴う調査を始め各種の調査等を実施してきました。しかし、その時に把握できなかった文化財もあり、今後さらに確認する必要があります。本町における文化財の適切な保存・活用に向けては、未調査の文化財の把握のための調査の継続・充実が必須であるとともに、その価値づけのための調査研究も必要です。

種別・分類		調査状況						
		内海・山海	豊浜・豊丘	大井・片名・師崎	篠島	日間賀島		
有形文化財	建造物	寺社	○	○	○	○	○	県調査、町誌編さん事業時の調査等により社寺建築、近代和風建築、石造物については概ね把握ができていますが、民家の把握調査が十分ではありません。
		民家	△	△	△	△	△	
		石造物	○	○	○	○	○	
	美術工芸品	絵画	○	○	○	○	○	町誌編さん事業時の調査等により概ね把握できています。
		彫刻	○	○	○	○	○	町誌編さん事業時の調査等により概ね把握できています。
		工芸品	○	○	○	○	○	町誌編さん事業時の調査等により概ね把握できています。
		書跡・典籍	○	○	○	○	○	町誌編さん事業時の調査等により概ね把握できています。
		古文書	△	△	△	△	△	町誌編さん事業時の調査等によりある程度把握できていますが、豊浜の天野兵左衛門家文書、師崎の神谷忠太夫家文書、篠島の辻三太夫家文書、日間賀島の鈴木五太夫家文書などについて十分に把握できていません。また、内海においては廻船主だった家の所有文書についてはある程度把握できているものの、さらに確認する必要があります。
		考古資料	○	○	○	○	○	発掘調査や表面採集等で得られた資料は、概ね教育委員会で一括管理していて把握できています。
	歴史資料	△	△	△	△	△	町誌編さん事業時の調査等によりある程度把握できていますが、寺社や路傍に設置された記念碑や顕彰碑などについてさらに確認する必要があります。	
無形文化財		×	×	×	×	×	技術保有者等の情報はなく、把握調査は未実施です。	

民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	絵馬については町誌編さん事業時の調査等により概ね把握できています。また、生活道具、生業道具などについても教育委員会が収集、管理していて概ね把握できています。祭礼用具をはじめ各地区が所蔵する資料の調査については内海、山海、師崎など一部の地区での実施にとどまっているため、さらに確認調査を行う必要があります。
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	主だった祭礼、伝統行事の把握は概ねできていますが、各区等における年間の伝統行事や各地区の食文化などについてさらに確認する必要があります。
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	県と町が合同で行った分布調査、中世城館跡調査等により概ね把握できています。
	名勝地	△	△	△	△	△	尾張名所図会に掲載された場所や内海十二景、内海八景、篠島八景といわれた場所など把握できていますが、さらに堪忍する必要があります。
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	各神社の社叢や古木、大木、化石などについては概ね把握できていますが、動物についてはさらに確認する必要があります。
文化的景観	△	△	△	△	△	町誌編さん事業時の調査により把握したもの的一部にとどまっており、今後さらに確認する必要があります。	
伝統的建造物群	×	×	×	×	×	×	内海東端区に廻船主の住居群がありましたが、具体的な調査を行う前に数軒が解体されました。把握調査は未実施です。
その他大切なもの	△	△	△	△	△	△	町誌編さん事業時の調査等によりある程度把握できていますが、今後さらに確認する必要があります。

(凡例) ○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 ×：未調査

第5章 文化財の保存と活用に関する方針

1. 文化財の保存と活用に関する現状

(1) 文化財の保存、管理に関する現状

①調査・記録保存

本町においては、原始から近代にかけての文化財が多数残されていて、前章に記した調査活動で得られた成果のほか、住民や民間団体等が自ら得た調査結果、情報などを基に、郷土の歴史や民俗をはじめ各分野で研究活動が進められています。

調査・研究活動の主なものは次のとおりです。

ア. 町における調査・研究

本町においては、町史編さん事業をはじめ各種の文化財調査の中で収集された郷土資料、民俗資料を保存展示するために、愛知県から旧内海高等学校特別校舎の建物を借用して、昭和52年（1977）度に南知多町郷土資料館を開館しました。そして、この郷土資料館の建物老朽化に伴う解体の際に、所蔵品の再調査を平成27年（2015）度から3か年にわたり実施しました。また、平成10年（1998）度から12年（2000）度に旧内田家住宅の所蔵品調査を、平成23年（2011）度から平成26年（2014）に梅原邸の所蔵品調査をそれぞれ実施しました。

イ. 南知多郷土研究会をはじめ町内の文化財保護活動団体による文化財調査・研究

昭和40年（1965）に発刊された『南知多町誌』の編纂に当たった編集委員が主体となり、収集した資料の活用とさらなる研究をめざして発足したのが南知多郷土研究会です。それから50年以上も活動が続けられ、郷土研究誌『みなみ』の発刊（年2回）と年1回の研修を軸に郷土研究活動がすすめられてきました。『みなみ』に発表された成果は、昭和62年（1987）から始まった新しい南知多町誌（本文編と資料6冊、補遺版3冊構成）編集の基礎資料としても活用されたほか、内外からも注目され郷土研究誌として評価されています。

そのほか、本町においては南知多観光ボランティアガイドや老堂狸会、南知多梅原猛友の会、羽豆岬案内人の会、各地区のまちづくり協議会などの団体が文化財に関する調査、研究活動を行っています。平成23年（2011）度以降、内海、豊浜、大井、師崎、篠島、日間賀島の有志らを中心に、文化庁文化遺産総合活用推進事業等の補助金を活用し、祭礼、山車等を中心に再調査等を実施した結果、新たな知見を得ることもでき、一層の文化財把握にもつながりました。

ウ. 愛知県や大学等の専門機関による文化財調査・研究

・愛知県史編さん室の調査

愛知県史編さん事業の中で、本町における有形文化財、民俗文化財、古文書、埋蔵文化財調査等が実施され、記録に残されるとともに、成果の一部は愛知県史に掲載されています。

・日本福祉大学による内海船の調査研究

日本福祉大学知多半島研究所による東端戎講文書、内田佐七家を始めとした尾州廻船内海船の船主の家文書の調査研究が行われ、内海船の廻船経営についてまとめられています。

・立川流彫刻研究所による山車の修理、調査研究

平成25年（2013）から進められた内海、師崎地区の山車修理をとおして、本町における知多立川流一門の活動が分かり、新たな資料も確認されました。その結果として、本町における山車やからくり人形の実体が判明してきました。

・その他各大学による民俗調査

成城大学、日本福祉大学などによる本町各地区の民俗を始めとした各分野の調査が長年実施されていて、調査・研究7成果が報告書にまとめられ出版されています。

・師崎層群深海生物等の化石に関する研究

東海化石研究会や県内の地質学研究者等の専門家により師崎層群深海生物化石の発掘調査や分布調査が行われ、その成果は報告書にまとめられています。また、昭和59年（1984）に豊浜地内で発見された古代クジラの全身骨格は、発掘調査団によるクリーニングや研究の後、群馬県立自然史博物館のグループによる研究に引き継がれ、マッコウクジラの仲間の新属新種であることが判明しました。

本町では、第4章でみたような文化財調査が行われていますが、これまで把握してきた文化財の情報については、調査から長い期間が経過したため、消失、滅失やき損、所有者変更などの有無を再度調べていく必要があります。また、埋蔵文化財調査や絵馬、祭礼などの把握調査や研究が比較的進んでいるのに対し、建造物や美術工芸品など、把握調査や調査研究が十分に進められているとは言えないものもあります。

②整理、評価

これまでに町や町内の任意団体、県、大学等の専門機関等により調査、把握されてきた町内の文化財については、それぞれの項目ごとにデジタルデータで一覧表にまとめて記録保存し、一部は紙媒体で保存されています。これらの資料は、文化財指定や活用事業等を行う際の基礎資料となっていますが、一元化されていないことから、その活用や管理が有効に図られていない状況です。

③継承のための保管、管理

ア．文化財建造物の管理

本町は、3軒の文化財建造物を所有しています。

尾州廻船内海船の有力船主であった内田佐七の家屋（旧内田家住宅）は平成17年（2005）度から平成24年（2012）度にかけて、また、内田佐七の新家・内田佐平二の家屋（旧内田佐平二家住宅）は平成23年（2011）度から平成26年（2014）度にかけて、それぞれ修理工事を実施し、以後も破損個所の補修や庭木手入れなどの環境保全を行っています。また、平成31年（2019）に逝去された哲学者・梅原猛氏の養家、梅原邸（旧梅原半兵衛家）については、平成2年（1990）度に修理工事を行い、南知多梅原猛友の会の活動拠点として使用されると

ともに、破損個所の補修や庭木手入れなどの環境保全を行っています。

しかし、これら本町が管理する文化財建造物については保存管理計画等の策定が未着手です。

イ. 文化財の収蔵、管理

文化財の管理は、南知多町、南知多町教育委員会、社寺、所有者、各民間団体等で各々行っています。このうち、本町および南知多郷土研究会が調査活動等で得た資料等については南知多町町民会館図書室（古文書）、山海ふれあい会館（美術工芸品、民俗資料、考古資料等）、旧内田家住宅土蔵、梅原邸土蔵などに分散して収蔵、管理しています。なお、指定等文化財についての保存修理等は、き損等緊急時の対応が主となっています。

④文化財指定等

本町においては、昭和9年（1934）に「羽豆神社の社叢」が国の天然記念物に指定されたのが最初の指定です。以後、国や県に主なものが指定され、町が独自に文化財指定するようになったのは昭和56年（1981）からです。平成元年（1989）の「帝井」の町文化財指定以後少しの間指定が行われませんでした。平成10年（1998）以降に積極的に町文化財を指定するようになり、令和元年（2019）までに本町は22件の町文化財指定を行いました。このうち1件（「旧内田家住宅」）は平成29年（2017）に重要文化財指定を受け、現在は、国の登録有形文化財「旧内田佐平二家住宅主屋」はじめ5件（平成30年（2018）登録）を含めて45件の指定、登録文化財があります。平成10年（1998）以降の動きは、当時の文化財保護委員会の意向や第6次町総合計画に掲げられた指定文化財の指定数目標45件達成などの理由により行われたものです。このため、指定件数の達成が主目的となり、指定目的の明確化や地域バランスなどを考慮したうえでの指定が十分に行えていない状況です。

⑤防災、防火、防犯対策

本町は、昭和時代に入ってからでも、昭和28年（1953）の台風第13号、昭和34年（1959）の台風第15号（伊勢湾台風）及び昭和49年（1974）の集中豪雨を始めとした風水害のほか、昭和19年（1944）、昭和20年（1945）の東南海地震、三河地震などの大地震等で大きな被害を受けた歴史があります。この中でも特に台風第15号（伊勢湾台風）の被害は甚大で、羽豆神社の社叢の損傷をはじめ、各地区の山車や古文書などが流されました。現在も本町の文化財の中には、大きな台風や地震等に伴う風水害被害、津波被害想定区域に存在するものが多くあります。また、本町内に寺社をはじめ地域の歴史を感じることでできる文化財が数多くありますが、火災等による文化財の滅失や、盗難等に遭う危険性は常にあります。

「南知多町地域防災計画」（令和5年3月修正）では、防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、周辺環境整備などを通じて文化財の保全を図ることとし、平常時からの対策として国指定・県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとしています。また、応急的な対策として、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めることとしています。

本町では、町内に所在する国・県・町指定文化財の防火対策として、防火施設の点検を行

うとともに、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、所有者、管理者、近隣住民対象の文化財防火訓練を実施しています。また、国、県指定文化財については、愛知県の指導の下で平成9年（1997）に防火台帳を作成し、文化財が保存されている建物の防火設備等を把握しています。

（2）活用に関する現状

①情報発信

文化財に関する情報は、昭和44年（1969）から町広報誌に特集記事として連載し、その後もガイドマップの作成やホームページをとおして周知してきました。また、近年では文化財紹介アプリや紹介映像の作成、文化遺産カードの発行などに加え、ケーブルテレビ、地域情報誌など民間企業への取材、掲載を依頼し、情報発信に取り組んでいます。しかし、本町の歴史文化の価値や魅力、特性などについて住民や来訪者等に十分に周知できていない状況です。本計画作成に当り実施した住民意識調査結果を見ても、本町に必要な取り組みとして情報発信を求める回答が最も多くありました。

②案内看板や便益施設

各地区の指定文化財所在地や主要な埋蔵文化財包蔵地等に案内看板を設置し、周知に努めています（指定文化財所在地には英語併記）。文化財の紹介を兼ねて文化財紹介アプリや文化財専用ホームページ（日本語、英語表記）の作成や文化遺産カードを発行し、来訪者が文化財所在地を訪れるきっかけづくりをしています。しかし、町内に所在する指定文化財や主要な埋蔵文化財包蔵地に設置した案内看板については、一部に看板面の老朽化や古い情報が掲載されたままになっているものがあり、価値や魅力を十分に伝えられていないものがあります。

③活用イベント

本町が所有する3つの建造物においては、公開事業に加え、町や文化団体主催による各種イベント（茶会、アート展示、体験講座、コンサート等）の実施などにより普及活動を行っています。また、町内所在する文化財については、古文書や山車、遺跡、動植物、化石など文化財の種別ごとの講座を行ったり、散策イベントなどを実施しています。これらの中には継続して実施されているものがある一方で、事業実施における人的、財政的負担が大きく一過性になりがちなものもあります。

④文化財を総合的に学ぶ場所、機会

本町においては、町史編さん事業をはじめ各種の文化財調査の中で収集された郷土資料、民俗資料を保存展示するために、愛知県から旧内海高等学校特別校舎の建物を借用して、昭和52年度に南知多町郷土資料館を開館し、文化財を総合的に学べる場所として位置づけてきましたが、建物老朽化に伴い平成29年度に収蔵資料を山海ふれあい会館に移転し解体しました。このため、小学校の郷土学習として行われる旧内田家住宅、旧内田佐平二家住宅、山海ふれあい会館の見学などが、学校教育を通じて地域の文化財について学習し体験する機会になっていますが、対象が一定の地域や個別の文化財に限定されることで、文化財を活かした地域学習などの効果が不十分になることが想定されます。また、学校や教員への働きかけに

については、新任教職員を対象とした「郷土めぐり」などをとおして、教員の文化財に対する理解を深め、教育活動の様々な場面で、教員と文化財関係者とが協働できる環境の整備に努めています。

⑤文化財のまちづくりへの活用状

南知多観光ボランティアガイドや羽豆岬案内人の会などが町内の文化財案内活動を展開しています。また、内海、豊浜、大井、師崎、篠島、日間賀島の有志らを中心に、文化庁の文化遺産総合活用推進事業等の補助金を活用し、文化財の情報を発信する取り組み（情報映像公開、文化遺産ナビ、文化財紹介ホームページによる紹介、文化財を活用した伝統文化体験事業等）を実施しています。町内各地区のまちづくり協議会においては、町のまちづくり事業補助金を活用し、独自の文化財活用事業を実施しています。しかし、少子高齢化等による人口減少、生活様式の変化等を起因とした古民家を含めた町内の空き家の増加など、地域活力の低下や、活用を担うまちづくり関係団体の高齢化や人材不足等に伴う活動力の低下が危惧されています。

(3) 文化財の継承に関する現状

①担い手の確保、育成

少子高齢化、町外への流出により本町の人口は年々減少していることに伴い、文化財の所有者、地域の伝統行事等の継承の中心的な役割を担ってきた世代が減少しています。このため、例えば師崎地区では、毎年行われる左義長（1月）、羽豆神社の大名行列（10月）の内容を一部変更することにより存続を図ることを余儀なくされています。そのほかの地区でも同様の状況で、さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で本来の形での祭礼を行わなかったことから、地域住民、とりわけ若い世代の歴史文化に対する関心の低下が目立ちつつあり、継承者不足の原因のひとつになっています。また、地縁的なつながりが薄れることで、町外からの転入者や次代を担う子どもたちが、伝統行事や食文化など日常的に歴史文化に触れる機会が減少することも予想されています。

②保存、活用の組織、体制づくりの現状

本町では、文化財保護行政を担う専門機関はなく、社会教育課が所管課となって各種の文化財保存活用事業を実施しています。社会教育課職員は一般職採用扱いであり、人事異動で文化財保護行政の経験がない職員に交代した場合、文化財保護に対する考え方や技術の継承などが十分に行われない状況にあります。また、文化財に関して一定の予算はあるものの、所管している旧内田家住宅をはじめ文化財建造物の維持修理に関する予算が十分に見込まれていないことに加え、本町が所蔵する文化財資料の収蔵施設に関しても専用の施設がないため、旧小学校校舎を利用して、十分な環境下にあるとはいえない状況です。

以上のような状況の中、文化財担当職員が文化財の概要を把握しにくく、個々の事務に追われ十分な時間が取れない状況にあり、行政、社寺、所有者、住民、住民団体、専門家等との連携もうまくできていない状況にあります。

2. 文化財の保存と活用に関する将来像

本計画では、文化財の総合的な把握、整理や、行政と住民、文化財所有者等みんなで行う計画的な保存・活用を通じて、本町の歴史文化を地域総がかりで継承し振興していくことを目的としています。

本町の人々は、古くから海や緑に囲まれた自然環境と密接に関わり、各々の生業をとおして生活してきました。また、海上交通の要衝にあたることから、時の有力者たちは本町域を自己の支配下に置くことにより自身の勢力を拡大または保持し、その結果、様々な文化や文物が本町にも流入し、本町における文化向上にもつながってきました。海を生業の場所として活動した先人たちは漁労活動や海運活動を発展させ、近世後期には当時の経済活動にも大きな影響を与えた本町独自の廻船業が行われ、さらに廻船業で得られた財力を背景に観光開発が行われるなど、本町の人々は海を中心に活発に活動してきました。

各地域に受け継がれてきた南知多町の成り立ちや歴史文化を今に伝える様々な文化財は、本町の大切な宝であります。これら、先人が残してくれた貴重な文化財を本町民の共有財産として大切に守り、その価値を理解したり活かしたりしながら未来へ継承していくことで、本町の住民一人一人の地域への愛着と誇りに思う気持ちを高めることにつながり、さらに、本町第7次総合計画における将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現につながるものと考えます。

これらを踏まえ、本町が目指す文化財の保存と活用に関する将来像を次のとおり定めます。

＜南知多町の文化財の保存と活用に関する将来像＞

「愛着と誇りをもてる歴史文化があるまち 南知多」

3. 文化財の保存と活用の基本目標

上記のようなまちの実現に向けて、南知多町が抱える文化財に関わる現状の問題点を解決し、保存と活用に関する将来像を実現するための基本目標と方針を次のように定めます。

(1) 基本目標1「基礎をつくる」

「基礎をつくる」とは、文化財を把握、整理、保存していくことです。

本町の文化財を総合的、計画的に保存・活用していく第1段階として、町内各所に所在する文化財を把握し、それらがどのような価値と魅力をもっているかを整理します。そして、必要に応じて文化財指定や登録をして保存につなげるとともに、防災、防火、防犯対策を行政、所有者、住民、住民団体、専門家等の連携の下で進めていきます。

(2) 基本目標2「応用する」

「応用する」とは、調査、整理、保存した文化財の価値や魅力を、住民をはじめ多くの人々に知ってもらい、文化財自体の価値や魅力をより高めるとともに、住民等の地域への愛着と誇りを育み、豊かな暮らしの実現につなげていくことです。

そのため、本町の文化財に関わる情報発信を一層強化、充実するとともに、文化財に触れる人たちに価値や魅力を十分に伝えられるような案内板等の整備や活用イベントを開催できる場所や機会の確保など、文化財を活用した方策をソフト・ハード両面から取り組んでいきます。また、文化財を活用したまちづくりを行い、地域の活性化に寄与していきます。

(3) 基本目標3「未来につなげる」

「未来につなげる」とは、文化財の活用をとおして、本町の歴史文化に愛着や誇りを感じ、その継承と振興を担う人材を確保、育成していくことです。

少子高齢化の進行や生活様式の変化等の影響により、歴史文化を受け継ぐ担い手や後継者が減少しているため、文化財所有者、住民、住民団体、専門家、行政らが連携して保存・活用を担う仕組みづくりに取り組むとともに、それらを支える組織や財政面の支援などの持続可能な体制の構築を図ります。

4. 保存と活用に関する課題

本町の歴史文化を取り巻く現状およびこれまでの主な取り組み等を踏まえ、次の項目が文化財の保存と活用に関する主な課題として挙げられます。

(1) 文化財の保存、管理に関する課題

①調査・記録保存

- ・これまで把握してきた文化財の情報の消失や滅失、き損、所有者変更などの有無等に関する再調査、記録保存を行う必要があります。
- ・建造物や古文書、食文化などの調査・記録保存が十分とは言えない状況です。
- ・町内各所に所在する未指定文化財の把握に向けた新たな手法を講ずる必要があります。

②整理、評価

- ・調査等で得られた成果、情報の整理・保管、体系的にまとめたデータの作成ができていません。
- ・本町の歴史や文化の中での各文化財の評価が十分にできていません。

③継承のための保管、管理

- ・文化財の現況に応じた計画的な保存管理の推進、継続に取り組む必要があります。
- ・計画的な保存管理のための体制や仕組みづくり、所有者への支援を行っていく必要があります。
- ・重要文化財の「旧内田家住宅」を中心とした内海船関連施設の保存を継続実施していく必要があります。
- ・専用の文化財収蔵・公開施設がありません。

④文化財指定等

- ・文化財指定等による保存、継承を積極的に行っていく必要があります。

⑤防災・防火・防犯対策

- ・風水害や地震等の自然災害や人為的災害に対する文化財の防災対策が十分ではありません。
- ・災害発生時の対応について検討する必要があります。
- ・建造物の耐震化や防災施設の設置・更新等による被害を最小限にとどめるための対策を講ずる必要があります。
- ・文化財の盗難や汚損、火災等によるき損の危険に対する事前対策を講ずる必要があります。
- ・文化財の防災、防火、防犯に対する市民意識を向上していく必要があります。
- ・行政および所有者、住民等による災害の危険性の共有、連携体制が十分ではありません。
- ・安全で確実に文化財を保存できる施設がありません。

(2) 文化財の活用に関する課題

①情報発信の強化・充実

- ・住民や来訪者に対する情報発信が十分ではありません。
- ・住民等が地域の文化財を身近に感じ、価値や特性を正しく認識することができるような多様な情報発信が十分ではありません。

②案内板や便益施設の充実

- ・老朽化した案内看板が見られます。
- ・駐車場や駐輪場、トイレなどの便益施設が少ない状況です。
- ・インバウンド対応としてのサインや案内の多言語化、先端技術を用いた再現や展示公開など文化財の価値を損なわないことを前提とした来訪者等の満足度や利便性向上のための環境が十分ではありません。

③継続性のある活用イベントの実施

- ・活用イベントが一過性のものになりがちで、継続性のある形での実施に至っていません。

④文化財を総合的に学ぶ場所、機会

- ・住民や来訪者等が本町の歴史文化を学んだり体験できる場所や機会が不足しています。

- ・住民や来訪者等が本町の歴史文化を総体的に体感できる施設がありません。
- ・子どもたちを含む住民や来訪者が本町の歴史文化を理解しやすい方法を考える必要があります。

⑤文化財のまちづくりへの活用

- ・地域の歴史文化や成り立ちを表す文化財の保存のほか、地域活性化やまちづくりのための活用方法を考える必要があります。
- ・高齢化などにより、活用を担うまちづくり団体の存続が危ぶまれています。

(3) 文化財の継承に関する課題

①担い手の確保、育成

- ・住民の高齢化、人口減少等により、担い手の確保、育成への取り組みを進めていく必要があります。

②保存、活用の組織、体制づくり

- ・文化財の保存・活用に関わる専門知識をもった職員が不足しています。
- ・文化財保護行政に係る予算が十分とは言えない状況です。
- ・文化財の保存や防火、防犯対策を下支える組織づくりと資金確保などに関する持続可能な体制や方策を検討していく必要があります。
- ・行政、所有者、住民、住民団体、専門家等が単独で行う取組みの重複や、文化財に対する価値基準の相違などにより、統一的な文化財保護対応策が不十分な状況です。
- ・核となって文化財保存、活用を実施する団体を確保する必要があります。

5. 文化財の保存と活用の方針

上記のような将来像と基本目標に向けて、南知多町が抱える文化財に関わる課題を解決し、保存と活用に関する方針を次のように定めます。

(1) 基本目標1「基礎をつくる」

方針1-① 調査、記録保存

- ・建造物や古文書、食文化など調査が不十分な文化財について、文化財保護法が規定する文化財類型ならびに地域のバランスも考慮しながら、計画的な把握調査を推進し、継続的な調査成果の更新に努めます。
- ・住民や住民団体、学術研究機関等と連携を取り、地域の人々の生活文化と密接に関わる伝統行事や伝統料理などの調査を進めます。

方針1-② 整理、評価

- ・調査等で得られた成果を継続的に保存・活用に活かすとともに、後世へと確実に受け継いでいくため、現物保存はもちろん、デジタル化や共有できる一元的データベース化等の対応をしていきます。
- ・調査等で把握した文化財について体系的な整理を行います。
- ・調査等で把握した文化財の評価について、必要に応じて専門家の協力や意見を求めます。

方針1-③ 保管、管理

- ・個別の文化財の長期的かつ計画的な保管、管理を行うにあたり、行政と指定等文化財の所有者との連携を密にして継続的な支援を行うとともに、必要に応じて保存管理計画等の策定、更新についても支援します。
- ・所有者等が実施する指定等文化財の保存整備事業について、国・県・町の補助制度及び民間団体の助成制度を活用し支援します。
- ・町が所有する重要文化財「旧内田家住宅」、国の登録有形文化財「旧内田佐平二家住宅」などの建造物を後世に残していくため、維持管理、修繕事業を継続して実施していきます。
- ・町内に残る文化財や歴史文化に関する史資料類、調査記録類等を適切に保管、管理し、研究するための拠点となる施設の整備に努めます。
- ・その他、文化財の保管、管理について、財政的な支援や人的支援を含めた制度を検討します。所有者等が管理できなくなった指定等文化財については、行政が現地確認し、所有者等と協議・承諾を得て必要な措置を講じます。

方針1-④ 文化財指定等

- ・未指定文化財のうち、指定や登録する価値があると考えられるものについては、必要に応じて専門家の協力を得ながら調査研究を行い、指定目的を明確にしたうえで文化財保護委員会への諮問を経て、新たに文化財指定するなどの措置を講じます。また、指定等に至らないものについても適切に保存できるような措置を講じます。
- ・県指定以上の指定に相当すると考えられるものについて、愛知県県民文化局文化芸術課文化財室と協議し、国・県指定、登録に向けて価値を明らかにする調査を行います。

方針1-⑤ 防災、防火、防犯対策

- ・愛知県が平成11年に刊行した『文化財の防災の手引き』をもとに、文化財の防災対策を進めるとともに、所有者等に周知することにより、防災意識の向上を図ります。
- ・地震や風水害による文化財の対応については「南知多町地域防災計画」（令和5年(2023)3月修正）に基づき、防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、文化財及び周辺環境整備などを通じて文化財の保全を図ります。また、すでに把握している文化財については、所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとします。また、応急的な対策として、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めることとします。
- ・町内各地域で想定される風水害や地震等に対する備えとして、指定等文化財建造物の整備工事など必要な対策を検討するとともに、対策マニュアル等の作成を行うなど、平時からの文化財防災、防火の取り組みを推進します。
- ・各寺院などに安置されている仏像等の盗難、史跡の崩壊や天然記念物の枯死などを防ぐため、定期的な見回りや写真撮影などを進めるよう広報等で周知するとともに防災・防火・防犯意識の向上に努めます。
- ・各地区、各文化財所有者等の課題に応じた防災・防火・防犯体制の強化に努めます。

- ・所有者、地域住民等を対象として、文化財の防災、防火、防犯意識の高揚を図るため、継続的に訓練等を実施します。
- ・風水害や地震等の自然災害、盗難や火災等の人為的災害等の被害を防ぐため、貴重な文化財を適切に保存、収蔵できる施設を標高の高い場所に整備することを検討します。

(2) 基本目標2「応用する」

方針2-① 情報発信の強化、充実

- ・広報紙はもちろん、ホームページやSNS、文化財アプリ等で本町の歴史文化の価値や魅力を発信するとともに、新たな情報提供を呼びかけます。
- ・地元ケーブルテレビなどの情報機関や地域情報誌、プレスリリースなどを積極的に利用して、より多くの情報を外部に発信していくよう努めます。
- ・地域の歴史文化の歩みとともにある社寺や受け継がれてきた文化財、伝統行事等の魅力を再発見し、その発信を通じて住民等により身近に感じてもらう取り組みを推進します。

方針2-②案内板や便益施設の充実

- ・指定、未指定等を問わず主要な文化財の案内看板の新設、更新、ウォーキングコースの設定や歴史的建造物の公開、所蔵資料の展示など、本町の歴史文化の価値や魅力を伝えられるような方策を施します。
- ・駐車場や駐輪場、トイレなどの便益施設のほか、文化財の価値を損なわないことを前提とした来訪者等の満足度や利便性向上のための環境整備を進めます。

方針2-③ 継続性のある活用イベントの実施

- ・文化財を使った各種イベントを開催します。参加する住民や来訪者が受け身にならないよう体験型のイベントも取り入れていきます。また、活用イベントが一過性のものにならないよう、将来的な人材や資金確保等も見据えた持続可能な形で活用していくための手法や体制を整えていきます。
- ・住民や住民団体等が文化財を活用した活動ができるような機会や場所を創出します。
- ・文化財所有者や各地区まちづくり団体等が、本町の歴史文化や文化財、伝統行事などに関わって活動する団体による歴史文化、文化財の活用がスムーズに行えるよう、講師派遣等の人的な支援を行います。
- ・文化財所有者や各地区まちづくり団体等が文化財を活用する事業を実施する際に、国・県・町の補助制度及び民間団体の助成制度を活用し財政的な支援を行います。

方針2-④ 文化財を総合的に学ぶ場所、機会

- ・住民や来訪者が本町の歴史や文化を感じられる場所、機会を増やします。
- ・町主催の講演会や講座などを継続的に開催し、住民が地域の歴史文化や文化財など、祖先から受け継がれてきたものを学ぶ機会を提供し、地域の歴史文化の価値や魅力の知ってもらったり、再発見できるよう努めます。
- ・住民と来訪者等が本町の歴史文化を総体的に体感できるような施設の整備を検討します。
- ・子どもたちが本町の歴史文化を理解しやすいように、子ども向けパンフレット等の教材を

作成します。また、より親しみやすいようにイラストや漫画を用いた説明などの方法を取り入れます。

- ・学校教育において、児童生徒及び教職員が地域の歴史文化にふれる機会を増やし、地域の歴史文化を理解したり、地域への愛着心を育てることができるよう取り組みます。

方針②-5 文化財のまちづくりへの活用

- ・住民が本町の歴史文化を学び、地域活性化やまちづくりに活かせるよう取り組みます。また、町内各区やまちづくり関係団体等が主催して開催する講座等の事業を支援するため、講師を派遣・斡旋します。
- ・活用を担うまちづくり関係団体が存続できるよう、各団体への助成を継続していきます。

(3) 基本目標3「未来につなげる」

方針3-① 担い手の確保、育成

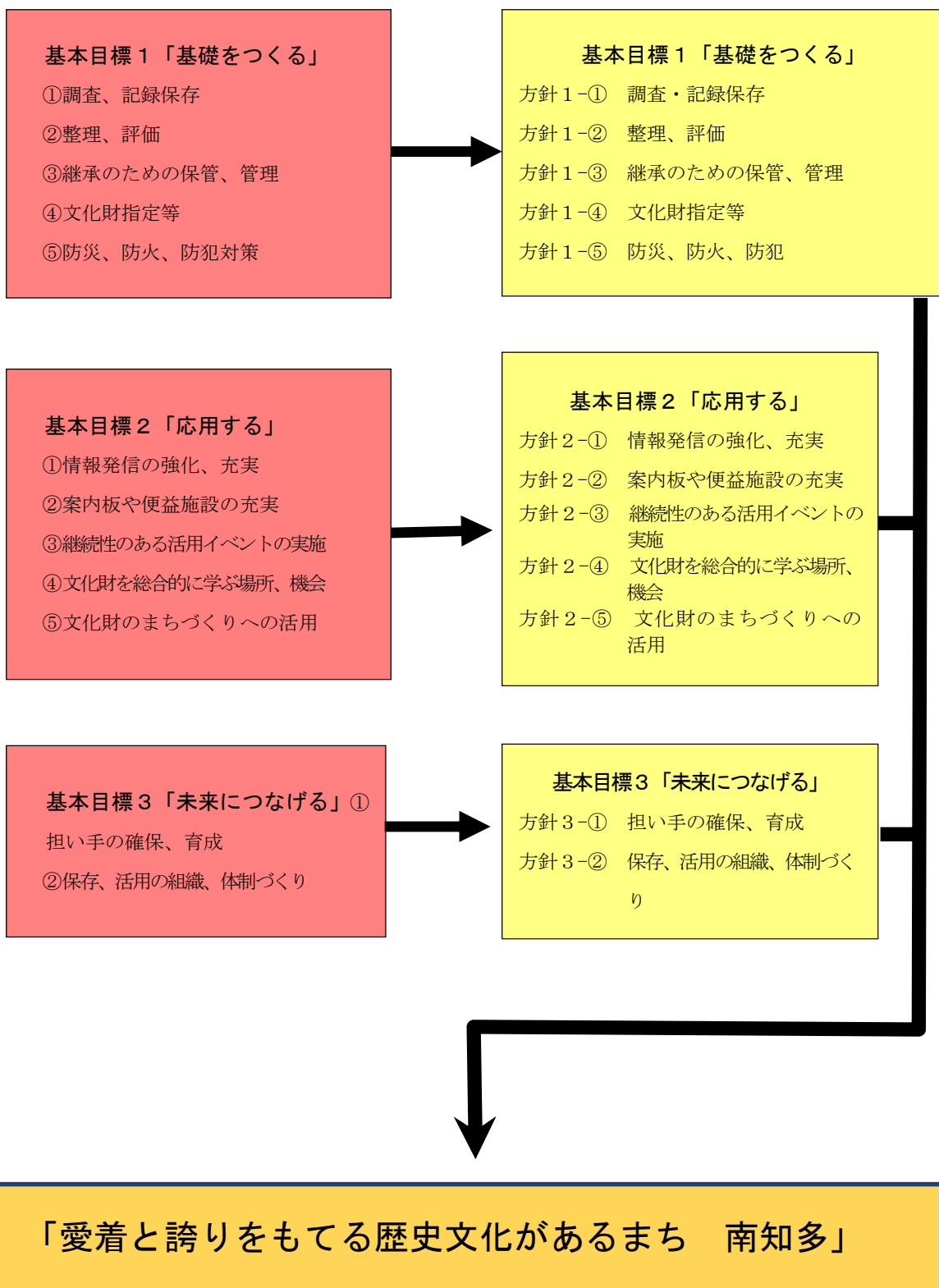
- ・若い世代が文化財に携わる機会を継続的に維持、創出し、文化財の保存・活用の担い手を確保する取り組みを推進します。
- ・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症などの影響を受けて祭礼や伝統行事の継承が危機的な状況にある場合は、学術研究機関と連携を取り、例えば、各地区のお囃子の指の動きを記録にとったり、過去に録音されたお囃子と現在のお囃子の曲を比較したりすることなどにより、正しい曲、演奏を復元したり、参加者の減少が目立つ行事の支援をするなど、各地区の祭礼、伝統文化が良い形で継承されていくような対策を講じていきます。
- ・学校教育現場での文化財の活用を推進し、多様な世代の住民等が本町の歴史文化に愛着と誇りを持つ機会を継続的に創出します。
- ・小中学生を対象にした各地区の文化財ガイドマップ等の製作をすすめるとともに、来訪者等を案内できるガイドを育成していきます。そして、この事業を通じて子どもたちの地域への愛着心や誇りに思う気持ちを育てるとともに新たな担い手となるよう努めます。

方針③-2 保存・活用の組織、体制づくり

- ・文化財保護行政担当課の体制を整え、文化財の保存・活用を推進するために、専門職員を確保したうえで、庁舎内各部局、各種団体との連携を強化し、文化財の保存・活用を図ります。
- ・文化財の保存と活用に伴う財源確保を着実にを行うとともに、新たな資金調達のあり方についても検討します。
- ・文化財担当課のみならず関係部署と連携・協力して事業を進めることで、多方面での予算確保に努めます。
- ・少子高齢化等により人口減少が進んでいる本町においても、他市町村同様に一部の決まった人に地域の役職が集中する傾向があり、歴史文化の保存や継承を担う上でも負担となっているため、個々の人の負担を増やさぬよう、本町の文化財、伝統行事などに関わって活動する団体のネットワーク化について検討します。また、文化財保存活用支援団体の認定について積極的に取り組みます。

課題・必要なもの

基本目標・方針



第6章 文化財の保存と活用に関する措置

本町の歴史文化の特徴、文化財の保存と活用に関する課題と方針を踏まえ、保存と活用に関する将来像の実現を目指し、本計画の計画期間である今後9年間で実施する措置（取り組み）を以下のとおり設定します。そして、前章で示した保存と活用の3つの基本目標に対応するそれぞれの方針について、本町の文化財全般を対象とした措置を講じるとともに個別の措置を講じます。

これらの計画期間内に取り組む措置のうち、保存のため緊急性を要するもの、観光や地域振興など他分野と関連し取り組みの相乗効果等が期待できるもの、保存・活用を今後推進していくための土台づくりに資するもの等については、本計画における重点的措置と位置づけ、前期から取り組んでいきます。また、比較的緊急度の低い措置や他機関との調整が必要な措置については中期以降に実施することを検討します。なお、前期は令和6年（2024）度～8年（2026）度、中期は令和9（2027）年度～11年（2029）度、後期は令和12年（2030）度～14年（2032）度とします。各措置の財源としては、町及び文化財所有者の自己資金のほか、国の各種補助金（文化庁補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）及び県の各種補助金を活用します。また、各種団体や企業等による補助金や寄付金等の民間資金等も活用しながら進めていく場合もあります。

取り組み主体のうち、「行政」は本町教育委員会社会教育課および関連課室を示します。「住民」は、当該地区住民とともに各区を示します。「住民団体等」は、本町内の各地区まちづくり団体や観光ボランティアを含む、歴史文化に関する活動に関わる各種団体を示します。「所有者等」は、文化財の所有者および管理者を示します。「民間」は町内外の民間企業や関連団体等を示します。「専門家」は大学等研究機関のほか、公立私立の美術館、博物館等に所属する研究者等を示します。「学校」は学校の教職員、児童生徒、PTAなど学校教育に関わる全ての人を示します。

1. 基本目標1「基礎をつくる」に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体	実施期間		
					前期	中期	後期
1-①	1	調査、記録保存の実施	地域に存する民俗資料や伝統行事、食文化等を指定の有無に限らず調査し、記録保存に努めます。	行政 所有者 住民団体 専門家	●	●	●
1-②	2	文化財の体系的な整理、データベースの構築・更新	調査成果等、各種情報のデジタル化を行い、一元的なデータベースの構築・更新を行います。	行政 所有者 住民 住民団体 専門家	●	●	●
1-②	3	文化財の評価	総合的な観点で整理した文化財の評価や意義づけについて、必要に応じて専門家の協力や意見を求めながら進めます。	行政、 所有者 専門家	●	●	●

1-③	4	文化財の保管、管理における所有者等への人的支援	個別の文化財の長期的かつ計画的な保存管理を行うにあたり、行政と指定等文化財の所有者との連携を密にして継続的な支援を行うとともに、必要に応じて保存管理計画や保存活用計画等の策定、更新に対して支援します。	行政 所有者 専門家	●	●	●
1-③	5	文化財の保存管理における所有者等への財政的支援	所有者等が実施する指定等文化財の保存整備事業について、国・県・町の補助制度及び民間団体の助成制度を活用し支援します。	行政 所有者 民間 専門家	●	●	●
1-③	6	重要文化財「旧内田家住宅」、登録有形文化財「旧内田佐平二家住宅」の継続的な維持管理、修繕	文化財建造物を後世に残していくための維持管理、修繕等の事業を継続して実施していきます。旧内田佐平二家住宅の修理にあたっては、地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）補助金等を活用して実施します。	行政 住民団体 専門家	●	●	●
1-③	7	文化財、史資料類、調査記録類等の保管、研究拠点の整備の検討	町の歴史や文化に関する史資料、記録を保存したり研究したりするための拠点となる施設の整備について検討します。	行政 所有者 住民 住民団体 民間 専門家	●	●	
1-④	8	新たな文化財の指定等の推進	保存・活用のため新たに指定等が必要と判断される文化財について、委員会の諮問結果を受けて指定等（町指定）の措置を講じます。また、県以上の指定に相当すると考えるものについて、調査報告書を作成するなど価値を明らかにしたうえで、県と協議していきます。	行政、 所有者 専門家	●	●	●
1-④	9	指定等に至らない文化財の保存に関する方策の検討	文化財指定には至らないまでも、本町の歴史文化の中で重要な文化財の保存に努めます。	行政 所有者 専門家	●	●	●
1-⑤	10	文化財の防災・防火・防犯対策推進	愛知県が平成11年に刊行した『文化財の防災の手引き』をもとに、文化財の防犯・防災対策を進めるとともに、所有者等に周知することにより、防災・防火・防犯意識の向上を図ります。	行政 所有者 住民 住民団体 専門家	●	●	●
1-⑤	11	「南知多町地域防災計画」に基づく文化財の保存管理	所有者等の防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、文化財及び周辺環境整備などを通じて文化財の保全を図ります。また「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとします。	行政 所有者 住民 住民団体 専門家	●	●	●

1-⑤	12	防災、防火、防犯対策マニュアルの作成	想定される風水害や地震等に対する備えとして、指定等文化財建造物の整備工事など必要な対策を検討するとともに、対策マニュアル等の作成を行うなど、平時からの文化財の防災、防火の取り組みを推進します。	行政 所有者 専門家	●	●	
1-⑤	13	定期的な文化財パトロールや写真撮影等による文化財被害の防止	各寺院などに安置されている仏像等の盗難、史跡の崩壊や天然記念物の枯死などを防ぐため、定期的な見回りや写真の撮影などを行い、防犯・防災意識の向上に努めます。	行政	●	●	●
1-⑤	14	所有者等の課題に応じた防災・防火・防犯体制の強化	各地区やそれぞれの文化財所有者等の課題に応じた防災・防火・防犯体制の強化に努めます。	行政 所有者 住民 住民団体	●	●	●
1-⑤	15	文化財防火等の訓練を通じた防災・防火・防犯意識の呼びかけ	所有者、地域住民等を対象として、文化財の防災、防火、防犯意識の高揚を図るため、継続的に訓練等を実施します。	行政 所有者 住民 住民団体	●	●	●
1-⑤	16	文化財保管、収蔵場所の確保	風水害や地震等の自然災害、盗難や火災等の人為的災害等の被害を防ぐため、貴重な文化財を適切に保存、収蔵できる施設を標高の高い場所に整備することを検討します。また、施設の整備ができるまでは、特に重要な文化財を町総合体育館内にて保管していきます。	行政 所有者 民間 専門家	●	●	

2. 基本目標2「応用する」に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体	実施期間		
					前期	中期	後期
2-①	17	ホームページ、SNS 等による歴史文化情報発信	広報紙はもちろん、ホームページやSNS、文化財アプリ等で本町の歴史文化の価値や魅力を発信するとともに、新たな情報提供を呼びかけます。	行政 住民 住民団体	●	●	●
2-①	18	民間企業等による歴史文化情報発信	ケーブルテレビや地域情報誌など民間の情報機関・情報誌やプレスリリースなどを積極的に利用して、より多くの情報を外部に発信していきます。	行政 住民 住民団体	●	●	●
2-①	19	文化財保護への理解を深める情報発信事業の実施	地域の歴史文化の歩みとともにある社寺や受け継がれてきた文化財、伝統行事等の魅力を再発見し、その発信を通じて住民等により身近に感じてもらうよう取り組みます。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●

2-②	20	主要な文化財の案内看板の新設、更新	指定等文化財を中心に来訪者が文化財について知ったり理解を深めたりすることができる案内看板を設置していきます	行政 所有者	●	●	●
2-②	21	ウォーキングコースの設定、歴史的建造物や所蔵資料の公開等の実施と案内板の設置	ウォーキングコースの設定や歴史的建造物の公開、所蔵資料の展示など、本町の歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を施します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-②	22	来訪者等の満足度や利便性向上のための環境整備	駐車場や駐輪場、トイレなどの便益施設のほか、インバウンド対応としてのサインや案内の多言語化、先端技術を用いた再現や展示公開など、文化財の価値を損なわないことを前提とした来訪者等の満足度や利便性向上のための環境整備を進めます。	行政 所有者 住民 住民団体 民間 専門家		●	●
2-③	23	特色ある文化財活用イベント等の継続実施	文化財を活用して、本町の歴史や文化の価値や魅力を知ってもらえる各種イベントを実施します。また、一過性のものにならないような方策を講じます。	行政 所有者 住民 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-③	24	文化財の活用場所の確保、機会の創出	住民や住民団体等が文化財を活用して各種の活動ができる場所を確保することにより活動機会を創出します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-③	25	所有者、住民団体等による文化財活用事業への人的支援	所有者や町内各区、各種団体が主催して開催する文化財活用イベント等の事業を支援するため、講師を派遣・斡旋します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-③	26	所有者、住民団体等による文化財活用事業への財政的支援	所有者や町内各区、各種団体が主催して開催する文化財活用イベント等の事業について、国・県・町の補助制度及び民間団体の助成制度を活用できるよう支援します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-④	27	文化財について学んだり体験できる場所、機会の創出	住民や来訪者が本町の歴史や文化を感じられる場所、機会を増やします。	行政	●	●	●
2-④	28	特色ある文化財講座や講演会等の開催	講演会や講座などを継続的に開催し、住民が地域の歴史文化や文化財など、祖先から受け継がれてきたものを学ぶ機会を提供します。	行政 所有者 民間 専門家	●	●	●
2-④	29	所有者、住民団体等による文化財講座や講演会等の開催に係る人的支援	所有者や町内各区、各種団体が主催して開催する文化財講座や講演会等の事業を支援するため、講師を派遣・斡旋します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●

2-④	30	所有者、住民団体等による文化財講座や講演会等の開催に係る人的支援	所有者や町内各区、各種団体が主催して開催する文化財講座や講演会等の事業について、国・県・町の補助制度及び民間団体の助成制度を活用し支援します。	行政 所有者 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-④	31	住民、来訪者等が本町の歴史文化を総体的に体感できる施設整備の検討	講演会や講座などを継続的に開催し、住民が地域の歴史文化や文化財など、祖先から受け継がれてきたものを学ぶ機会を提供し、地域の歴史文化の価値や魅力を知ってもらったり、再発見できる施設の整備を検討します。	行政 所有者 民間 専門家	●	●	
2-④	32	子ども向け教材の作成	子どもたちが本町の歴史文化を理解しやすいように、イラストや漫画等を用いた子ども向けパンフレット等の教材を作成します。	行政、 所有者 学校 民間 専門家	●	●	
2-④	33	学校教育現場における文化財活用事業支援	児童生徒や教職員を対象にした児童生徒と教職員を対象にした郷土めぐり、研修会などを継続して実施していきます。	行政、 所有者 学校 民間 専門家	●	●	●
2-⑤	34	町内各区やまちづくり関係団体等の主催事業に対する人的支援	地域活性化やまちづくりを目的に町内各区やまちづくり関係団体等が主催して開催する講座等の事業を支援するため、講師を派遣・幹旋します。	行政、 住民団体 民間 専門家	●	●	●
2-⑤	35	まちづくり関係団体の存続に対する財政的支援の継続	活用を担うまちづくり関係団体の高齢化等への対策として、各団体への助成を継続していきます。	行政、 住民団体 専門家	●	●	●

3. 基本目標3「未来につなげる」に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体	実施期間		
					前期	中期	後期
3-①	36	文化財保存・活用の担い手確保の取り組み推進	若い世代が文化財に携わる機会を継続的に維持、創出し、文化財の保存・活用の担い手を確保できるよう取り組んでいきます。	行政 住民 住民団体 民間 専門家	●	●	●
3-①	37	住民団体等との連携による担い手の育成	各地区住民と専門家や大学機関との連携により、失われる可能性のある伝統行事、伝統文化の記録保存、復元や参加者の減少が目立つ行事支援など、各地区の祭礼、伝統文化が良い形で継承されていくような対策を講じていきます。	行政 住民 住民団体 民間 専門家	●	●	●

3-①	38	学校現場における文化財を教材とする取組推進	学校教育現場での歴史教材や現地学習を通して郷土の歴史文化に触れる機会を継続的に創出します。	行政 所有者 住民 住民団体 学校	●	●	●
3-①	39	子どもガイド育成事業の推進	小中学生を対象に、町内の文化財を巡る事業を開催し、自分が住む地域への理解を深めるとともに、来訪者等を案内できるガイドを育成します。	行政 所有者 住民団体 学校 民間 専門家	●	●	●
3-②	40	文化財専門職員の拡充・人材確保	文化財保護行政担当課の体制を整え、文化財の保存・活用を推進するために、専門職員を計画的に雇用していきます。	行政	●	●	●
3-②	41	横断的な庁内体制の構築	文化財の保存・活用の取り組みを全庁的に推進すべく、文化財保護課および関係部署を交えた、庁内横断的な推進体制を構築します。	行政	●	●	●
3-②	42	財源確保のための取り組み推進	文化財の保存・活用のための財源確保に向けて、各種補助金制度の研究、さらにふるさと納税やクラウドファンディングの活用等、新たな財源確保の取り組みについて推進します。	行政 所有者 民間	●	●	●
3-②	43	住民団体のネットワーク化推進	歴史文化の保存や継承において個々の人の負担を増やさぬよう、本町の文化財、伝統行事などに関わって活動する団体のネットワーク化を図ります。	行政 所有者 住民 住民団体 専門家	●	●	●
3-②	44	文化財保存活用支援団体認定の推進	多様な主体による文化財の保存・活用の取り組みを推進するため、支援団体となりうる団体の育成支援を行い、必要に応じて、文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」の認定を推進します。	行政 住民団体 民間	●	●	●

第7章 文化財の防災・防犯

1. 災害の歴史

(1) 自然災害

本町においては、これまで大地震や台風等により大きな被害を受けていたことがわかっています。

地震被害では、安政元年（1854）11月に発生した安政大地震はマグニチュード8.4の大きなもので、本町にも1mを超す津波が押し寄せ、内海地区においては家屋の全壊や半壊が60戸以上に及んだといわれています。明治24年（1891）10月の濃尾地震もマグニチュード8.4の大きなもので、本町における震度は6～7で、死者2人、全・半壊の家屋が300戸を超す被害がありました。昭和19年（1944）、20年（1945）には東南海地震（M8.0）、三河地震（M7.8）が立て続けに発生しました。本町における震度は5～6で0.4～0.9mの津波もあり、死者1人、全壊家屋等100戸以上、半壊家屋等約250戸の大きな被害がありました。

風水害の被害では、昭和28年（1953）の台風13号、昭和34年（1959）の伊勢湾台風による被害は特に大きなものでした。暴風と高さ2～3mほどの高潮により、13号台風では500戸以上の家屋が、伊勢湾台風では1400戸以上の家屋が流出全・半壊し、それぞれの台風で2,000戸以上の家屋が床上・床下浸水の被害に遭いました。また、伊勢湾台風により、国指定天然記念物「羽豆神社の社叢」をはじめ、多くの文化財が被害を受けました。「羽豆神社の社叢」の被害はかなりひどく、社叢全体が壊滅的な被害を受け、暖地性照葉樹林の多くが失われました。その後少しずつ回復し、今ではウバメガシを中心に元に近い姿に回復しています。内海では、国指定文化財の「旧内田家住宅」の近隣家屋では胸くらいの高さまで浸水しましたが、旧内田家住宅では大きな被害を免れました。一方、内海の吹越をはじめ多くの地区では山車蔵や山車が被害に遭い、しばらくの間祭礼が中止されていましたが、昭和50年代以降徐々に再開されるようになりました。

災害の記録

書名	主な内容	発行者、編者	発行年月
昭和28年13号台風 海岸復興誌	台風被害状況及び復興の記録	愛知県	昭32.3
伊勢湾台風災害史	台風被害状況及び復旧の記録	社団法人全国 防災協会	昭37.8
愛知県災害誌	県内の気象災害、地震、火災等	愛知県	昭45.3

(2) 火災被害

本町における指定文化財の火災被害は次の2件があります。

ア. 豊受^{とようけ}神社の絵馬

昭和 60 年（1985）9 月 1 日に発生した火災により、町指定文化財「絵馬」が掛けられていた拝殿の一部が焼損しました。当時拝殿は施錠されていましたが、拝殿北東隅の床下から出火し、絵馬が焼失しました。教育委員会では、報告を受けた後絵馬の消失を確認し、指定解除を行いました。

イ. 正法寺の大般若経

平成 9 年（1997）12 月 24 日に発生した火災により、町指定文化財「大般若経」が納められていた弘法堂が全焼しました。当時大般若経は唐櫃からびつに納められていて、消火のために放水された水をかぶったため、唐櫃は失いましたが、大般若経は一部を焼損したものの大部分は損傷を免れた状態で発見されました。教育委員会では、消火後すぐに焼け残った大般若経を町郷土資料館内に搬入し、乾いて紙同士が張り付いてしまう前に、館内の日が当たりにくい場所で広げ、日陰干しと泥落としの応急処置を施しました。その後、所有者である正法寺住職と幾度も協議を重ね、文化財指定内容を一部変更したうえで、愛知県と本町の補助金交付により復元することができました。



弘法堂の被害状況



焼損した大般若経

2. 文化財の防災・防犯に関する現状と想定されるリスク、課題

(1) 現状

本町内に神社仏閣をはじめ地域の歴史を感じることのできる文化財が数多くありますが、無人となる時間帯もあり、安置されている仏像などが盗難等に遭う危険性は常にあります。また、我が国は、常に台風や地震といった自然災害の脅威にさらされていて、本町においても大きな台風の襲来や南海トラフ地震等の大地震により大きな被害を被る可能性があります。

「南知多町地域防災計画」（令和 5 年（2023）3 月修正）では、防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、周辺環境整備などを通じて文化財の保全を図ることとし、平常時からの対策として国指定・県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとしています。また、応急的な対策として、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めることとしています。本町では、町内に所在する国・県・町指定文化財の防火対策として、防火施設の点検を行うとともに、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせて、所有者、管理者、近隣住民対象の文化財防火訓練を実施しています。なお、国、県指定文化財については、

愛知県の指導の下で平成9年（1997）に防火台帳を作成し、文化財が保存されている建物の防火設備等を把握しています。

（2）今後想定される災害リスク

本町においては、多くの地点が土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域、高潮浸水想定区域に指定されていて、伊勢湾台風級の台風の襲来時などにお



文化財防火訓練（山海 岩屋寺）

ける被害が甚大なことが予測されています。また、津波災害計画区域にも指定されていて、南海トラフ地震発生時には町内の大部分の地点において震度7の揺れが想定され、沿岸部や川沿いの低地等において液状化の危険性が認められています。そして、この地震時における津波による浸水は沿岸部の低地で想定され、1 cm以上浸水する面積は最大で416haと想定されています（南知多町国土強靱化計画による）。一方、近年の火災については、平成30年（2018）度は14件と多かったものの、他の年度は10件以内で推移しています。令和2年（2020）度は10件あり、建物火災は3件でした。

近年、大きな台風や地震、火災による被害はありませんが、いずれもいつ発生してもおかしくない状況です。

（3）文化財の防災・防犯に関する課題

本町の指定文化財の中には、大きな台風や地震等に伴う風水害被害、津波被害想定区域に存在するものが多くあります。また、常に火災や盗難の危険があります。

本町は、昭和時代に入ってからでも、台風や集中豪雨を始めとした風水害のほか、東南海地震、三河地震などの大地震等で大きな被害を受けた歴史があります。

近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあることから、今後も風水害の被害を受ける可能性は大きく、南海トラフ付近を震源とする地震・津波に対しては、人口に占める死者の割合が県内でも突出しているなど、極めて甚大な建物被害・人的被害が予測されています。さらに、不意に起こる火災や危険物の爆発等による災害についても想定しておく必要があります。このため、これらの風水害や地震等の自然災害や人為的災害に対する文化財の防災対策の充実が求められる一方で、被害を最小限にとどめるために実施する建造物の耐震化や防災施設の設置・更新等は十分でなく、また、災害発生時の対応についても予め十分な対策を講じ切れていない状況です。また、近年日本各地で仏像を始めとした文化財の盗難や汚損、火災等によるき損の危険性は高まっていて、本町においてもいつ被害を受けるかはわかりません。

文化財の防災、防火、防犯に対する住民意識の向上や、地域において守るべき文化財を、地域住民が把握できていないという状況もあり、地域総がかりで防災、防火、防犯に取り組むためには、行政および所有者、地域等が災害の危険性を共有し、連携して対

策に取り組む体制を確立していく必要があります。また、近年オークションなどで仏像など、本来寺院が所有しているものが出品されている例が散見されるため、貴重な文化財が散逸しないような対策を講じておくことも必要です。



南知多町土砂災害・高潮防災マップ（上）、津波防災マップ（下）

3. 文化財の防災・防犯に関する方針

文部科学省・文化庁では、これまで文化財防火運動の展開（文化財防火デー）や、建造物防災対策重点強化事業、美術工芸品防災施設事業などを通じて、国宝・重要文化財の防火などの対策を講じてきています。そして、平成31（2019）年に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災や、沖縄の首里城跡での火災を受けて、あらためて「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月23日）を策定しました。これは、令和元年（2019）の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂）、及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に点検結果を勘案したものです。愛知県においては、令和2年（2020）策定の「愛知県文化財保存活用大綱」で防犯・防災及び災害発生時の対応として、方針や具体的な取り組みを示しています。

以上を受け、本町では「南知多町地域防災計画」（令和5年（2023）3月修正）に基づき、本計画の「第5章 文化財の保存活用に関する方針」と「第6章 文化財の保存と活用に関する措置」に現状、課題、方針、措置について記し、対応することとしています。

具体的な対策としては、防災意識の向上や、管理者に対する指導・助言、防火・消防施設等の設置、周辺の環境整備などを通じて文化財の保全を図ることとし、平常時からの対策として国指定・県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、状況把握に努めるとともに情報を共有し不意の災害時に備えることとしています。また、応急的な対策として、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めることとしています。

4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

文化財の損失を未然に防ぐ対策とともに、災害発生時における迅速な対応がより重要であることから、本町においては、文化財保護担当課に該当する社会教育課が主体となって、所有者等、住民、住民団体のほか、知多南部消防組合、各地区自主防災組織、役場関係課室等とともに防災・防犯を進めていきます。

そして、災害・被害発生時のみならず、所有者の意識高揚のため、平時より、共同訓練の合同での訓練の定期実施等を通じて、これら関係機関等との連携の構築および強化を図り、防災・防犯対策を一層推進していきます。

また、本町に存在する文化財について、自然災害や火災、盗難等が発生した場合には、以下の手順、内容で迅速な対応にあたることとします。また、必要に応じて半田警察署等へ届け出るとともに、国・県指定文化財および国の登録文化財にあつては文化庁および愛知県へ報告し、その指示、助言を仰ぐこととします。

★災害・被害発生

- ①発見者（所有者、住民等）から半田警察署、知多南部消防組合等へ通報

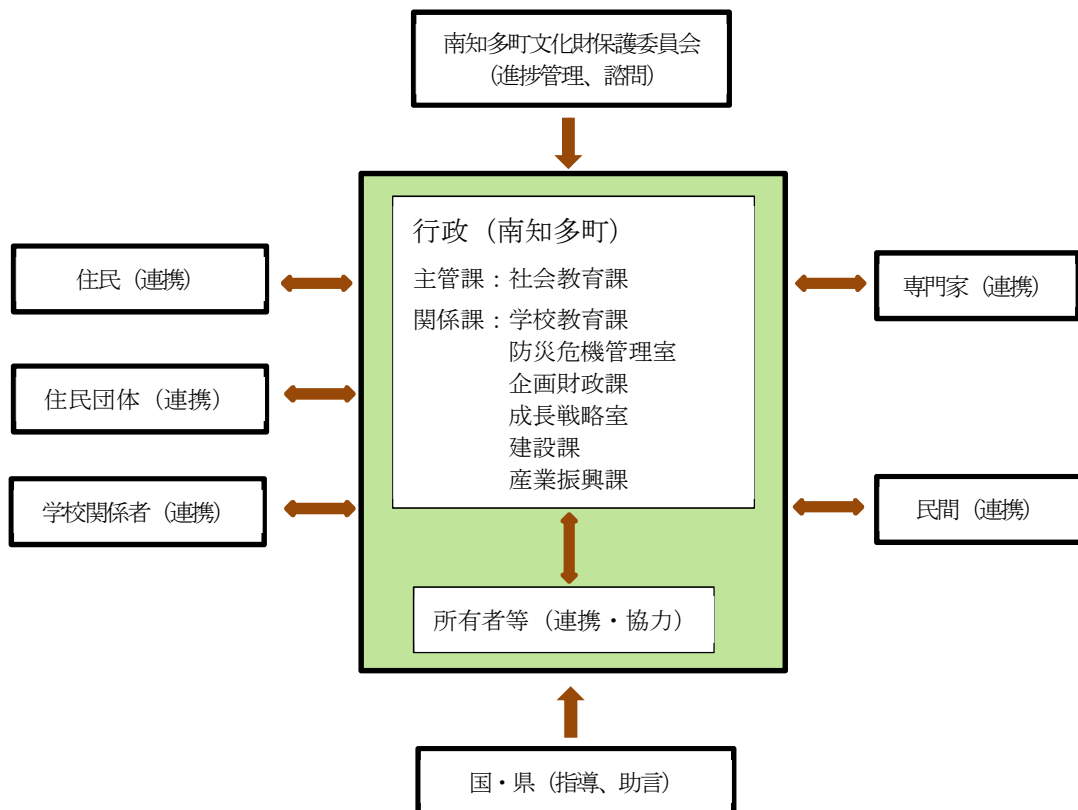
- ②町教育委員会による状況確認（現場確認、所有者等の聞き取りほか）
- ③半田警察署、知多南部消防組合等へ被害報告（必要に応じて）
- ④文化庁、愛知県文化芸術課文化財室へ報告およびき損届の提出（国、県指定等文化財の場合。指示、助言等を受ける）
- ⑤修復等に関し文化財専門家等に指導を受ける
- ⑥所有者等と修復等に関する協議
- ⑦文化庁、愛知県文化芸術課文化財室へ現状変更許可申請書の提出（国、県指定等文化財の場合）
- ⑧修復作業
- ⑨文化庁、愛知県文化芸術課文化財室へ現状変更終了届の提出（国、県指定等文化財の場合）

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用の推進体制

本計画で定める歴史や文化財の保存・活用に関する措置は、文化財保護の所管課である社会教育課が中心となり、文化財保護事業の企画、立案、運営を行っていきます。なお、事業の企画、立案については、南知多町文化財保護委員会の意見を聴取し、行っていくこととします。また、文化財を活用して行う様々な施策については庁内関係課室と情報を共有し、課室をまたいだ意見交換や検討を行うなど、本計画の推進についても関係課室間の連携を密にした取組みを進めていくこととします。

庁内における以上のような取り組みの中、社会教育課は文化財の「所有者等」（文化財の所有者及び管理者）と連携、協力し合い、保存、活用に努めていくこととします。そして、保存、活用の推進に当たり、「住民」や「住民団体」（南知多郷土研究会、みなみちた観光ボランティアガイド、各地区まちづくり団体等の町内住民団体）のほか、「専門家」（大学等研究機関、美術館・博物館等に所属する研究者等）、「学校関係者」（学校教職員、児童生徒、PTA等）、「民間」（民間企業・民間団体等）などの他機関と連携をとり進めていくこととします。なお、措置の実施にあたっては、南知多町文化財保護委員会による進捗管理の下で意見を求めながら進めることとし、国及び県の指導や助言の下で進めていくこととします。



南知多町の文化財保存活用の体制図（令和5年4月現在）

南知多町役場における文化財の保存・活用に関する体制・組織

南知多町役場			
部	課室	専門職員数(人)	文化財関係事務分掌
教育委員会	社会教育課	0	文化財の保存、調査研究、活用に関すること
	学校教育課	0	小中学校における文化財に関する学習に関すること
総務部	防災危機管理室	0	文化財の防災・防犯に関すること
	企画財政課	0	総合計画に関すること、文化財保護の予算に関すること
	成長戦略室	0	文化財を活用した地域活性化、まちづくりに関すること
建設経済部	建設課	0	都市計画、都市景観に関すること
	産業振興課	0	文化財を活用した産業振興、観光振興に関すること
附属機関			
南知多町文化財保護委員会		—	町の文化財保護施策に対する指導・助言、文化財保存活用地域計画の進捗管理に関すること

2. 体制整備の課題・方針

本町は小規模な自治体で、学芸員資格を有し文化財に対する専門知識を持った職員はいるものの一般職採用で、財政上の理由から専門職員の確保が非常に難しい現状があります。このことが、貴重な地域の文化財の現状把握や、郷土資料の整理、データ化等がすすめられない状況に繋がっているともいえます。

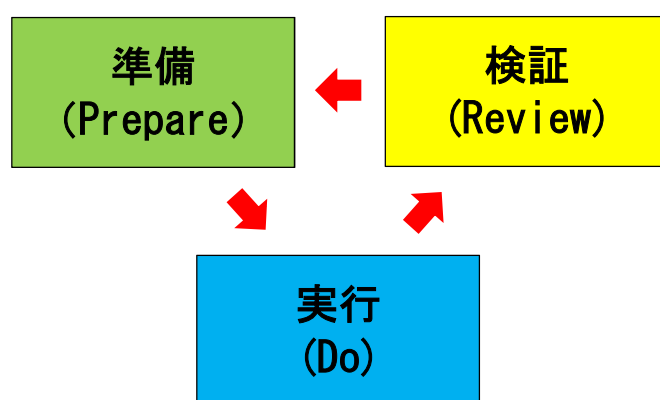
このような状況の中、本計画を推進していくためには、専門知識を有した職員の雇用、ないしは人材育成が望ましいと思われませんが、それまでの間は住民団体や専門家、愛知県等との連携を深め、専門的知見の指導や、調査研究の実施を進めていく中で、専門職員が他分野の見識を深めていく機会を増やし、一般行政職員であったとしても、必要なアドバイスを外部から得られる体制を作り、その体制を継続していく必要があります。

また、庁内関係課室の体制については、町総合計画の下、公共施設再配置計画の作成をはじめ、横断的な情報共有、協議を積極的に進めていく方針が打ち出されたため、文化財保存、活用に関する諸施策についても、関係課室間での協議を進め、協力し合いながら進めていくことが求められていくと思われます。そして、このような体制を通じて、庁内の様々な課室で行われる歴史や文化財に関連する事業について関係職員が同じ目的、意識をもって取り組んでいくことが可能となり、他課室の担当者に歴史や文化遺産に対する関心や理解を浸透させていくことが期待できるものと思われます。

そして、庁外においては、庁内で検討した文化財保存活用施策について、所有者等の理解と協力の下、関係する住民団体や民間企業、民間団体とも連絡を密にし、本町の歴史や文化財をめぐる諸施策に様々な面での協力を求め、ともに取り組む体制を継続していくことが必要と考えています。

3. 進捗管理と評価の方法

地域計画の進捗管理と評価にあたっては、計画や各事業について準備 (Prepare)、実行 (Do)、検証 (Review) からなる P D R サイクルによる継続的改善を図り、本計画に掲げる将来像の実現に努めます。



(1) 準備

本計画に基づく文化財の保存と活用に関する措置を実行するにあたり、文化財担当課である社会教育課は何を目的に行うかを明確にした上で、事前に行っておくべき手続きや打合せを行い、具体的な手順の確認や必要な物品等を準備します。

(2) 実施

社会教育課は、各事業の実施にあたり必要に応じて庁内関連課室や住民、専門家などと連携をとって、あらかじめ決めておいた手順に従って事業を実施していきます。

(3) 検証

社会教育課は、事業実施当該年度において各事業について実施した結果を振り返ります。そして当該年度における各事業の実施結果を南知多町文化財保護委員会に報告し、意見を求めます。社会教育課は文化財保護委員会の意見を踏まえ、次の事業を確実に行うための準備を行っていきます。

4. 関係市町との連携

現在、本町は知多地区文化財保護委員会連絡協議会や愛知県史跡整備市町村協議会に加盟し、知多地区5市4町など加盟する市町村と情報交換、事業協力等を行っています。

知多地区の市町を始めとする近隣市町においては歴史や文化に共通する部分もあり、この連携体制は本町にとって事業効果を高めています。

本町は、伊勢湾と三河湾の海上交通の要衝に位置していることから、海の道で他地区とつながってきた歴史があります。このようなつながりの中で、統一的なテーマによる文化財公開事業や講演会、現地見学会等を実施し、広域的な観点で文化財の魅力や価値を発信し、地域振興、観光振興に結びつけていくことを促進していきます。